阿 見 町 議 会 会 議 録

令和３年第１回定例会

（令和３年３月２日～３月19日）

阿　見　町　議　会

令和３年第１回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示・・・１９
◎会期日程・・２０
◎第１号（３月２日）・・２３
○出席，欠席議員・・２３
○出席説明員及び会議書記・・・２３
○議事日程第１号・・・２５
○開　会・・・２７
・会議録署名議員の指名・・２７
・会期の決定・・２７
・諸般の報告・・２８
・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
・議案第３号（上程，説明，質疑，討論，採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
・議案第４号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
・議案第５号から議案第１２号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・・３２
・議案第１３号から議案第１８号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・３９
・議案第１９号から議案第２４号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・４２
・議案第２５号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５９
・議案第２６号から議案第２７号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・６０
・議案第２８号から議案第２９号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・６２
・議案第３０号から議案第３５号（上程，説明，採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６３
○散　会・・６４

◎第２号（３月３日）・・・６５
○出席，欠席議員・・・６５
○出席説明員及び会議書記・・６５
○議事日程第２号・・６７
○一般質問通告事項一覧・・・６８
○開　議・・６９
・一般質問・・６９
樋口　達哉・・・６９

難波　千香子……８５
久保谷　実……１０４
海野　　隆……１１７
飯野　良治……１３４
○散　会……１４６

◎第３号（３月４日）……１４７
○出席，欠席議員……１４７
○出席説明員及び会議書記……１４７
○議事日程第３号……１４９
○一般質問通告事項一覧……１５０
○開　議……１５１
・一般質問……１５１
紙井　和美……１５１
永井　義一……１６４
落合　　剛……１８０
川畑　秀慈……１８４
栗原　宜行……２０１
・休会の件……２１５
○散　会……２１５

◎第４号（３月１９日）……２１７
○出席，欠席議員……２１７
○出席説明員及び会議書記……２１７
○議事日程第４号……２１９
○開　議……２２１
・議案第４号（委員長報告，討論，採決）……２２１
・議案第５号から議案第１２号（委員長報告，討論，採決）……２２２
・議案第１３号から議案第１８号（委員長報告，討論，採決）……２２７
・議案第１９号から議案第２４号（委員長報告，討論，採決）……２３２
・議案第２５号（委員長報告，討論，採決）……２４２
・議案第２６号から議案第２７号（委員長報告，討論，採決）……２４３

・議案第２８号から議案第２９号（委員長報告，討論，採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４４
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務
調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第 1 回 定 例 会

阿見町告示第２３号

令和３年第１回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和３年２月１８日

阿見町長　　千　葉　　繁

１　期　日　　令和３年３月２日

２　場　所　　阿見町議会議場

令和３年第１回阿見町議会定例会会期日程

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第１日	３月２日	（火）	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第２日	３月３日	（水）	午前10時	本会議	・一般質問（５名）
第３日	３月４日	（木）	午前10時	本会議	・一般質問（５名）
第４日	３月５日	（金）	午前10時	委員会	・総　　務（議案審査）
			午後２時	委員会	・民生教育（議案審査）
第５日	３月６日	（土）	休　　会		・議案調査
第６日	３月７日	（日）	休　　会		・議案調査
第７日	３月８日	（月）	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第８日	３月９日	（火）	午前10時	委員会	・予算特別委員会（総務所管分）
第９日	３月10日	（水）	午前10時	委員会	・予算特別委員会（民生教育所管分）
第10日	３月11日	（木）	休　　会		・議案調査

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第11日	３月12日	（金）	午前10時	委員会	・予算特別委員会（産業建設所管分）
第12日	３月13日	（土）	休　　会		・議案調査
第13日	３月14日	（日）	休　　会		・議案調査
第14日	３月15日	（月）	休　　会		・議案調査
第15日	３月16日	（火）	休　　会		・議案調査
第16日	３月17日	（水）	休　　会		・議案調査
第17日	３月18日	（木）	休　　会		・議案調査
第18日	３月19日	（金）	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第　　1　　号

〔　3 月 2 日　〕

令和３年第１回阿見町議会定例会会議録（第１号）

令和３年３月２日（第１日）

○出席議員

１番　久保谷　充　君
２番　落　合　剛　君
３番　栗　田　敏　昌　君
４番　石　引　大　介　君
５番　高　野　好　央　君
６番　樋　口　達　哉　君
７番　栗　原　宜　行　君
８番　飯　野　良　治　君
９番　野　口　雅　弘　君
１０番　永　井　義　一　君
１１番　海　野　隆　君
１２番　平　岡　博　君
１３番　川　畑　秀　慈　君
１４番　難　波　千香子　君
１５番　紙　井　和　美　君
１６番　柴　原　成　一　君
１７番　久保谷　実　君
１８番　吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　長　千　葉　繁　君
副　町　長　坪　田　匡　弘　君
教　育　長　湯　原　正　人　君
町長公室長　小　口　勝　美　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩　孝君
人事課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	白石幸也君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井　厚君
国保年金課長	武井　浩君
都市計画課長	林田克己君
道路課長	浅野修治君
上下水道課長	井上　稔君
学校教育課長	小林俊英君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川　栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第１回阿見町議会定例会

議事日程第１号

令和３年３月２日　午前１０時開会・開議

日程第１	会議録署名議員の指名について	
日程第２	会期の決定について	
日程第３	諸般の報告	
日程第４	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について	
日程第５	議案第３号	専決処分の承認を求めることについて（新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）
日程第６	議案第４号	阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第７	議案第５号	阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
	議案第６号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第７号	阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について
	議案第８号	阿見町立公民館条例の一部改正について
	議案第９号	阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について
	議案第１０号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第１１号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第１２号	阿見町青少年問題協議会条例の廃止について
日程第８	議案第１３号	令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号）
	議案第１４号	令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
	議案第１５号	令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第４号）
	議案第１６号	令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
	議案第１７号	令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）
	議案第１８号	令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第９	議案第１９号	令和３年度阿見町一般会計予算

	議案第２０号	令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第２１号	令和３年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第２２号	令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第２３号	令和３年度阿見町水道事業会計予算
	議案第２４号	令和３年度阿見町下水道事業会計予算
日程第10	議案第２５号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）
日程第11	議案第２６号	土地の処分について
	議案第２７号	土地の処分について
日程第12	議案第２８号	町道路線の廃止について
	議案第２９号	町道路線の認定について
日程第13	議案第３０号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第３１号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第３２号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第３３号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第３４号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
	議案第３５号	阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

午前１０時００分開会

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，ただいまから令和３年第１回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君）　日程第１，会議録署名議員の指名について，本定例会の会議録署名議員は，会議規則第120条の規定によって，

９番　野　口　雅　弘　君

10番　永　井　義　一　君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては，去る２月22日，議会運営委員会が開かれ協議されましたので，その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君）　皆さん，おはようございます。

それでは，会期の決定についてを御報告申し上げます。

令和３年第１回定例会につきましては，去る２月22日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は６名で，執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から３月19日までの18日間で，日程につきましては，本日，本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

２日目，３月３日は午前10時から本会議で一般質問，５名。

３日目，３月４日は午前10時から本会議で一般質問，５名。

４日目，３月５日は委員会で，午前10時から総務常任委員会，午後２時から民生教育常任委員会。

５日目から６日目までは休会で議案調査となります。

７日目，３月８日は委員会で，午前10時から産業建設常任委員会。

８日目，３月９日は委員会で，午前10時から予算特別委員会，総務所管分。

９日目，３月10日は委員会で，午前10時から予算特別委員会，民生教育所管分。

10日目，３月11日は休会で議案調査。

11日目，３月12日は委員会で，午前10時から予算特別委員会，産業建設所管分。

12日目から17日目までは休会で議案調査。

18日目，３月19日は最終日となりますが，午前10時から本会議で，委員長報告，討論，採決，閉会。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして，御報告を申し上げます。

○議長（久保谷充君）　お諮りいたします。

本定例会の会期は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり，本日から３月19日までの18日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，会期は本日から３月19日までの18日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君）　次に，日程第３，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は，町長提出議案第３号から議案第35号，以上33件であります。

次に，監査委員から令和３年１月分に関する例月出納検査の結果についての報告がありましたので報告いたします。

次に，本定例会に説明員として地方自治法第121条第１項の規定により出席を求めた者は，お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に，閉会中における委員会，協議会等の活動状況は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，令和２年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について，３月１日付で町長か

ら報告がありました。内容は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第４，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。

本件につきましては，茨城県後期高齢者医療広域連合規約第８条の規定により，議員１名を選挙するものです。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては，地方自治法第118条第２項の規定により，指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

お諮りいたします。指名の方法については，議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

それでは，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に，久保谷充君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました久保谷充君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

ただいま当選されました久保谷充君が議場におられますので，本席から会議規則第33条第２項の規定により告知をいたします。

議案第３号　　専決処分の承認を求めることについて（新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第５，議案第３号，専決処分の承認を求めることについて（新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。本日は，令和３年第１回定例会を招集しましたところ，議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第３号の専決処分の承認を求めることについて（新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について），提案理由を申し上げます。

本案は，新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い，阿見町国民健康保険条例，阿見町国民健康保険税条例及び阿見町介護保険条例について，所要の改正を行うものであります。

その内容としましては，新型インフルエンザ等対策特別措置法を引用して定義されていた新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，御承認いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　今回の専決処分は，定義内容を改正するということでされているようですけども，中身を見ると，これ何ページかな，４ページかな，新型コロナウイルス感染症，中段ぐらいにですね，括弧して，病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス，令和２年１月にと。その下にですね，中華人民共和国から世界保健機関に対して云々と書いてあるんですけれども，これ今，変異株が非常に問題になっているんだと思うんですよ。そうすると，変異株についても，いわゆる中華人民共和国から云々というもの，つまり中華人民共和国から全てこれは発生したもの，そこから発したものというのかな，報告されたもの，これの一部だということでいいんですか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　お答えいたします。

今般の改正によりまして，新型コロナウイルス感染症につきましての法律条文というものが全て削除されまして，新たに感染症予防法のほうに定義されたものでございます。ただ，その予防法に定義されたものについては，今後も起こり得るもの全てを網羅しているものでありま

して，今般の改正しているものは，そもそも中華人民共和国において発生したものを想定しているものでございます。現在の，質問にありました変異株につきましても，もともとの由来はそこにありますので，継続してそれに対応するものだと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はございませんか。

13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　ここに，今，海野議員が言いましたが，第２条の棒線の後に，感染したときまたは発熱等の症状がってあります。この感染の定義とは何ですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　お答えします。

感染したという名義だと医療的な定義になるかと思いますが，通常ウイルスは体内に入りまして活動を始め，免疫活動のほうが発動された時点を言うものと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第３号については，会議規則第39条第３項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第３号については，原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって議案第３号については，原案どおり承認することに決しました。

議案第４号　　阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第６，議案第４号，阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第４号の阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について，提案理由を申し上げます。

本案は，公職選挙法の一部改正に伴い，町村の議会議員及び長の選挙において立候補者が選挙運動に要する費用のうち，選挙運動用自動車の使用，選挙運動用ビラの作成，選挙運動用ポスターの作成に係る費用を公費により負担することが可能となったため，それぞれの費用について，その契約，上限額，支払い手続等について必要な事項を定めるため，本条例を制定するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案４号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

総務常任委員会では付託案件を審査の上，来る３月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第５号　　阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

議案第６号　　阿見町介護保険条例の一部改正について

議案第７号　　阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について
議案第８号　　阿見町立公民館条例の一部改正について
議案第９号　　阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について
議案第１０号　阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第１１号　阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第１２号　阿見町青少年問題協議会条例の廃止について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第７，議案第５号，阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について，議案第６号，阿見町介護保険条例の一部改正について，議案第７号，阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について，議案第８号，阿見町立公民館条例の一部改正について，議案第９号，阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について，議案第10号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，議案第11号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第12号，阿見町青少年問題協議会条例の廃止について，以上８件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第５号から議案第12号までの条例の一部改正及び廃止について提案理由を申し上げます。

議案第５号の阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は，阿見町消防団において，令和３年度より機能別分団として役場消防部を編成することに伴い，所要の改正を行うものであります。

議案第６号の阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は，介護保険法第117条第１項の規定に基づく阿見町長寿福祉計画，第８期介護保険事業計画の策定に伴い，介護保険料率について，所要の改正を行うものであります。

議案第７号の阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は，道路構造令の一部改正に伴い，自動運転の実用化に対応するために，道路の付属物として新たに自動運行補助施設を追加する等所要の改正を行うものであります。

議案第８号の阿見町立公民館条例の一部改正について申し上げます。

本案は，公民館の陶芸室及び陶芸窯の使用料金について料金を徴取する根拠を明示する必要があるため，所要の改正を行うものであります。

議案第９号の阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について申し上げます。

本案は，ふれあいセンターの陶芸窯の使用料金について，料金を徴取する根拠を明示する必要があること，及び令和３年４月に吉原交流センターが開館することに伴い，その名称や住所，使用料金を定める必要があることから所要の改正を行うものであります。

議案第10号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町道の駅整備事業検証委員会につきましては，道の駅整備事業の検証が完了し，その役割を終了したため廃止するものであります。阿見町青少年問題協議会及び阿見町青少年相談員連絡協議会につきましては，青少年行政の事業見直しに伴い，廃止するものであります。

議案第11号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

青少年問題協議会委員につきましては，阿見町青少年問題協議会の廃止に伴い，当該委員の項を削除するものであります。安全衛生管理産業医につきましては，近隣自治体との報酬格差及び産業医業務における面接指導の増加に伴い，加算報酬を追加するものであります。道の駅整備事業検証委員会委員につきましては，道の駅整備事業検証委員会の廃止に伴い，当該委員の項を削除するものであります。

議案第12号の阿見町青少年問題協議会条例の廃止について申し上げます。

本案は，地方青少年問題協議会法の一部改正及び時代とともに変化する青少年問題に対応するため，当該事業を見直し，新たに青少年育成阿見町民会議を設置し取り組む方針であることから，条例を廃止するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案８件については委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　陶芸窯の話なんですけれども，議案何号だっけ，８号か。これはつまり，今まで明確な規定のないままに料金を徴収していたということになりますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　これまでは，公民館の陶芸窯の利用基準というのがございまして，その基準に基づいて料金が徴収されてきたものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　それは中央公民館とかすみ公民館でも新たに多分陶芸窯ができて，あれかな，基準を，基準だっけ，徴収基準か，を設ける必要ができて，基準でやっていたと。

しかし，この公民館条例の中の料金について書いていなかったので，やるということなんですけど，通常のあれですか，こういう公民館とか，その他のコミュニティセンターとかいろいろあると思うんですけども，そういうところで利用料金を徴収する場合に，そういった料金の基準とかという形で今までやっていたんだけども，それを今度新たに条例の中に入れ込むということなんだけれども，これは通常そういうふうにやられているということで問題はなかったんですか。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　お答えさせていただきます。

これまでは，利用基準ということで徴収をさせていただいておりましたが，本来であれば，条例のほうに明記して徴収するというのが本来でございますので，そのように改めさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はございませんか。

７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　議案第５号のほうでちょっとお伺いいたします。全協でも御説明いただきましたけれども，消火活動に支障が生じているということでしたけれども，支障が生じていることを示す具体的な数値はありますか。

○議長（久保谷充君）　防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君）　お答えします。

消火活動における具体的な到着時間のデータはございませんので，出動回数等について御説明いたします。１件当たりの火災時の出動車両と人数につきましては，令和元年度におきまして消防団が2.2個分団，人数が18.2人，令和２年につきましては1.8個分団，人数が14.8人となっております。令和元年と２年を比較しまして，１件当たり0.4個分団，人数が3.4人の減となっており，出動した分団や人数が，僅かではありますが減少していることは分かります。

今回ですね，役場消防部を立ち上げることによりまして，現場に直行する時間を短縮することで消防署や消防団の活動を補完して，少しでも災害時の一助になればと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。ほかにですね，稲広さんの市町村であるとかですね，県内の市町村の中で，今回，役場消防部のような部分を設置する市町村はほかにありますか。

○議長（久保谷充君）　防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君）　お答えします。

稲敷広域消防本部管轄内で役所の消防隊を組織しているところが龍ケ崎市，それから牛久市，それから稲敷市が編成してございます。その他，茨城県内では北茨城市と鉾田市が近年組織化をしている状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　最後ですけれども，全協のところでですね，活動の内容のところに，行方不明の捜索というのを書いてあったんですけど，今回は説明の議案の中に入っておりませんけれども，この行方不明の捜索も活動内容に含めるということですか。それとも，議案どおりそれは含めずに，通常の消火災害についてのみという形になるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君）　お答えします。

行方不明者の捜索という業務につきましても，今回の役場消防部の部分ですね，も，消防団員という扱いでございますので，基本団員と同じように消火活動並びに行方不明者の捜索も活動任務として捉えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はございませんか。

16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　９号ですね，ふれあいセンター，交流センター，公民館という呼び方があります。コミュニティセンター，この違いはどういうふうに定義していますか。それとも，国の省庁関係に指導，その呼び方についての規定とかありますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　お答えさせていただきます。

今回４月からオープンいたします吉原交流センターにつきましては，地域の皆様のほうの検討委員会の中でですね，こういう名称をということでこのような名称にさせていただいております。

そういった経緯がございまして，公民館のほうは社会教育法に基づく施設と，コミュニティセンターにつきましては地方自治法に基づく施設というような法的には位置づけで分かれてございます。名称につきましては，開設時にそのタイミングでそれぞれ名称をつけさせていただいております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　今，地方自治法と，もう一つありましたね。ただ，使い方の定義というのはありますか。ふれあいセンター，交流センター，コミュニティセンター，公民館という中の，その使い方の違いというのは，定義とかありますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　お答えさせていただきます。

それぞれにございまして，まず，社会教育法に基づく施設ということで，まず，阿見町公民館条例において公民館については使用の規則を定めてございます。地方自治法に基づく施設としましては，阿見町コミュニティセンター条例の中で使用基準等を定めて運用してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はございませんか。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　青少年問題協議会条例の廃止かな。これ12号ね。これなんですけれど，これ法律に基づいて，多分最初必置義務で，その後各市町村に任されて，今回廃止するということなんですけれども，青少年問題協議会を廃止してだよ，それでその青少年育成町民会議でやるということのようなんですけども，これ代替できるんですか，これで。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　お答えさせていただきます。

これまでの経過につきましては御説明したとおりでございますけれども，24年まで阿見町青少年問題協議会，そして，阿見町青少年育成町民会議というのが存在してございました。それを，一連の流れの中で，県の動きとしましても，新たに青少年育成町民会議のほうに集約をして実施するというような流れでございます。阿見町におきましても，改めて青少年育成に関する問題についてですね，青少年育成町民会議を立ち上げまして，そこで支援をしていくというような方向に整理したものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　さっき少し述べましたけれども，2014年の地方分権一括法案で改正が

あって，ごめんなさい，地方青少年問題協議会法ね，法律ね。で，主な改正は，委員の資格要件を廃止したと，従来会長は町長と，委員は議会等々から出すと。ただ，阿見町では改正にのらなかったっていうのかな，改正しないまま，そのまま従来のやり方で現行はきていると思うんですよ。

何かそうやって見てみると，少し，この青少年問題協議会というものを活性化するための手だてをとらないまま，とらないままに廃止してしまうと，こういうように見えるんですけれども，いわゆる2014年の地方分権一括法案の改正以降の，阿見町における，いわゆる青少年問題協議会，これの在り方というのはどんな状況になっていたのか教えてください。

○議長（久保谷充君）　生涯学習課長煙川栄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（煙川栄君）　お答えいたします。

青少年問題協議会につきましては，毎年度１回の開催をしておりました。その中で，前年度の事業報告，それと当年度の事業計画及びその当年度における青少年育成に関する方針を定めて，これを町のほうに答申をするというようなこと実際には行っておりました。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　そうすると，年１回程度行っていて，少し形式的な協議会になっているかなというような認識があって，新たにそれを廃止して，新たに青少年育成町民会議を立ち上げて，そこでもうちょっと実質的に青少年問題についてしっかり取り組んでいこうと，こういう理解でいいということですか。

○議長（久保谷充君）　生涯学習課長煙川栄君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（煙川栄君）　お答えいたします。

海野議員のおっしゃるとおりでございまして，青少年問題につきましては，時代とともにその内容が変わってきております。また，構成する団体につきましても，高齢化やいろいろな諸問題，悩みや，その団体内でなかなか解決ができないような問題もございます。

そういうようなことで，実務的に話し合う場があったほうがいいのではないかというような御意見もありまして，今回，このような形にさせていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第５号から議案第12号については，会議規則第39条第１

項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

各常任委員会では付託案件を審査の上，来る３月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第１３号　令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号）
議案第１４号　令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
議案第１５号　令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第４号）
議案第１６号　令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
議案第１７号　令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）
議案第１８号　令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第４号）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第８，議案第13号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号），議案第14号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号），議案第15号，令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第４号），議案第16号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号），議案第17号，令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号），議案第18号，令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第４号），以上６件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第13号から議案第18号までの補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第13号，一般会計補正予算は，既定の予算額から３億5,089万6,000円を減額し，歳入歳出それぞれ222億8,391万5,000円とするものであります。

２ページの第１表，歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第７款地方消費税交付金は，決算見込みに合わせて減額。

第16款国庫支出金では，土木費国庫補助金で国の三次補正に伴い，防災安全交付金を増額。

第17款県支出金では，民生費県補助金で国庫補助金への変更により，安心こども支援事業費補助金を減額。

第20款繰入金では，財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第23款町債では，国の三次補正に伴い，土木債で都市計画街路整備事業債を増額。また，地方消費税交付金など４項目の減収額に対し，令和２年度に限った財源補填措置として減収補填債を新規計上するものであります。

次に，４ページからの歳出でありますが，第３款民生費では，障害者福祉で利用者の増に伴い，障害者介護給付事業，障害者訓練等給付事業を増額。

第７款土木費では，国の三次補正に伴い，街路事業費で都市計画道路寺子・飯倉線整備事業を増額。

第12款諸支出金では，公共公益施設整備基金費で荒川本郷地区町有地売却予定分を増額するものであります。

このほか，事業清算に伴う各種国庫支出金等返還金を計上，また全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

６ページの第２表，繰越明許費につきましては，情報発信推進事業ほか15件について，年度内に事業完了とならないため，翌年度に繰り越すものであります。

７ページの第３表，地方債補正については，減収補填債を追加，また事業費の確定等により保育施設整備事業ほか８件について，限度額を変更するものであります。

議案第14号，国民健康保険特別会計補正予算は，既定の予算額から２億1,537万2,000円を減額し，歳入歳出それぞれ46億9,303万5,000円とするものであります。その主な内容は，保険給付費で実績見込みにより療養給付費及び療養費を減額するもので，その財源として県支出金の保険給付費等交付金を減額するものであります。

議案第15号，介護保険特別会計補正予算は，既定の予算額に9,261万5,000円を追加し，歳入歳出それぞれ34億7,570万8,000円とするものであります。その主な内容は，歳入で，第１号被保険者保険料及び前年度繰越金を増額，歳出で，介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。

議案第16号，後期高齢者医療特別会計補正予算は，既定の予算額から722万9,000円を減額し，歳入歳出それぞれ10億1,998万3,000円とするものであります。主な内容は，保健事業費で健康診断と委託料を減額，財源として諸収入及び一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第17号，水道事業会計補正予算は，水道事業会計予算第４条に定めた資本的支出について1,880万円を増額するものであります。その内容としましては，配水施設改良費で道路の雨水排水整備に当たり，支障となる水道配水管の切廻し工事費となっております。

議案第18号，下水道事業会計補正予算は，下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入について，1,394万6,000円を増額するものであります。その主な内容としましては，下水道使用

料を実績見込みにより増額。長期前受金戻入額については，元金償還に充当した一般会計繰入金分相当額を増額するものであります。また，収益的支出について589万4,000円を増額し，その主な内容としましては，処理水量の増により流域下水道維持管理負担金を増額するほか，契約差金等の不用額を減額するものであります。

次に，予算第４条に定めた資本的収入については１億5,524万9,000円を増額し，その主な内容としましては，受益者負担金を実績見込みにより増額するものであります。また，資本的支出について648万9,000円を減額し，その主な内容としましては建設改良事業に係る契約差金等を減額，流域下水道建設費負担金を増額するものであります。

なお，収益的収入及び資本的収入のほか会計負担金，補助金を充当先見直しにより増額または減額しております。また，予算第５条に定めた起債の限度額について，流域下水道建設費負担金の増額に合わせて増額するものであります。

さらに，予算第４条に定めた各補填財源の額，第８条に定めた職員給与費，第９条に定めた他会計からの補助金，第10条に定めた利益剰余金の処分について，予算額の増額または減額に併せて増額または減額するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお，本案６件については委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　まず，一般会計補正予算の中なんですけども，41ページになります。

その中で，農業振興費ですね。これの一番下の1167農業用ハウス強靱化緊急対策事業があるわけなんですけども，これに関して，今回，全額減額されているかと思うんですね。今回これの需要はなかったわけですか。ちょっとそれお聞かせください。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　お答えさせていただきます。

当初８名の申請を予定しておりましたが，２分の１裏負担分等の支出が困難ということで，全員申請を取り下げてしまいまして，全額減額ということになりました。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ちょっと８名の人が申請をしようと思ったけども，自分で払う分がかなり厳しかった。どのぐらいの被害があってそういった形になったか分かりますか。
○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。
○産業建設部長（村松利一君）　お答えいたします。
事業費につきましては1,801万3,000円ということになります。そして，補助金は２分の１ですので，約900万8,000円ですか，ということだったんですけど，その裏負担分の捻出が難しいということで皆さん取り下げたということです。
以上です。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　今のやつは８名の合計でよろしいですか。
○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。
○産業建設部長（村松利一君）　すいません，８名の合計でございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（久保谷充君）　これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております議案第13号から議案第18号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。
各常任委員会では付託案件を審査の上，来る３月19日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。
それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時といたします。
午前１０時４９分休憩

午前１１時００分再開
○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き，会議を開きます。

議案第１９号　令和３年度阿見町一般会計予算
議案第２０号　令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第２１号　　令和３年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第２２号　　令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第２３号　　令和３年度阿見町水道事業会計予算
議案第２４号　　令和３年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（久保谷充君）　次に，日程第９，議案第19号，令和３年度阿見町一般会計予算，議案第20号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算，議案第21号，令和３年度阿見町介護保険特別会計予算，議案第22号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算，議案第23号，令和３年度阿見町水道事業会計予算，議案第24号，令和３年度阿見町下水道事業会計予算，以上６件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　まず初めに，令和３年度施政方針を申し上げます。

令和３年第１回阿見町議会定例会の開会に当たり，予算の提案に先立ち，令和３年度の町政運営につきまして，所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

昨年は，世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染拡大に伴い，日本全国に緊急事態宣言が発出され，長期にわたり外出の自粛や休業要請が行われるなど大変な１年でした。本町においても，学校休業，不要不急の外出自粛，飲食店の時短営業を強いられるなど，町民生活や町内経済に大きな影響を及ぼし，苦渋の決断でありましたが，まい・あみ・まつり，町民運動会，そして新年の出初め式，成人式を中止といたしました。

こうした中，昼夜を問わず第一線で地域医療をお支えいただいている医療従事者の皆様をはじめとしたエッセンシャルワーカーの皆様の大変な御尽力に対し，心より敬意を表します。新年においても，なお事態は好転しておりませんが，ワクチン接種が開始される今年こそ，この困難を乗り越え，新たな一歩を踏み出す年になることを期待しております。

さて，私も今年で就任して４年目を迎え，総括の年となりました。これまで全力で取り組んできた24の政策公約については，14の項目が100％，６項目が80％以上の達成率となっており，新年度内には全ての政策が達成できる見通しです。これら政策公約に位置づけた施策は，いずれも持続可能な阿見町の未来を思い描き，取り組んできたものばかりです。

さらに，災害時の業務継続や町職員のワーク・ライフ・バランスを果たすための有効な手法として，就任時よりその実装が必須であると考えてきたテレワークの導入についても，交替勤務，在宅勤務の実施，そして，リモートアクセスが可能なパソコンの導入と，着実に実施体制

の整備を推進してまいりました。図らずもその一つ一つがこのコロナ禍において，本町に求められている取組としての重要さを増していると実感しております。

具体的効果の現れの一つが人口です。全国の多くの自治体が人口減に転じる中，本町においては増加傾向が続いており，令和３年１月１日にはついに人口４万8,000人を超えました。

魅力あるまちづくりのための６つの約束と24の政策公約の着実な取組が新たな住宅地の供給やインフラ整備と結びつき，移住・定住先として選ばれていると感じております。

一方，町内部に目を向けますと，昨年は職員の事務ミスが相次ぎました。これまでの組織体制と事務処理の見直しを図り，町政に対する失われた町民の信頼を回復しなければなりません。「過ちて改めざる。これを過ちという」この一文を肝に銘じ，職員間のコミュニケーションを密にし，「事務ミスゼロ」の行政組織を構築してまいります。

昨年は，新型コロナウイルス感染症対策に関する様々な施策に併せ，町民の皆様とお約束した政策公約の施策とともに，皆様からいただいた御意見や現場の声に応えるべく，施策を実施いたしました。

そのいくつかを申し上げますと，まず子育て・教育環境の充実では，子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し，安心して子育てができる環境の整備を図り，少子化対策を推進するため，第３子以降の学校給食費無料化の対象範囲を拡大いたしました。また，国が進めるＧＩＧＡスクール構想を積極的に推進するため，１人１台のタブレット端末と高速通信ネットワークの整備を一体的に進め，全ての児童生徒に充実したＩＣＴ環境を整備するとともに，老朽化が進んでいた竹来中学校の外壁改修と屋上防水工事のほか，舟島小学校のトイレ，冷暖房設備の改修工事を実施いたしました。

地域振興では阿見町商工会と連携し，プレミアム付商品券を発行し，コロナ禍の中で消費が低迷している町内の消費喚起と商業振興に取り組みました。また，町内の事業経営者や農業者，町内の工業団地に立地する企業等と連携して取り組んでいるふるさと納税制度においては，阿見町ならではの魅力を発信していける返礼品を充実させ，100品目を超えました。

広報・広聴活動では，コロナ禍において町民の皆様への情報発信の重要性を再認識し，新型コロナウイルス感染症情報をはじめ，災害・防犯情報などの緊急情報をいち早く，より確実に届けるあみメールの普及のため，より多くの町民があみメールに登録していただくために，登録キャンペーンを実施いたしました。

町民参加では，地域予算制度の取組といたしまして，令和３年度からの本格実施に先立ち，モデル地区として実穀地区・吉原地区において，今後の地域づくりや地域課題の解決策を生み出す場として先行して地域づくり会議を設置し，課題解決とコミュニティの形成に向け取り組みました。

危機管理では，コロナ禍における避難所運営において，感染症拡大防止及び生活環境の改善を図るために必要な避難テントとエアベット等の物資を整備いたしました。また，様々な企業・団体と災害時応援協定を締結いたしました。

このほかにも，待機児童の解消，病児保育・高齢者施設・障害者施設の整備など，様々な課題や町民のニーズに対応した取組を進めてまいりました。

コロナ禍で，多くの町民が不安な日々を送っています。こうした状況下において，感染防止対策に全力で取り組むのは当然ですが，町民生活と町内経済を維持する対策が重要です。感染防止対策と社会経済活動の両立は難しいかじ取りではありますが，何としてもやり遂げなければならないと考えております。引き続き，町民の皆様と力を合わせて，オール阿見で乗り越えてまいります。

それでは，令和３年度に実施する主な施策につきまして，第６次総合計画後期基本計画に位置づける「参加」「支え合い」「賑わい」の３つの重点テーマと，各テーマに沿った６つの重点プロジェクトに関する施策を中心に，その概要を御説明いたします。

令和３年度は，新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ，町民生活，町内経済への影響を十分注視しつつ，国県の動向を見極めながら適時的確な施策を積極的に推進してまいります。さらに，出産・子育て支援，持続可能な地域づくりといった各分野において，これまで以上に連携を意識しながら町政発展のために全力で取り組んでまいります。

初めに，１つ目のテーマである「参加」における，地域力を育むプロジェクトについてであります。町民の自立的，主体的なまちづくりの機運を高め，誰もがいきいきと活躍できる持続可能なまちづくりの実現に向け，地域力を育む取組を推進してまいります。

そのための，誰もが主役になれるまちづくりを推進する取組としては，町民の皆様がまちづくりに参画するきっかけをつくる町民討議会を継続して実施するとともに，従来の行政のやり方だけでは対応できていない地域課題を地域の皆さんで話し合い，その解決策を実現していく地域予算制度について，町内８地区に地域づくり会議を設置し，話合いを通じて地域の課題解決を行ってまいります。

広報活動の充実としましては，誰もが必要な情報を簡単に分かりやすく入手できるように，町公式ホームページをリニューアルさせ，シティプロモーションサイトに構築し，さらなる情報発信の強化により，阿見町の魅力の発信に取り組んでまいります。

財政規律を守るまちづくりを推進する取組としては，公共施設等総合管理計画に基づき，公共施設等の安全・安心な利用環境を確保しながら，更新，統廃合，長寿命化などを計画的に行ってまいります。さらに，将来の公共施設大規模改修や建て替えに備え，公共公益施設整備基金を積み立ててまいります。

また，ふるさと納税の返礼品をより充実させるとともに，寄附をされた方との継続的なつながりと共感を大切にしながら，より多くの方に本町を応援していただけるよう，農業者，商工業者，関係機関等の多様な事業者と連携し，特産品を新たに開発することで，返礼品の充実に努め，まちの魅力の発信に取り組んでまいります。

続いて，「参加」のテーマにおける，町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクトについてであります。町内のあらゆる人が活躍して地域全体を活性化するため，町民の社会参加に加えて，地域経済に付加価値を生み出す企業，専門性を持った大学等との連携強化を推進してまいります。

そのための，地域振興につながるまちづくりを推進する取組としては，農業分野において茨城大学及び東京農業大学との連携により，大学が有する専門的知的財産等の強みを活かし，地域資源を活用した新商品開発，地域農業における課題解決の検討などの取組の強化を図るとともに，交流人口の拡大を目指すグリーンツーリズムの推進に向けた調査研究を実施してまいります。

生涯活躍できるまちづくりを推進する取組としては，改修工事が完了する旧吉原小学校が４月から地域住民の交流を目的とした吉原交流センターとして運営を開始いたします。

さらに，旧実穀小学校においては地域コミュニティの拠点施設として再整備するため，地域のニーズを踏まえ具体的な整備内容を決定し，改修工事を進めてまいります。

続いて，２つ目のテーマである「支え合い」における，子供の成長や若者の活躍を支えるプロジェクトについてであります。出産や子育ての支援，安心して学べる教育環境の充実に取り組み，学校や家庭，地域全体で子供の成長を見守り，安心して子育てができ，若者の活躍を支えるまちづくりを推進してまいります。

そのため，出産や子育てを支えるまちづくりを推進する取組としては妊娠・出産を希望する方を支援し，その希望をかなえるため，これまでの特定不妊治療への助成に男性不妊治療を加えるとともに，妊娠後に流産を繰り返してしまう不育症に関する検査や治療に対する助成を国の制度と併せて支援してまいります。子育て支援のさらなる充実に向けては，病児保育施設を整備し，子育て世代の仕事と子育ての両立を支援いたします。

また，幼児の虫歯予防を推進するため，町内の保育園，幼稚園等での幼児の集団生活場でのフッ化物洗口導入の促進に取り組んでまいります。

待機児童解消に向けた取組としては，引き続き保育士等処遇改善，助成金による民間保育士の確保に努めるとともに，新たに開設される民間保育施設及び認定こども園を支援してまいります。

未来への投資を行うまちづくりを推進する取組としては，家庭教育への支援として，ふるさ

と納税の寄附金等を財源とした「あみ人材育成基金」を活用し，経済的な支援を必要とする若い世代を応援していくため，奨学金返還支援補助金及び人材育成海外留学奨学補助金により，地域を担う人材育成を図ってまいります。

教育の現場においては，多様化・複雑化する課題に対応するため，専門性を有するスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，不登校対策指導員の配置を継続させることで，悩みや不安を抱える児童生徒や保護者に加え，教職員に寄り添った支援を行ってまいります。

続いて「支え合い」のテーマにおける，町民の暮らしを支えるプロジェクトについてであります。町民や地域，行政等が互いに支え合い，高齢者や障害者に優しく，町民誰もが地域の中で安全に安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

お互いに支え合うまちづくりを推進する取組としては，高齢者福祉の充実に向けて特別養護老人ホームの開設により，入所待機者の解消に努めるとともに，災害時に福祉避難所となる総合福祉会館の機能強化を図るために，非常用電源等の整備を進めてまいります。

さらに高齢者の生活支援の取組として，身近な場所に食料品などの生活に必要なものを購入できる店舗がない地域において，移動手段を持たない高齢者等の買物を支援するため，民間事業所と連携し，移動販売車の運行事業の支援を継続してまいります。

交通体系・公共交通の充実を推進する取組としては，高齢者や車を持たない方の町内での買物や通院などの移動手段として運行しているデマンドタクシーあみまるくんについては，よりよい運行体制の見直しを図ってまいります。

また，円滑な移動が確保できる地域公共交通ネットワークの構築を目指し，阿見町地域公共交通計画を策定し，さらなる公共交通の利便性の向上を図り，地域の生活を支える公共交通体系の構築を進めてまいります。

危機管理ができるまちづくりを推進する取組としては，近年，首都直下地震の発生や大型台風，ゲリラ豪雨などの災害への備えが急務となっており，町民の自助と共助による災害対応力の強化を図るため，自主防災組織の育成と地区防災計画の作成を支援してまいります。また，防災施策のマスタープランとなる阿見町地域防災計画について，災害等の教訓や国，県の防災関係法令等の修正を踏まえ，防災体制及び防災施策の充実を図るため見直しを行ってまいります。さらに，役場職員による消防部を編成し，消防署の活動をサポートして，地域防災の充実と消防団の防災力の強化を図ってまいります。

防犯対策を推進する取組としては，本町で多発している自動車盗難被害を未然に防止するため，ハンドルロック等の盗難防止装置の購入支援をしてまいります。

最後に，３つ目のテーマである「賑わい」における，霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクトについてであります。霞ヶ浦の水辺や自然環境，農産物等の地域資源を活かした新

たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み，まちの魅力を積極的に発信していくことで，広域的な広がりを持った交流を生み出すまちづくりを推進してまいります。

そのための霞ヶ浦を核として交流するまちづくりを推進する取組としては，つくば霞ヶ浦りんりんロードがナショナルサイクルルートとして認定され，サイクリングを楽しむ機運が高まっており，国内外から多くのサイクリスト等の来訪が期待されるため，来訪者の町内周遊につながる情報発信を行うとともに，安全な走行環境を確保するため安全対策を行ってまいります。

また，国体セーリング競技の会場跡地に残る桟橋，スロープ等の施設について，阿見町が誇るすばらしい霞ヶ浦の自然環境を誰もが安心して楽しめる場となるよう，有効的な利活用の検討を進めてまいります。

地域資源を活かし発信するまちづくりを推進する取組としては，阿見町観光プロデュース推進事業を継続して実施し，阿見町らしい観光資源の発掘とブランド化を図ってまいります。

また，農業面では，農業者の高齢化，後継者不足等の影響により，耕作放棄地の拡大が緊急の課題となっております。このような中，町では新たな畑作物の産地振興策と耕作放棄地解消策の一環として，需要動向の高い常陸秋そば，カンショを重点品目として位置づけ，関係機関と連携し，産地化へ向けて，野菜等産地化推進事業により生産者への支援を行ってまいります。

さらに，グリーンツーリズムの推進につきましては，新たな受入れ拠点の発掘と人材の育成確保，地域資源を活用したモデル事業として農業体験等を継続するとともに，東京農業大学と連携し，ビジネスプランの確立に向けた調査研究に取り組んでまいります。

続いて，「賑わい」のテーマにおける，地域経済の活力向上プロジェクトについてであります。首都圏へのアクセスのよさを活かし，新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに，良好な住環境整備による定住促進に取り組み，地域経済の活性化を図ってまいります。

そのための地域経済を活性化するまちづくりを推進する取組としては，町内の個人消費を喚起し，商業の振興と活性化を図るため，阿見町商工会が実施するプレミアム付商品券事業を支援するとともに，商工まつりやスイーツフェアなど，事業についても継続的に支援を行い，商工業の活性化を図ってまいります。さらに，地域資源を活かした新商品開発への支援として，新商品開発支援事業を継続して実施してまいります。

町内への定住を促進するための良好な受皿を確保するまちづくりを推進する取組としては，阿見吉原地区において，圏央道の阿見東インターチェンジに隣接するという絶好の立地条件を活かし，茨城県と連携して積極的な企業誘致等に取り組んでまいります。

また，民間活力による住宅地開発等が進む荒川本郷地区について，土地利用計画が進んでいるエリアの事業者や地権者等とともに，良好なまちづくりに取り組んでまいります。このほか，圏央道の県内４車線化及びアクセス道路の整備による今後の牛久阿見インターチェンジ周辺の

利便性を高めることが予想されることから，インターチェンジを中心とした広域的な生産，流通系の土地利用を検討するため，牛久阿見ＩＣ周辺開発事業としてまちづくりの基本調査を実施いたします。都市基盤の軸となる幹線道路ネットワークの整備につきましては，町の東西市街地を連結する都市計画道路寺子・飯倉線の整備を推進してまいります。

上水道につきましては，管渠も含めた配水管施設等の耐震化及び更新計画に基づき，水道事業の財政計画となる経営戦略に基づき整備してまいります。

以上，令和３年度町政運営の所信の一端と主な施策の概要を申し上げました。

私は就任直後から心を込めて町民と語り合い，そして現場確認を積極に実施し，全力投球で課題に向き合い，施策に取り組んでまいりました。まちづくりは行政だけで進めることはできません。様々な地域課題に対して，行政だけではなく町民の皆様と一緒になって知恵を出し，ともに取り組み，行動に移していくことが重要であります。

令和３年度は，第６次総合計画後期基本計画の３年目に当たります。計画の目標達成に向けては，感染症対策と社会経済活動の両立にしっかりと取り組みながら，安全安心な町民生活の確保に必要な事業を着実に進めてまいります。将来を担う子どもたち，そして将来の世代まで幸せに暮らせていける，未来に責任を持てる魅力あるまちづくりを実現するため，私はもとより，全職員が一丸となって取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様の一層の御支援御協力をお願い申し上げて，令和３年度の施政方針といたします。

続きまして，議案第19号から議案第24号までの令和３年度一般会計ほか５件の予算について概要を申し上げます。

議案第19号の一般会計予算は169億7,900万円で，0.1％の増。

議案第20号，国民健康保険特別会計予算は48億7,700万円で，0.6％の減。

議案第21号，介護保険特別会計予算は36億1,400万円で，7.6％の増。

議案第22号，後期高齢者医療特別会計予算は10億5,200万円で，5.6％の増。

議案第23号，水道事業会計予算は17億2,800万円で，5.5％の増。

議案第24号，下水道事業会計予算は29億3,200万円で，12.4％の増となっております。

以上，当初予算概要について申し上げましたが，詳細につきましては担当部長が説明いたしますので，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き，担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。

まず，議案第19号についての説明を求めます。

総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　議案第19号，令和３年度阿見町一般会計予算の主な内容につきまして御説明をいたします。

歳入歳出事項別明細書により，その主な内容を申し上げます。11ページをお開きください。

まず，歳入であります。

第１款町税から御説明いたします。

第１項町民税は第２目法人町民税で税率引下げ及び新型コロナウイルス感染症の影響により，21.9％の減。町民税全体では3.5％の減額計上。

第２項固定資産税では，01土地で1.9％の増，02家屋で4.2％の減。固定資産税全体では2.6％の減額計上，町税全体では2.3％の減額計上となっております。

次に，13ページ下段の第11款地方特例交付金，第２項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は新規計上で，令和３年度の固定資産税の特例による減収分に対する補填となります。

14ページの第12款地方交付税は，01普通交付税が臨時財政対策債の増などにより10.9％の減。地方交付税全体では21.1％の減額計上となっております。

次に，16ページ，中段からの第16款国庫支出金は，第１項国庫負担金で第２目衛生費国庫負担金の第１節保健衛生費負担金で，17ページの02新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の皆増などにより13.8％の増額計上。国庫支出金全体では30.6％の増額計上となっております。

次に，18ページ下段からの第17款県支出金は，19ページからの第２項県補助金で，第２目民生費県補助金の第１節老人福祉費補助金，地域医療介護総合確保基金事業補助金の皆減などにより25.4％の減額計上。県支出金全体では5.0％の減額計上となっております。

次に22ページ，第20款繰入金は，第２項基金繰入金第１目財政調整基金繰入金の減などにより25.5％の減額計上。

26ページの第23款町債は，第６目臨時財政対策債が増の増額となる一方，第２目衛生債でクリーンセンター改修事業債の減，第５目教育債で学校施設整備事業債の皆減などにより3.6％の減額計上となっております。

続きまして，歳出について御説明いたします。

29ページからの第２款総務費について申し上げます。

第１項総務管理費，36ページからの第４目文書広報費は1111広報活動費で，ホームページ改修委託料の皆増などにより42.6％の増額計上。

46ページからの第９目電子計算費は，47ページの1112行政情報ネットワーク運営事業で，テレワーク対応経費などの増により7.5％の増額計上。

67ページからの第４項選挙費は，第２目衆議院議員総選挙費，68ページの第３目茨城県知事選挙費，69ページの第４目阿見町長選挙費がそれぞれ皆増となっております。

71ページからの第５項第２目基幹統計調査費は，国勢調査事業の皆減などにより91.4％の減額計上。総務費全体では10.1％の増額計上となっております。

次に，72ページからの第３款民生費について申し上げます。

第１項社会福祉費，第１目社会福祉総務費は75ページの1121介護保険特別会計繰出金で，介護給付費繰出金の増などにより2.9％の増額計上。第２目老人福祉費は77ページの1111高齢福祉事務費で，特別養護老人ホーム建設に関わる地域医療介護総合確保基金事業補助金の皆減などにより37.6％の減額計上。

93ページからの第２項児童福祉費第４目保育所費は，98ページの1116保育施設整備事業で，民間保育所整備事業費補助金の皆増などにより12.2％の増額計上。民生費全体では4.6％の増額計上となっております。

次に，102ページからの第４款衛生費について申し上げます。

第１項保健衛生費第２目予防費は，106ページの1120新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆増などにより116.1％の増額計上。

109ページからの第２項清掃費第２目塵芥処理費は，1112クリーンセンター維持管理費で，クリーンセンター改修工事の減などにより43.4％の減額計上。衛生費全体では19.4％の減額計上となっております。

次に，117ページからの第５款農林水産業費について申し上げます。

第１項農業費，125ページからの第５目農地費は，1111農業基盤整備事業で，飯倉地内配水管維持補修工事の皆減などにより21.8％の減額計上。農林水産業費全体では11.9％の減額計上となっております。

次に，126ページからの第６款商工費について申し上げます。

第１項商工費第２目商業振興費は，129ページの1112阿見東部工業団地阿見吉原地区企業誘致事業で，立地企業に対する奨励金の減などにより54.3％の減額計上。商工費全体では41.9％の減額計上となっております。

次に，131ページからの第７款土木費について申し上げます。

136ページの第４項都市計画費第３目公園費は，140ページの1123公園緑地整備事業の皆増などにより15.5％の増額計上。141ページからの第４目都市排水料費は，1111都市排水路整備事業で，調整地整備工事の皆増などにより211.6％の増額計上。土木費全体では16.5％の増額計上となっております。

次に，149ページからの第９款教育費について申し上げます。

第１項教育総務費第２目事務局費は，1111事務局事務費で，150ページのＩＣＴ支援業務委託料の皆増などにより11.9％の増額計上。

165ページからの第３項中学校費第１目学校管理費は，168ページになりますが，1117学校施設整備事業で，竹来中外壁屋上防水改修工事の皆減などにより62.0％の減額計上。

172ページからの第４項社会教育費第３目公民館費は，186ページ，1711地区公民館整備事業で，旧吉原小地区公民館整備工事の皆減などにより61.4％の減額計上。190ページからの第５目図書館費は，191ページの1113図書館維持管理費で，屋上防水改修工事の皆増などにより106.5％の増額計上。教育費全体では20.2％の減額計上となっております。

203ページからの第11款公債費は，第１目元金が9.0％の増額計上，第２目，204ページの利子が4.2％の減額計上，公債費全体では8.3％の増額計上となっております。

204ページからの第12款諸支出金は，第２目公共公益施設整備基金費の増などにより，諸支出金全体で83.2％の増額計上となっております。

以上で，令和３年度一般会計予算の御説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　次に，議案第20号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　議案第20号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書217ページをお開きください。

令和３年度の予算総額は48億7,700万円で，前年度と比較しまして0.6％の減額となっております。これは，歳入歳出とも国保税調定，保険給付費，事業費納付金など数年の実績内容や制度改正に伴う変更など，それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは，主な項目につきまして，歳入部分から御説明いたします。

223ページをお開きください。

第１款国民健康保険税は，前年度と比較しまして一般被保険者で2.5％減，退職被保険者で76.1％減，合計2.5％の減となっております。これは，国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し軽減額等を考慮した結果，現状での徴収見込額を計上したものです。医療給付費，後期高齢者支援金分，介護納付金分とも，現在の賦課状況により見込額を計上したものであります。

224ページをお開きください。

第４款県支出金第１項県補助金第１目保険給付費等交付金につきまして，普通交付金は保険給付に係る必要額を全額県から交付されるものとなっております。特別交付金は，市町村の特別な事情がある場合に考慮して交付されるもので，前年度と比較しまして5.5％の増額となっ

ております。

第２項財政安定化基金交付金につきましては，科目計上となっております。

第６款繰入金につきましては，前年度と比較しまして1.7％の減額計上となっております。一般会計からの繰入れの主なものとしまして，保険基盤安定，職員給与費等及びその他繰入金として，保険事業費経費などとなっております。

226ページをお開きください。

第９款町債第１項財政安定化基金貸付金につきましては，科目計上となります。

次に，歳出部門の主な項目につきまして御説明いたします。

227ページをお開きください。

第１款総務費につきましては，職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので，前年度と比較しまして7.3％の減額となっております。

230ページをお開きください。

第２款保険給付費につきましては，近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案して計上し，一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

233ページをお開きください。

第３款国民健康保険事業費納付金につきましては，前年度と比較しまして1.6％の減額となっております。

第１項医療給付費分，第２項後期高齢者支援金等分ともに，退職被保険者がいないため予算計上なしとし，過年度分の精算のために第４項を設定するものであります。

235ページをお開きください。

第４款保健事業費につきましては，人間ドックなどによる疾病予防対策，医療費抑制制度啓発のための諸経費や，特定健康診査等事業費として健康診査委託料などを計上していますが，第２期データヘルス計画書に基づきデータを活用し，各保健事業を実施していくもので，前年と比較しまして3.0％の減額計上となっております。

以上で説明のほうを終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　次に，議案第21号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　続きまして，議案第21号令和３年度阿見町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の245ページをお開き願います。

令和３年度介護保険特別会計の予算総額は36億1,400万円で，前年度と比較しまして7.6％の

増となっております。これは，高齢化の進展に伴う要介護認定者の増，介護老人福祉施設の新たな開設などによる介護保険給付費の増額によるものであります。歳出の約94.4％を占める保険給付費の財源につきましては，歳入における国，県の負担金，第２号被保険者の保険料である支払い基金からの交付金及び65歳以上の第１号被保険者の保険料により賄われます。

では，主な項目につきまして，歳入から御説明いたします。

253ページをお開き願います。

介護保険制度の給付に必要な財源は，利用者の１割負担のほかに，50％を公費，残り50％を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は国25％，県12.5％，市町村12.5％であり，国の負担のうち，約５％は市町村間の財政力の格差を調整する調整交付金として交付されます。

まず，第１款保険料では，65歳以上の第１号被保険者の数の増加により，5.5％の増額計上。

第３款国庫支出金では，保険給付費給付に要する費用の20％を国の法定負担分とする介護給付費負担金，並びに地域支援事業に係る交付金においては，保険給付費総額の増により増額となります。

市町村間の財政力の格差を調整するために，第１号被保険者の75歳以上の高齢者の比率や所得水準の格差等に基づき交付される調整交付金の増額，及び介護予防・健康づくりへの取組に対して，介護保険保険者努力支援交付金の交付により7.4％の増額計上。

第４款支払基金交付金では，保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に関わる27％分が社会保険診療報酬支払い基金から交付されるもので，８％の増額計上。

第５款県支出金では，保険給付費及び地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業の12.5％，並びに地域支援事業の包括的支援事業任意事業費の19.5％が国の法定負担分であり，9.6％の増額計上。

255ページ，第７款繰入金の第１項一般会計繰入金では，町の法定負担分12.5％の介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金，保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金が合計で9.3％の増額計上としております。

次に，歳出について御説明いたします。

257ページをお開き願います。

第１款総務費の第１項総務管理費では，職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しているものです。

258ページの第２項徴収費では，保険料の負担徴収に関わる経費を計上しているもので，20.2％の増額計上。

259ページ，第３項介護認定審査会費では，介護認定審査会費及び認定調査などに要する経

費を計上しているもので，1.4％の減額計上。

260ページ，第４項趣旨奨励費では，介護保険制度の周知に要する経費を計上しているもので，5.3％の増額計上。

第５項計画策定委員会費では，老人福祉計画介護保険事業計画策定の終了により90.4％の減額計上。総務費全体では４％の減額計上となります。

次に，第２款保険給付費ですが，261ページから262ページの第１項介護サービス等諸費では，介護５サービス利用者の増加が見込まれることから全体的には増加傾向にあり，主なサービスでは，新たに介護老人福祉施設が開設したことにより，施設介護サービス費が21.9％の増，居宅介護住宅改修費10.7％の増，居宅介護サービス計画給付費が4.4％の増額となり，全体で7.8％の増額計上。

262ページから264ページの第２項介護予防サービス等諸費では，介護予防サービス給付費が6.6％の増，介護予防サービス計画費が9.9％の増，全体で5.6％の増額計上，保険給付費全体では8.1％の増額計上となっています。

264ページの第４項高額介護サービス等費では，11.4％の減額計上。

265ページ，第５項高額医療合算介護サービス費においては，1.6％の減額計上。

265ページから266ページの第６項特定入所者介護サービス等費では，施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け，その差額について公費負担するもので，16.6％の増額計上となっております。

266ページからの第４款地域支援事業につきましては，第１項介護予防生活支援サービス事業費では，要支援者等の通所訪問サービスの適用で1.2％の増。

267ページから268ページ，第２項一般介護予防事業費では，高齢者の介護予防に取り組む費用を計上しています。

268ページから271ページの第３項包括的支援事業・任意事業費では，1.5％の増となっております。地域支援事業全体では，1.3％の増額計上となっております。

以上で説明のほう終えます，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　次に，議案第22号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　続きまして，議案第22号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書279ページをお開きください。

令和３年度の予算総額は10億5,200万円で，前年度と比較しまして5.6％の増となっております。これは，歳入歳出とも前年度の実績内容などから，それぞれに勘案計上を行ったものであ

ります。

それでは，主な項目につきまして，歳入部門から御説明いたします。

285ページをお開きください。

第１款保険料につきましては，前年度と比較しまして10.7％の増額計上となっております。

第３款繰入金につきましては，職員給与費等，事務費等，保険料軽減に係る保険基盤安定，広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので，前年度と比較しまして1.8％の増額計上となっております。

それでは次に，歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

287ページをお開きください。

第１款総務費につきましては，職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので，前年度と比較しまして21.9％の増額計上となっております。

288ページをお開きください。

第２款納付金につきましては，町が徴収した保険料軽減に係る保険基盤安定分，広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分など，茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので，前年度と比較しまして5.3％の増額計上となっております。

第３款保健事業費につきましては，高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策，医療費抑制のための委託料や諸経費を計上しているもので，前年度と比較しまして0.5％の減となっております。

以上で説明のほうを終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午前１１時５５分休憩

午後　１時００分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き，会議を開きます。

次に，議案第23号についての説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　それでは，議案第23号，令和３年度阿見町水道事業会計予算の内容について御説明いたします。

公営企業会計予算書の１ページをお開きください。

第２条業務の予定量につきましては，（１）給水戸数を１万8,487戸，（２）年間総給水量を430万9,700立方メートルと見込んでおります。また，（４）主な建設改良工事につきまして

は，配水管新設工事が３億3,766万円となっております。

次に，第３条の収益的収入及び支出について申し上げます。収入の予定額につきましては，第１款水道事業収益が前年度比2.5％増の12億3,271万9,000円となっております。増の主な理由は給水収益の増益であり，3.7％増の10億5,100万1,000円となっております。

支出の予定額につきましては，第１款水道事業費用が前年度比6.8％増の11億6,434万8,000円となっております。

第１項，営業費用につきまして，主な支出は県企業局に支払う受水費３億6,300万円及び減価償却費３億4,502万5,000円であり，7.0％増の11億4,467万6,000円となっております。増の主な理由は，特別修繕引当金2,700万円及び高架水槽撤去工事費3,200万円の皆増によるものです。

次に，第４条の資本的収入及び支出について申し上げます。収入の予定額につきましては，第１款資本的収入第３項企業債で，起債借入額の皆増により，前年度比247％増の１億4,891万5,000円となっております。

支出の予定額につきましては，第１款資本的支出第１項建設改良費で，配水施設拡張費の増により前年度比3.1％増の５億6,340万1,000円となっております。

なお，資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額４億1,448万6,000円につきましては，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,169万2,000円，過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額703万1,000円，過年度分損益勘定留保資金３億7,576万3,000円で補填してまいります。

最後に，２ページをお開きください。

第７条議会の議決を得なければ流用することができない経費につきましては，職員給与費で3,009万4,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君）　次に，議案第24号についての説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　続きまして，議案第24号，令和３年度阿見町下水道事業会計予算の内容について御説明いたします。

公営企業会計予算書の25ページをお開きください。

第２条業務の予定量につきましては，１，公共下水道事業（１）水洗化戸数を１万5,610戸，（２）年間配水量を717万7,000立方メートルと見込んでおります。また，（４）主要な建設改良事業につきましては４億6,180万円となっております。

次に，農業集落排水事業（１）水洗化戸数567戸，（２）年間処理水量を19万3,081立方メー

トルと見込んでおります。また，（４）主要な建設改良事業につきましては7,857万円となっております。

次に，第３条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては，第１款下水道事業収益で前年度比5.1％増の18億8,298万4,000円となっております。なお，第１項営業収益につきましては，主な収入は下水道使用料であり，17.1％増の10億2,236万3,000円となっております。

支出の予定額につきましては，第１款下水道事業費用で，前年度比8.3％増の17億574万5,000円となっております。第１項営業費用につきましては，主な支出は流域下水道維持管理費負担金４億7,368万2,000円及び減価償却費７億8,797万2,000円であり，11.6％増の15億7,636万1,000円となっております。

次に，第４条の資本的収入及び支出について申し上げます。収入の予定額につきましては第１款資本的収入で，主に筑見地区の汚水管整備等に伴う国庫補助金や，企業債の増額により前年度比78.2％増の８億4,310万3,000円となっております。

支出の予定額につきましても，第１款資本的支出で，主に筑見地区の汚水管整備工事着手及び農業集落排水管路切り回し工事等により，前年度比18.6％増の12億2,622万6,000円となっております。なお，資本的収入額が資本的支出額に対して不足する３億8,312万3,000円につきましては，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,239万4,000円，当年度分損益勘定留保資金１億4,008万4,000円，当年度利益余剰金処分額１億5,484万5,000円，第３条で借り入れる企業債6,580万円相当額で補填してまいります。

最後に，26ページをお開きください。

第８条議会の議決を得なければ流用することができない経費につきましては，職員給与費の4,999万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案６件については委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際，お諮りいたします。

ただいま議題となっております。議案第19号から議案第24号については，全議員をもって構

成する予算特別委員会を設置し，これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

それでは，ここで暫時休憩といたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は全員協議会室において，委員長，副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は，予算特別委員会の委員長，副委員長が決まり次第，再開いたします。

午後　１時０９分休憩

午後　１時１７分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き，会議を開きます。

阿見町予算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告

○議長（久保谷充君）　予算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を行います。

事務局長より報告をさせます。

○議会事務局長（小倉貴一君）　それでは御報告いたします。

予算特別委員会の委員長は海野隆議員，同じく副委員長は石引大介議員です。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　以上で，予算特別委員会の委員長，副委員長の互選結果報告を終わります。

予算特別委員会では付託案件を審査の上，来る３月19日の本会議において，審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第２５号　財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第10，議案第25号，財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第25号の財産の取得（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）について，提案理由を申し上げます。

本案は，令和４年度小学校等に入学する児童を対象にランドセルを支給するものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

納入期間は，令和３年４月１日から令和４年１月31日までであります。

内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君）　条例提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認め，これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では，付託案件を審査の上，来る３月19日の本会議において，審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第２６号　　土地の処分について

議案第２７号　　土地の処分について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第11，議案第26号，土地の処分について，議案第27号，土地の処分について，以上２件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第26号の土地の処分について，提案理由を申し上げます。

本案は，荒川本郷地区の町有地を売払いするものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

仮契約日は令和３年２月12日であります。

内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして，議案第27号，土地の処分について，提案理由を申し上げます。

本案は，荒川本郷地区の町有地を売払いするものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

仮契約日は令和３年２月15日であります。

内容につきましては，お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第27号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る３月19日の本会議において，審査の結

果を報告されるようお願いいたします。

議案第２８号　　町道路線の廃止について

議案第２９号　　町道路線の認定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第12，議案第28号，町道路線の廃止について，議案第29号，町道路線の認定について，以上２件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第28号の町道路線の廃止について及び第29号の町道路線認定について，提案理由を申し上げます。

議案第28号は，道路の機能が失われ一般交通の用に供する必要がなくなった町道の払い下げ及び町道路線の始点終点の位置を修正するため，町道路線を廃止するものであります。

議案第29号は，議案第28号で廃止する路線について，当該路線の始点終点の位置を修正し，改めて町道路線として認定するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会の付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第29号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　異議なしと認め，さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る３月19日の本会議において，審査の結

果を報告されるようお願いいたします。

議案第３０号　　阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第３１号　　阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第３２号　　阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第３３号　　阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第３４号　　阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

議案第３５号　　阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君）　次に，日程第13，議案第30号，阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて，議案第31号，阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて，議案第32号，阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて，議案第33号，阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて，議案第34号，阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて，議案第35号，阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて，以上６件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第30号から議案第35号までの阿見町政治倫理審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて，提案理由を申し上げます。

阿見町政治倫理審査会の委員は，阿見町政治倫理条例第６条第３項の規定により，地方自治の本旨に理解があり，かつ，政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者，または地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で公募に応じた者のうちから，いずれも議会の同意を得て町長が委嘱することになっており，委員の任期は２年となっております。現在６名の委員が在任しており，本年３月31日で任期満了となります。

当該委員のうち，専門的知識を有する中島紀一氏，伊藤富美子氏，八木健治氏につきましては，人格，識見ともに優れており最適任であることから，引き続き委嘱したいと考えております。

川村清氏につきましては，これまで委員として熱心に取り組んでいただきましたが，御本人の意向により，本年３月31日の任期満了をもって退任される予定となっております。したがいまして，後任としまして髙橋大輔氏を選任したいと考えております。髙橋氏は，茨城大学の准教授であり，人格，識見ともに優れ，また，委員の年齢構成のバランスをとる上でも最適任であると考えております。

また，村木貞之氏，太刀沢貫氏は，一般公募の応募者として選考した結果，人格，識見ともに優れており適任であることから，引き続き委嘱したいと考えております。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，同意いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案６件については，質疑，委員会付託及び討論を省略し，直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案６件は，原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第30号から議案第35号については，原案どおり同意することに決しました。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で，本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後　１時３０分散会

第　２　号

〔　３ 月 ３ 日　〕

令和３年第１回阿見町議会定例会会議録（第２号）

令和３年３月３日（第２日）

○出席議員

１番　久保谷　充　君
２番　落　合　剛　君
３番　栗　田　敏　昌　君
４番　石　引　大　介　君
５番　高　野　好　央　君
６番　樋　口　達　哉　君
７番　栗　原　宜　行　君
８番　飯　野　良　治　君
９番　野　口　雅　弘　君
１０番　永　井　義　一　君
１１番　海　野　隆　君
１２番　平　岡　博　君
１３番　川　畑　秀　慈　君
１４番　難　波　千香子　君
１５番　紙　井　和　美　君
１６番　柴　原　成　一　君
１７番　久保谷　実　君
１８番　吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　長　千　葉　繁　君
副　町　長　坪　田　匡　弘　君
教　育　長　湯　原　正　人　君
町長公室長　小　口　勝　美　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩　孝君
防災危機管理課長	白石幸也君
生活環境課長	小笠原浩二君
社会福祉課長	遠藤朋子君
健康づくり課長	佐川廣子君
学校給食センター所長	木村　勝君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川　栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第１回阿見町議会定例会

議事日程第２号

令和３年３月３日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和３年第１回定例会

一般質問１日目（令和３年３月３日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．樋口　達哉	１．国の防災・減災，国土強靭化のための５か年加速化対策に対する，コロナ禍をふまえた阿見町の対応について ２．新型コロナウイルスのワクチン接種について ３．阿見町民体育館等の使用時間延長について	町　　長 町　　長 教　育　長
２．難波千香子	１．新型コロナウイルス感染防止に伴う対応とワクチン接種について ２．学校給食の改善策と給食費無償化の拡大について ３．がん患者への支援とＨＰＶワクチン定期接種について	町　　長 教　育　長 町　　長
３．久保谷　実	１．阿見町の子ども食堂の現状と将来のあるべき姿について	町　　長
４．海野　　隆	１．「阿見町の環境政策」及び「阿見町の地球温暖化防止対策」について	町　　長
５．飯野　良治	１．阿見町道の駅整備事業検証委員会からの答申と財政から見た位置づけ	町　　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので，御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関係しないものは認められません。また，一般質問は，町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，６番樋口達哉君の一般質問を行います。

６番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔６番樋口達哉君登壇〕

○６番（樋口達哉君）　皆様，おはようございます。本日は３月３日，桃の節句，ひな祭りの日であります。現代ではすっかり女の子の，女の人の祭りとして定着しておりますが，本来は老若男女を問わず春を喜ぶ日だったそうです。このコロナ禍，暗いことばっかし多いですが，春を迎えてという喜びを胸に，爽やかに質問をさせていただきます。

まず，令和２年12月11日に，政府は防災・減災，国土強靱化のための５か年加速化対策を閣議決定いたしました。コロナ禍の中，複合災害対処は各自治体喫緊の課題と言えます。しかし，コロナ禍を災害と捉えれば，本対策は各自治体が真剣に取り組まなければならない課題だと考

えます。

近年，気候変動の影響により気象災害は激甚化，頻発化するとともに，東日本大震災から間もなく10年を前に，その余震である福島県沖地震が，先日２月13日23時８分に発生したことなどに見られるように，南海トラフ地震，首都直下地震などの大規模災害の発生も切迫していると考えられます。

また，高度成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が今後加速度的に進行し，適切に対応しなければ中長期的なトータルコストの増大を招くのみならず，我が国の行政，社会経済システムが機能不全に陥る懸念があります。

こうした観点からは，災害から町民を守るため町が所管するインフラなどを対象に，１つ，あらゆる関係者が協働して行う流域治水対策，１つ，道路ネットワークの機能強化対策や対災害性強化施策，１つ，予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた早期対応が必要な施設への集中的な老朽化対策，１つ，国土強靱化に関する施策をより効果的に進めるデジタル化の推進などについて重点的かつ集中的に取り組み，さらなる加速化，進化を図る必要があります。

以上のことから，次の４点についてお伺いいたします。

１，防災・減災，国土強靱化のための５か年加速化対策の阿見町における基本的な取組方。

２，阿見町国土強靱化計画（第１次計画）作成に当たり，活用した補助金等（成果）。

３，防災・減災，国土強靱化のための５か年加速化対策に関する中長期目標一覧中，阿見町が優先的に対応すべき事項。

そして最後に，今後阿見町国土強靱化計画（第１次計画）に反映すべき事項。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。

樋口議員の，国の防災・減災，国土強靱化のための５か年加速化対策に対する，コロナ禍を踏まえた阿見町の対応についての質問にお答えいたします。

１点目の，阿見町における基本的な取組についてであります。

この５か年加速化対策は，令和２年12月11日に国から方針が示されたもので，激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策，予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速，国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進の各分野について，さらなる加速化，深化を図ることとし，令和３年度から令和７年度までの５か年に追加的に必要になる事業規模等を定め，重点的，集中的に対策を講ずることを目的としてお

ります。

今回示された対策数は123で，追加的に必要となる事業規模は，おおむね15兆円程度とされております。今後は，町として現在取り組んでいる事業を基本としながら，今回示された対策の内容と予算規模を精査し，実施に向けて関係部署間で調整していくことになります。

２点目の第１次阿見町国土強靱化計画作成に当たり，活用した補助金等の成果についてであります。

町では，令和２年３月に県内でもいち早く阿見町国土強靱化計画を策定いたしました。これに伴い，関係省庁の交付金・補助金の対象となった事業数は31事業，国交付金・補助金等の総額は約４億1,800万円となります。

代表的な事業として，都市計画課が所管する宅地耐震化推進事業のほか，道路課が所管する道路改築工事事業，都市整備課が所管する都市計画道路整備事業，上下水道課が所管する下水道浸水対策事業，学校教育課が所管する小学校空調改造事業，子ども家庭課が所管する認定こども園施設整備事業などが挙げられます。

３点目の，中長期目標一覧中，阿見町が優先的に対応すべき事項についてであります。

中長期目標一覧には123の対策が記載されておりますが，町が優先的に対応すべき事項については，町の総合計画等との整合を図りながら，今後関係部署で精査をし進めるべきものと考えております。

４点目の，今後第１次阿見町国土強靱化計画に反映すべき事項についてであります。

第１次阿見町国土強靱化計画は，令和５年度までを計画期間とし，本編と主要事業名を掲載した別添資料で構成されています。計画の修正は，国や県の強靱化計画の公開等を踏まえ適時適切に行ってまいります。

今回の５か年加速化対策に伴い，町の強靱化計画へ反映すべき事項は現時点では確定しておりませんが，庁内において調整された結果を順次反映させていく予定であります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　ちょうど昨年の今頃，同じように国土靱化計画の作成について質問させていただきました。その後，前危機管理監等を中心に，阿見町第１次国土強靱化計画を作成して，その結果，その事業数は31事業。そして，国の交付金・補助金等の総額は約４億1,800万円に上ると聞いております。これは，皆様の御尽力の賜物として心から感謝申し上げます。このコロナ禍で税収の減る中，貴重な財源になっていると考えております。

そこで，全国及び県内の国土強靱化計画の策定状況について，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

令和３年１月現在で，全国で801の市区町村が計画を策定済みです。また，県内では当町を含む23の市町村で策定を終えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　そうしてみると，全国でも，茨城県内においても，まだ半数しか作成していない貴重な計画を阿見町が有しているということで，それを誇りに思う次第でございます。

内容について伺いたいと思います。中長期目標一覧がございますが，その中で防災危機管理課が該当する事業について，お伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

５か年加速化対策の中には，地域防災力の中核を担う消防団に関する対策としまして，消防庁が管轄する消防団の災害対応能力の向上のため，消防団が使用する車両，資機材の充実強化が挙げられております。

５年後の状況としましては，頻発化する豪雨等を踏まえて，全国の消防団が風水害に対応するための十分な車両及び資機材を備える目的で，具体的なところでは，現在老朽化した消防団車両や救助用資機材の更新について，今後これらの整備につきまして，新たな交付金等の活用が見込めるか，町では検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　この国土強靱化計画５か年加速化対策の特徴として，やはりタイムリーに対応していくということが非常に重要だと考えています。限られた時間の中で，こういった補助金や，そういったものを阿見町が獲得していくには，やはり時間を短縮して，これまでの対応を早めていくということが重要だと考えております。

そういった観点で，今説明いただいたほかにも中長期目標一覧中の41番，住民等への情報伝達手段の多重化，多様化対策などについては，阿見町の関係はいかがか伺います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

今の御質問にありました住民等への情報伝達手段の多重化，多様化対策についてですが，災害情報アドバイザーの派遣や技術的ガイドラインの作成等により，市区町村における災害情報伝達手段の整備を促進するものです。

当町では，防災行政無線や戸別受信機は整備済みであるため，今回の５か年加速化対策では，該当するものについては確認中ですが，昨今の宅地開発で新市街地等が形成された影響もありまして，防災行政無線の屋外スピーカーが聞こえない地域も出てきております。こういった課題を解決するために，今後も防災行政無線以外の情報伝達手段を引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　私も，阿見町の防災施策の中で防災無線，これはかなり前に整備されましたが，いまだ聞こえない場所だとか，聞こえづらいという方々がおられるというのを非常に危惧しております。この問題点を，この施策によって解消できないかと考えております。

私も，ライフワークとして，各地域の防災無線の聞こえ方などに注意を払っております。主要なところについては足を運んで聞くようにしておりますが，やはり聞こえないところがあるというのは，これは機構上やむを得ないことだと考えております。そこで必要なのは，やはり多重化，多様化，こういったことになろうかと思います。なかなか予算の関係で，防災無線機，受信機，こういったものの普及がなかなか進まない中，こういった補助金を利用して取り組むというのは，１つ有効な手段ではないかと考えておりますが，その点についてお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君）　はい，お答えします。

議員から御指摘の，今回の５か年加速化対策の中で，こういった住民への情報伝達手段の多重化，多様化対策が示されましたけれども，まだ，この計画が出たばかりで，部長からも答弁ありましたとおり，この施策に対する事業が明確になるのかどうか，まだ分からないところがあります。

部長からの答弁もありましたように，今後ですね，防災行政無線の屋外子局，それから戸別受信機に関しましては配置しておりますので，防災行政無線以外での情報伝達手段の多重化，多様化を今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　今の事項と同様に，中長期目標一覧中，私がナンバー45の防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策というものも，阿見町の土砂災害特別警戒区域対策等に該当し，これは検討する必要がある事項として考えておりますが，それについてどうお考えか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策につきましては，阿見町では土地の境界を明確にする地籍調査は，土砂災害警戒区域，特別警戒区域を含めまして，ほぼ全域で完了しております。

土砂災害特別警戒区域につきましては，年に一度，県の竜ケ崎工事事務所と合同で合同パトロールを実施しているほか，台風や大雨のときには町職員が巡回しております。

ハザードマップの配布やホームページの掲載，広報あみにより住民向けの注意喚起を行っておりますが，土砂災害が発生した場合には，一定条件を満たせば県の急傾斜地崩壊対策事業による対策工事の実施が可能となります。

昨年度の台風等によりまして，青宿地区の土砂災害警戒区域内で土砂崩れが発生し，現在，地元行政区及び茨城県竜ケ崎工事事務所と対策工事の実施に向けた調整を行っているところです。

今後も関係者と情報交換を密に行いまして，現状把握や対策を適時実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　やはり先月13日の地震の際にも，昨年青宿地区で青いブルーシートなどを張って保護した地域，こういったところがどうなっているのかというのは非常に心配でした。ぜひ，こういった施策を利用して，阿見町の防災が進むといいなと私は考えております。

次に，阿見町国土強靱化計画第１次計画は，令和５年度までを計画期間としておりますが，国の５か年加速化対策は，令和３年度から７年度までを対象としております。今後，阿見町において，スピード感を持ってタイムリーな対応を継続するには，５か年加速化対策への整合性を高めていくことが重要であると考えております。

阿見町国土強靱化計画の個別事業一覧では目標値を令和５年としておりますが，５か年加速化対策の目標値である令和７年度に整合する必要性はないのか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

第１次阿見町国土強靱化計画の期間は，阿見町第６次総合計画と歩調を合わせるために令和５年度までとしております。令和６年度からは第２次計画となります。

第１次計画の目標値につきましては計画の最終年である令和５年度，第２次計画については，最終年に目標値を設定することになりますが，今回示されました国の５か年加速化対策を有効

に活用するために，整合性を図りながら切れ目のない取組を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　それにつきましては，今後も私も注視をして，この足で確認をして，また提言等をさせていただきたいと考えております。

以上で１問目の質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　現在コロナ禍にあって，既に欧米などではワクチン接種が始まりました。国内では２月中旬から医療従事者が，続いて高齢者，基礎疾患がある人たちへの接種となり，それ以外の町民の皆様にはそれ以降の接種が予定をされております。日本全国では，短期間で何百万人規模，阿見町でも16歳以上の約４万2,000人に約３万回の接種を２回行うという大事業になるようです。

このような中，茨城県の事例では，新型コロナウイルス感染者は，感染者数5,813人，死亡者数111人，そして回復した方が5,315人と，３月３日本日朝現在のデータでございます。阿見町でも，２月15日で140例目の方が出たというふうに聞いております。感染拡大に不安を持つ町民が増えております。

また，ワクチンに対する国の承認や効果についてはっきりせず，ワクチンの接種に関しどうなっているのかという不安が高まっております。町も新型コロナワクチン対策室を開設し対応されておりますが，国や県の指導監督の下，手探り状態なのが現状だとお察し申し上げます。

そこで，町民の皆様の不安を少しでも払拭するため，タイムリーかつ丁寧な情報提供が必要だと考え，以下の５点についてお伺いいたします。

１，阿見町のワクチン接種に対する認識。

２，ワクチン接種体制確保に関わるスケジュール。

３，ワクチン接種要領。

４，町民の皆さんに対する広報。

そして５点目は，ワクチン接種に関する問題点，対策です。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　新型コロナウイルスのワクチン接種についての質問にお答えいたします。

１点目の阿見町のワクチン接種に対する認識についてであります。

新型コロナウイルスワクチン接種は，新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため，国の一大事業として実施されます。町といたしましても，町民の命を守る感染拡大防止の最後の切り札

と認識し，国の接種スケジュールに合わせて実施できるよう，２月12日付で新型コロナワクチン対策室を設置し，準備を進めております。

２点目の，ワクチン接種体制確保に係るスケジュールについてであります。

接種体制の確保のため医療機関の協力が欠かせません。そのため，町内医療機関との連絡会議を重ね接種計画の策定を進めており，阿見町では集団接種と個別接種の併用で進める予定です。２月17日から先行して医療機関従事者の接種が開始となり，次の優先順位である65歳以上の高齢者については，今の予定では流動的ですが，４月中旬以降に接種が開始される見込みです。正確な日程については，まだワクチンの入荷状況が確定しないため国から示されておりませんが，決定次第速やかに開始できるよう準備を進めてまいります。

３点目のワクチン接種要領についてであります。

期間は令和３年２月17日から令和４年２月28日となっております。

接種対象は町内に住民票のある16歳以上の方です。妊娠中の方も対象とはなりますが，海外においても被験者数が限られており，胎児への影響が明らかになっていないため，慎重に判断することができるよう努力義務は適用されておりません。原則として町内で接種を受けることになりますが，出産のために里帰りしている妊産婦や，単身赴任者，基礎疾患を持つ方が，主治医の下で接種する場合などについては，やむを得ず住民票所在地以外において接種を受けることができるとされています。

接種については，２月14日に薬事承認されたファイザー社製のワクチンのほか，アストラゼネカ社，武田・モデルナ社の３種類のワクチンが使用される予定です。最初に使用されるファイザー社製のワクチンは，18日以上の間隔を置いて，標準的には20日の間隔を置いて２回接種することとし，20日を超えた場合は速やかに２回目の接種を実施することとされています。

接種方法といたしましては，毎回0.3ミリリットルを上腕の上部にある三角筋に筋肉内注射を行います。

４点目の，町民の皆様に対する広報についてであります。

ワクチン接種に関する情報については，町ホームページや広報に掲載し周知を図ってまいります。65歳以上の高齢者には，３月中旬以降に接種券と御案内を同封した通知を郵送予定です。

ワクチン接種の予約は，町が設置するコールセンターにて受付を行い，併せてそのコールセンターにて一般的な相談にも対応いたします。そのほかインターネットで24時間受付ができる体制も整備する予定です。

５点目の，ワクチン接種に関する問題点，対策についてであります。

ワクチン接種は集団接種と個別接種の併用で行いますが，集団接種においては多くの医師，看護師等医療スタッフが必要となるため人材の確保が課題となっています。また，接種後のア

ナフィラキシー等の副反応に対応するため，接種後少なくとも15分間，重いアレルギー反応を起こしたことのある方やワクチンや注射で何らかのアレルギー反応を起こしたことのある方は，少なくとも30分間様子を観察することになっておりますので，それを考慮し密にならないような会場設営を検討しております。

個別接種については，多くの方がかかりつけ医での接種を望まれていると思いますので，町内医療機関に個別接種を実施いただけるよう協力を呼びかけているところです。なるべく多くの対象者の方に接種を受けていただきたいのですが，ワクチンの副反応への不安から差し控える方や様子を見たいと時期を遅らせる方がいるものと想定されます。

接種の判断を適切に行い，安心して接種を受けることができるよう情報提供をしっかりと行ってまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　１点目の御答弁で，ワクチン接種が町民の命を守る感染拡大防止の最後の切り札だと伺い，感銘を受けました。医療従事者の皆様をはじめ関係者の皆様は，我々町民にとっては最後のとりでであると考えておりますので，よろしくお願いを申し上げます。

１点目の再質問ですが，町内医療機関との連絡会議を重ね，進めていると伺っております。接種計画等についての策定状況をお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　お答えいたします。

これまで３回の連絡会議のほう開催いたしまして，町内医療機関の協力を得まして，個別接種と集団接種の併用で実施する予定という形で進めております。かかりつけ医での接種ができれば接種者も安心のため，なるべく個別接種に御協力をお願いいたしますが，それだけでは短期間に全ての対象者への接種が困難であるため，総合保健福祉会館を会場としました集団接種を併せて実施する計画となっております。

開始時期については，３月１日付の町のほうに通知のほうで，４月26日に１箱が届くという，各市町村に対して１箱ずつ届くという形での計画が示されましたが，それだけでは当然ながら足りませんが，順調にワクチンが入ってくるんであれば，高齢者全体については９週間で終えるという形になりますので，５月上旬から順調に進めるんであれば７月上旬には，高齢者のほうは終了する見込みとなっております。いずれにしましても，ワクチンが順調に入るかどうかというのが，順調に進めるためのキーワードになるかと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　今対応としては，個別接種と集団接種を併用するというふうにお伺いいたしました。集団接種にさわやかセンターを計画しているようですが，町民体育館や各地区の公民館などは考えておられますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　現在，今現時点のところですね，やはり医療従事者の確保などの課題がございますので，さわやかセンターでのほかに集団接種の会場を新たに設けることについては，現在のところ予定はしておりません。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。
○６番（樋口達哉君）　１つ，私の素朴な疑問でもあるんですが，16歳未満の方がワクチンを接種しない，できない理由についてお伺いいたします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　各製剤の承認内容等により異なる可能性もございますが，16歳未満の方につきましては，臨床検査のデータがそろっておらず，有効性，安全性がまだ明らかになっていないため，現在のところ対象となっておりません。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。
○６番（樋口達哉君）　それでは，子供さんの感染を心配して，接種を熱望される親御さんがいた場合でも接種できないという状況でしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。
　樋口議員のおっしゃるとおりですね，今回のワクチンにつきましては，接種対象となってないためですね，接種のほうはできません。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。
○６番（樋口達哉君）　それでは，接種の優先順位が高い基礎疾患を持つ方の把握はどのようにするのか，お伺いいたします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　基礎疾患を持つ方につきましては，町のほうでは，あらかじめ把握することはできません。一応国のほうでは大臣の発言等で，手挙げ方式でいくとの発言もあったようでございますが，

詳細については，まだ国から示されておりませんので，把握方法等について明確な指示がございましたら皆様方に改めてお知らせしたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　それでは，現時点では基礎疾患の有無については，自己申告ということになりますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応，国からの正式な方法については示されておりませんので，そうだとは言い切れない部分もありますが，多分そのような方式でいくのかと想定はしております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　診断書などの提示をしようとする場合，早めの準備のお願いが必要になると考えます。また，町内のかかりつけ医などで把握している場合は，その情報を基に接種が可能になるのでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

準備するものが必要となる場合には，事前にお知らせするようにいたします。そういうふうに進めていきたいと考えております。また，かかりつけ医が個別接種機関の場合は，接種をかかりつけ医で受けていただくと，今までの状況が分かってくださっているということで，安心感の下，接種を受けられるかと思います。かかりつけ医が個別接種機関でない場合は，受ける前に予診票をもって主治医と相談していくのがよいと思います。

基礎疾患の確認方法については，国から改めまして詳細の情報が示されましたら，また皆様方にお知らせしたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　今，町民の皆さんは，新型コロナワクチンの接種について，非常にアンテナを立てて，いろんな情報収集をしていると考えております。阿見町のホームページにも，新型コロナワクチンについて皆様に知ってほしいこと，それから新型コロナウイルスワクチン接種について，それから厚生労働省の新型コロナワクチンについてのＱ＆Ａなども掲載され，いろいろなことが発表されていますが，こういったインターネット等を利用して，情報収集できない方もおりますので，今後の積極的な情報提供に期待をするところであります。

次に，最初に使用されるワクチン，ファイザー社製のワクチンの運搬，保管要領についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

阿見町では，基本型医療機関として東京医科大学茨城医療センターに，２月19日に超低温冷凍庫が国から譲渡されました。ここから個別接種に協力いただける連携型医療機関や集団接種会場にワクチンを運搬することになります。運搬の際は，保冷バッグに入れて３時間以内に冷蔵状態で運び，２度から８度Ｃの冷蔵状態では最大５日間の保管が可能です。そのため，各医療機関で５日以内に接種する予定のワクチンを運搬する形になります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　それでは，現在このファイザー社製のワクチンを最初に接種するということですが，この運搬保管要領については，阿見町では体制が整っていると理解してよろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　現在，体制のほうは整備している最中で，まず間違いないように進めております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　安心いたしました。

次に，広報をする際，65歳以上の方はインターネットを使うことが少ないと聞いております。３月中旬以降に通知する予定の接種券，それから案内の内容についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

通知には，接種券と予診票が２枚，ワクチンについての説明書，ワクチン接種の予約方法等が入ったお知らせを同封する予定でございます。予約は，コールセンターへのフリーダイヤル電話での申込みを受け付けます。またコールセンターは，予約とともに一般的な相談対応も兼ねているため，御不明な点についても御確認いただいた上で予約することができるようになっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　予約はコールセンターのフリーダイヤル電話ということがございまし

たが，阿見町のホームページにありました新型コロナワクチンについて皆様に知ってほしいことのデータの中の一番下の，厚生労働省新型コロナワクチンコールセンターのことでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

こちらのコールセンターについては，町が独自に設置するコールセンターでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　分かりました。

寝たきりの方や，何らかの理由で自分では申込みできない場合，民生委員や介護者さんなどの代理申込みは可能なのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

代理人の方による申込みは可能です。御本人の意思確認をしました上で，コールセンターのほうで予約のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　接種後のアナフィラキシーへの対応は具体的に示されているようですが，接種前それから接種中，接種後の，よく言われるところの予防接種ストレスに関する留意点があれば，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

予防接種ストレス，正しくは予防接種ストレス関連反応といい，ＷＨＯも一昨年マニュアルを出しております。コロナワクチンに限らずいろいろな予防接種で起こり得る症状で，接種前，接種時，接種直後に見られる接種自体の不安やストレスが要因となって，目まいや過呼吸などの症状を引き起こされることがあります。

そのため相談体制などを整えるかかりつけ医で接種していただくことが，なるべくワクチン接種への不安を軽減し，接種に臨むことができるようにしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　実は私も注射があまり得意ではありません。こういった予防接種ストレスを持つ方が多数いられると思いますので，そういった点の留意事項を聞き，安心をいたしました。

次に，集団接種に際し必要な医療従事者，経験者などの人材の確保状況についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

集団接種には，町内医療機関の御協力をいただいておるところでございますが，多くの方の接種を行うため，特に看護師の確保が課題となっております。人材確保のため茨城県ナースセンターへの求人やホームページ，あみメール等も活用して，町内の看護師資格取得者に対して協力を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　募集する看護師さん等の待遇についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

一応報酬という形になりますが，半日１万5,000円でお願いする予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　最後の質問になりますが，協力していただく看護師の皆さん等が集団接種の場で感染しては，これはまた本末転倒になると考えております。御協力いただく看護師さんたちにも，医療従事者に準じて早期接種ができないかどうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

接種に直接携わります医師や看護師は優先接種の対象となりますので，対応できるように検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　また，皆様には最後のとりでとして頑張っていくよう期待をしております。

この質問は，以上で終了いたします。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　現在コロナ禍において，町民の皆さんは不要不急の外出自粛や，それに伴う町体育施設の休館などにより運動する機会が激減しております。首都圏や同周辺地域の緊急事態宣言や，解除になりましたが，茨城県の自発的な緊急事態宣言等を受け在宅を余儀な

くされ，町民の方々の運動不足は顕著になってきております。

いつ不要不急の外出自粛が解除されるのか予測困難ですが，今後ワクチン接種などによるコロナ禍の影響の改善に期待し，運動活動の再開に向け準備するスポーツ愛好家たちも大勢おります。また，町内各種スポーツチームが目標としている各種大会などに向け，これまでの練習不足を補うため，町民体育館等の使用時間の延長望む町民の声が高まっております。

そこで，次の４点についてお伺いいたします。

１，緊急事態宣言下における，安全な運動，スポーツの実施について。

２，阿見町で町民に開放している体育館と利用時間と料金について。

３，近隣自治体の体育館の利用時間と料金。

４，町民体育館等の利用時間の22時までの延長の可能性や問題点など。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　おはようございます。

それでは樋口議員の，阿見町民体育館の使用時間延長についての質問にお答えいたします。

１点目の，緊急事態宣言下における安全な運動，スポーツの実施についてであります。

１月15日に茨城県知事が発表した県独自の緊急事態宣言を受けて，当町でも体育施設を含む町施設を２月７日までの間，休館・利用中止としておりましたが，２月８日から県有施設が利用再開になったことを受けて，町施設の利用を再開しております。２月23日に県独自の緊急事態宣言が解除になりましたが，引き続き不要不急の往来自粛が求められていることから，県内在住の方に限り感染症対策を講じた上で利用していただいております。

２点目の，阿見町で町民に開放している体育館と利用時間と料金についてであります。

現在，町民に開放している体育館は，町民体育館と旧吉原小学校，旧実穀小学校を含む体育施設13か所です。料金については，町民体育館は２時間1,370円，学校体育施設は１回200円の使用料金を徴収しております。

３点目の，近隣自治体の体育館の利用時間と料金についてであります。

県南地域の６つの自治体が21時まで，７つの自治体が22時までとなっております。料金については，自治体によって施設の規模や設備が異なることから，２時間単位で1,000円台から6,000円台と料金に違いがあります。

４点目の，町民体育館等の利用時間の22時までの延長の可能性や問題点についてであります。

22時までの利用時間の延長につきましては，町民体育館の夜間の受付や施錠などを委託して

おり，施設管理者と運営上の課題がありますが，町民のコロナ禍による運動不足の解消や健康増進のための利用時間の延長について検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　町民体育館の夕方17時から夜21時までの使用料金についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

先ほど教育長答弁のほうにもございましたように，日中は２時間単位で全面を使用しますと1,370円ということでございます。それ以降の17時から21時までにつきましては，プラス830円の2,200円ということで全面２時間単位でお貸ししてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　昼間よりも夜間が830円高い分の内訳を伺います。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

当初この料金を設定する際にですね，夜間照明，照明代の見合いということで，電気料換算で約800円という試算をした経過がございます。そういったところでその金額を計上して夜間はお貸ししているという状況でございます。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　４点目の質問の中で，教育長から延長について検討していただけるという御答弁ございましたが，改善に当たっては，条例等の改正が必要になるのか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい。当然規則等の改正等が必要になるということになると思うんですけれども，ただこれを進めるに当たっては，教育長の答弁の中にもありましたように，ちょっと幾つか課題がございます。特に，現在夜間の施錠ですとか管理のところをシルバー人材センターのほうにお願いをしてございます。

10時まで仮に開放した場合にはですね，当然その後処理のことも考えますと10時半程度まで勤務をしていただくようなことになろうことは大体推測できます。そうなりますと，夜間勤務，それとあとは高齢者の皆様方に御協力をいただいているというところがありますから，そういった観点も含めまして，これからちょっとシルバー人材センターさんとも調整をしてまいりた

いと思いますが，そういったところをクリアした上で，何とか利用できるような方法を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　６番樋口達哉君。

○６番（樋口達哉君）　体育館それから運動場，こういったものは，このコロナ禍，非常に使用が困難になっております。スポーツの愛好家の皆さん，それから健康を増進しようとトレーニングに励んでいる皆さんが，開放それから時間の延長を心待ちにしております。

コロナ禍における運動不足の解消や健康増進のためだけでなく，私はスポーツにいろいろな思い入れがございます。阿見中学校のグラウンドでマウンドに立つ白石部長，それから柔剣道場で汗をかく村松部長，そして昭和40年代になりますが，美浦中学校の体育館で新任教師であった教育長，こういった姿が走馬灯のように思い浮かんでまいります。

健康増進，それから健康維持以外にもスポーツにはこういった楽しい思い出を残す効果があると考えております。ぜひ，こういった機会を増やしたいと考え，私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（久保谷充君）　これで，６番樋口達哉君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前１０時５６分休憩

午前１１時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔１４番難波千香子君登壇〕

○１４番（難波千香子君）　通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに，新型コロナウイルス感染防止に伴う対応とワクチン接種についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染者数は減少傾向にありますが，死亡者数や重症者数はいまだ予断を許さない水準にあり，１都３県では緊急事態宣言が発令されたままであります。２月23日には茨城県独自の緊急事態宣言は解除されましたが，終息が見えていない今，改めて現在の阿見町における状況と，今後の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応に関してお伺いいたします。

また，町民の命と健康を守り社会経済活動の安定のために，新型コロナウイルス感染の終息の鍵となるワクチンについて，実施主体となる阿見町としても限られた情報で厳しい状況下で

の接種事業でありますが，約４万2,000人規模の未曽有の事業成功に向けて日々刻々と変化する情勢にできる限りの対応を行うべく，想定できる課題の１つ１つ解決させ，現状を踏まえた上で，以下質問させていただきます。

１点目，阿見町における新型コロナウイルス感染発症状況とその特徴。

２点目，昨年末から現在までの期間における町が対応した内容と課題。

３点目，今後の感染拡大防止策についての考えと対応策。

４点目，新型コロナワクチン対策室の業務内容。

５点目，地元医師会等との協力体制の状況，冷蔵保管体制。

６点目，高齢者優先接種以降の接種体制について，基本型接種施設数と医療機関と公的施設からなるサテライト型施設数，４月からの高齢者予防接種者予定数。

７点目，住民への予診票・クーポン券の発送時期，接種勧奨の方法と予約システム等の整備，また予約接種台帳システムの導入，またコールセンターの整備について。

８点目，接種を受ける高齢者や障害者の移動手段の対応，役場のバスや町内タクシー券等の支援について。

９点目，アナフィラキシー等の副反応への対応，全体のシミュレーションの実施はどうか。

10点目，住所地外の接種対応はどのようになっているのでしょうか。

万全の準備でお願いいたします。以上で私の質問は終わります。よろしくお願いいたします。

ごめんなさい，質問させていただきます。気持ちが焦りました。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　難波議員の，新型コロナウイルス感染防止に伴う対応とワクチン接種についての質問にお答えいたします。

１点目の，阿見町の新型コロナウイルス感染発生状況とその特徴についてであります。

阿見町での感染者数は，令和３年２月25日現在で140例となりました。140例の内訳を男女別に見ると，男性83名，女性56名，性別不明が１名です。年齢別・性別では，20代男性・40代男性が多くなっています。阿見町は県南地域の市町村の中でも，１万人当たりの陽性者数が12月，１月と高くなり，感染者数も県内44市町村中14位となっています。

１例目が発生したのは昨年３月でしたが，明らかに増加傾向が見られたのは昨年11月からで，11月に25件，12月に23件，１月の63件がピークとなり，２月は今のところ11件と減少傾向にあります。なお感染者は，新規感染者55名に対し，知人・家庭内や職場での濃厚接触による感染者が85名と多い傾向があります。

２点目の昨年末からの町の対応と課題についてであります。

対策本部では，11月27日に阿見町が感染拡大市町村と位置づけられたため，町の施設等のイベント開催の可否や開催条件等についての検討を行い，町の施設等の閉鎖・制限などの対策を行いました。また，町内の感染者が増加したため，職員に感染者が発生した場合を想定した消毒訓練も実施いたしました。緊急事態宣言が出された際は，その都度，町の対応を検討し決定しております。

ワクチン接種が開始されたことに伴い，全庁的な体制を確保することが課題となり，対策本部会議にて検討を行った結果，２月12日付で新型コロナワクチン対策室を設置しました。現在，コロナ対策やワクチン接種の準備を同時に進めながら，町民サービスの低下を招かないよう従来の事業も継続して行う必要があり，人員の確保が重要な課題と考えております。

３点目の，今後の感染拡大防止策と対応策についてであります。

感染拡大防止策の大きな要は，これから始まるワクチンの接種であると考えております。より多くの方がワクチン接種を受けることで，感染拡大を防ぐことができるため，接種を受ける判断がしやすいように適切な情報を提供してまいります。また，個人が取り組む基本的な手洗い・マスクの着用・密を避ける等の感染予防対策についても，引き続き呼びかけを行ってまいります。

４点目の，新型コロナワクチン対策室の業務内容，及び５点目の地元医師会等との協力体制については，関連しますので一括でお答えいたします。

新型コロナワクチン対策室は，保健師の室長を中心に７名で業務に当たっております。対策室の業務は，着実にワクチン接種を進めるための具体的な接種計画の策定，接種会場の設置のための調整及び必要な人員・資材等の確保，予約受付のためのコールセンターの設置，予防接種台帳システム等の整備であります。現在急ピッチで準備を進めているところです。

ワクチン接種を行う上で，医師会の協力は絶対に欠かせません。私も直接医療機関に赴いて協力を要請しているとともに，町内医療機関と町との連絡会議を開催し，説明及び調整を行っているところであります。ワクチン接種については，医師会との調整の結果，集団接種と個別接種の併用で行うことを予定しています。

ワクチンの保管体制については，国から町に超低温冷凍庫が４台譲渡されることになっており，そのうちの１台は２月19日に東京医科大学茨城医療センターに配置されました。２台目以降は，４月には総合保健福祉会館に，５月・６月には町内医療機関にそれぞれ配置し，ワクチンを保管する予定です。ワクチン接種を行う際には，溶解して冷蔵保存が必要となるため，冷蔵庫は購入する予定です。

６点目の，高齢者優先接種以降の接種体制についてであります。

65歳未満の対象者についても，引き続き集団接種と個別接種の併用で対応してまいります。基本型接種施設数は，超低温冷凍庫を設置する施設となりますので，町内では４か所です。サテライト施設は，基本型施設からワクチンを分配し接種を行う施設で，現在のところ12か所の予定です。４月からの高齢者予防接種対象者は，１月１日現在で１万3,477人ですが，接種見込み回数は約２万回で計画しております。

７点目の，住民への予診票・クーポン券の発送時期についてであります。

現在国の指示により，３月19日までに発送準備を整えることになっており，準備を進めております。実際の発送は，国の指示を受けてから発送することになりますが，まだ日程の指示はありません。接種勧奨の方法と予約システムの導入につきましては，適切な情報提供を行い，接種への判断をしやすくすることや，高齢者が予約を取りやすいよう電話予約と相談を受け付けるコールセンターを設置いたします。また，働く世代の方にもインターネットから24時間予約できるシステムを導入いたします。

８点目の，接種を受ける高齢者や障害者の移動手段の対応についてであります。

必要に応じて送迎バスの運行等，検討してまいりたいと考えております。

９点目の，アナフィラキシー等の副反応への対応，全体シミュレーションについてであります。

接種後15分から30分は副反応の出現に注意しながら観察を行うことになっており，接種会場には救急対応が可能な物品をそろえるとともに，阿見消防署の協力を得て，会場には救急車を待機し，接種後観察も救急救命士に御協力いただけることになっております。また，集団接種開始前にはシミュレーションを行い，スムーズに実施ができるよう体制を整えてまいります。

10点目の，住所地外の接種対応についてであります。

原則は住民票のある自治体で接種を受けることになっておりますが，入院や入所している方のほか出産のために里帰りしている妊産婦や，単身赴任者，基礎疾患を持つ方が主治医の下で接種する場合など，やむを得ない事情がある方については，住民票所在地外において接種を受けることができるとされています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　御答弁ありがとうございました。

まず初めに，このたび接種事業に携わっていただくことになっておられる関係者の皆様に心から敬意を表します。

それでは，再質問させていただきたいと思います。

まず１点目でございますけれども，ワクチン接種の予約方法，またコールセンターの回線数

について，詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。
優先して行われる高齢者のワクチン接種については，町が設置したコールセンターへのフリーダイヤル電話での申込みとなります。開設数は６回線となります。
予約の際に，個別接種か集団接種を選択します。個別接種の場合には，かかりつけ医が個別接種をしている場合にはかかりつけ医が設定した日にち，時間の中で予約を取ります。かかりつけ医がいない，またはかかりつけ医が個別の接種を実施していない場合につきましては，集団接種の日程で予約を受け取る形になります。
また，65歳未満の方への御案内につきましては，インターネットで24時間受付ができるようにＵＲＬやＱＲコードを掲載する予定で進めているところです。また，65歳以上につきましても，現在のところまだできるようにはなっておりませんが，今後できるという形で進めていきたいと思っております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。
それでは，御答弁にも，また私も質問しておりますけれど，予防接種台帳システム，それについて詳しく御説明いただきたいと思うんですけれども，よろしくお願いいたします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。
予防接種台帳システムは，町の健康管理システムの１つで，町民の皆様がいつ，どこで何の予防接種で，ロット番号が幾つのを受けたかを記録しているシステムでございます。今回は，これに新型コロナウイルスワクチンの接種記録を加える予定でございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。そしてまた，これはふだん阿見町で使っているところに加えるということで，分かりました。
また，今回は政府の新しいワクチン接種記録システムが導入をするということになるわけでございますけれども，そのことに対しての考えと，またそのことに対して阿見町としての課題をお教えください。よろしくお願いいたします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

まだ国や県から詳細の説明を受けておりませんが，接種記録を速やかにシステムに登録し，確認ができるようにするために必要なシステムであると認識しているところでございます。１回目の接種から20日間以上の間隔を置いて２回目の接種を行う必要があるため，１回目の接種記録を確認した上で接種を行う必要があります。このシステムにより，住所を異動した場合であっても，全国どこからでも速やかに確認できるようなります。

町や医療機関が，接種記録を入力するために必要なタブレットについては，国が無償で配布予定とのことですが，個別接種においては各実施医療機関においてシステムに入力をしていただくことになるため，スムーズに実施することができるように，町も必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　このことに対しては，本当に新しい情報であると思いますので，国のほうもネットのほうで調べていただけると，Ｑ＆Ａで操作までということで順次出るということを聞いておりますので，本当に毎回毎回状況が変わっておりますけれども，本当にこの辺もよろしくお願いしたいと思います。

そして御答弁の中で，冷蔵庫は購入してどこに設置する予定でしょうか。また，ニュースでもなっておりましたけれども，停電ですね，予防接種会場への発送方法，また停電時に対応できるような体制を取られておられるのでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

冷凍庫自体は，集団接種での場所を想定しているところでございますので，総合保健福祉会館のほうに設置する予定でございます。総合保健福祉会館での接種であれば搬送する必要ありませんが，地域で……。そこで停電した場合の備えにつきましては，そのバッテリーも併せて購入し，停電しないような形で今のところ進めているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　少し安心しました。よろしくお願いしたいと思うんですけれども。

高齢者接種についてなんですけれども，茨城県では大井川知事のほうから，４月以降の高齢者の接種の際は，高齢者施設の入所者と従事者，職員を優先すると発表されました。また，そのことにおきまして，阿見町における施設数，また入居者数，またそのことに対しての取組をお教えください。

また在宅介護に対して，また訪問接種等も計画，阿見町としてもされていかれるのかどうか。

また，一般高齢者のワクチン接種スケジュールも，こういうことになりますと，どのくらいずれ込むのか……。

○議長（久保谷充君）　難波議員，１問ずつ区切って質問してください。

○１４番（難波千香子君）　はい。それでは，まず高齢者施設数と入居者数，また，そのことに対する取組を，まずお教えください。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応，町内の高齢者施設は17か所で，入所者のうち65歳以上の方は796人，従事者数につきましては608人になっております。町のほうでは２月22日にですね，この高齢者施設への説明会を行いまして，ワクチン接種希望者数と接種方法についての調査を行いまして，茨城県のほうからは施設従事者も同時期に実施することが望ましいとされていましたので，従事者の数についても併せて調査を行いました。結果的には，先ほどの数になります。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。かなりのハードなスケジュールになると思うんですけれども，その後，在宅介護ですね，それとあと，そういった場合には訪問接種，どのように計画されておられるんでしょうか。お聞きいたしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　一応在宅介護を受けている方につきましては，訪問接種という形の方法もあるかと思いますが，その方々につきましては，訪問診療を受けているかと思います。ですので，訪問診療医の方が予防接種することが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。

そうなりますと，一般高齢者のそういったことも含めてワクチン接種のスケジュールはどの程度をずれ込むのかという試算で，阿見町はおられるのでしょうか，お聞きします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

茨城県のほうには４月５日の週からワクチンのほうが配布される形になっておりまして，12日，19日の週という形で都道府県のほうに入りますが，それが都道府県のほうで配布する形になりますので，その辺がどのように市町村に配布するかについては，ちょっとまだ詳細の点は，まだ聞いておりません。

また，先ほど樋口議員の質問にもありましたが，４月26日から各市町村に１箱ずつが入って

くるかと思っております。それ以降については，何らの数が示されておりませんので，最初茨城県のほうにおいては高齢者施設を最優先で行うという方針もありましたが，その方針についてまだ説明を受けてないので，その方法をまず確認しまして，町のほうの接種計画のほうで組み入れたいと思っています。ですので，一般的な町内の高齢者に関しては５月になってからと，一応想定はしているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それでは，今回連休中でも入ってきますけれども，それも実施するということで，考えは，阿見町はいかがなんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

まだ具体的に，そこら辺については医師会との調整は終わっていませんので，また具体的にやるかどうかというのはちょっとお答えできないということでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。本当に大変な中になると思うんですけれども，答弁の中で送迎バスは町の行政バスという予定でよろしいんでしょうか。お聞きします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

町の行政バスということで考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　先ほど，いろんなことがあって救急車が待機するというような御答弁ありましたけれども，救急車というのは我が，ちょうど３台ですかね，町内に置かれておりますけれども，予防接種会場が複数のときにはどのような状況で考えておられますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

集団接種会場は１か所という形で予定しておりますので，救急車については１台，その会場に待機する予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それではですね，最後に体制づくりで，今，阿見町として一番困っていること，それで非常に課題についてお教えください。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
一番体制づくりという形になりますと，まず初めに保健福祉部のほうから職員を出しまして，対策室のほうをつくりました。今後スケジュールに合わせまして，さらに町の全庁体制で体制整備を進めていく予定でございます。
また，一番の課題というのは，やはり先ほどから何回も答えているとおりですね，人材の確保，特に看護師の確保が一番重要な課題かと考えておるところでございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　そうしますと，医療従事者で，自治体で裁量でいろんなふうにできると思うんですけれども，看護者，先ほども経験者ですね，そういった方も当然これからお声がけしていくと思うんですけれども，あと一応稲敷医師会としては，注射打つのは医師だけということでしょうか。もう場合によっては看護師も打っておりますけれど，そこを確認いたしたいと思います。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
先ほどの連絡会議の中で，医師が注射を，接種をするという形で意思のほうは統一されております。
以上です。
○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。
○１４番（難波千香子君）　そうしますと１人の医師が打つときに，必ずその脇には２人とか３人とか，必ずその辺はそういうふうに決まって……。この看護師さんというのは，どういったときに足りないのかなということで，看護師じゃなくても医療従事者がかなり，そういうのでは今一番課題だということで，そういった方面でも何とかできるものなんでしょうか。いろんな方法で万全に進めていっていただきたいと思うんですけれども，その辺いかがでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
一応医師が接種，注射を行う場合については，必ず１人という形で整えているところですが，そのほかに予診票の観察とか，注射を打った後の健康観察とか，いろいろな場面で看護師の方が必要になってきます。医師会の方については，医師１人に看護師２人を連れてきていただき

たいとお願いしているところでございますが，できるだけ今，医療機関の方も協力をするとは言っていただきますが，中には非常に難しいという方たちもおりますので，そこは町としてもあらゆる方法を考えて看護師のほうを確保していきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　これからいろんな意味で人材が必要だと思うんですけれども，そういう面で本当にいろんなアンテナを張っていただきまして，町長を筆頭になると思うんですけれどもオール阿見ということで，この課題解決，また人材，そしてまた設置，もう全てにおいて，いまだかつてない未曽有の事業になりますけれども，本当に丁寧な，また皆様のほう，その活動には敬意を私たちも表しますけれども，どうぞ潤滑に全てが終わるということは，今年いっぱいかかるかと思いますけれども，どうぞその辺を安全に，皆様の腕に全てかかっておりますので，どうぞ最後まで，お願いする以外ないんですけれども，お世話になります。よろしくお願い申し上げます。

１点目の質問は終了させていただきます。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それでは，２点目の質問をさせていただきます。

学校給食の改善策と給食費無償化の拡大についてお伺いいたします。

１点目，国連が持続可能な開発目標――ＳＤＧｓの目標に，2030年までに１人当たりの食料廃棄を半減があります。日本で１年間に発生する食品ロスは約612万トン，大きな問題になっております。地球資源を持続可能にするには，リデュース――発生抑制が特に重要と考えますが，町の考え方と，また学校給食の残食の現状と対策についてお伺いいたします。

２点目，児童生徒の食への興味・関心を高める施策として，ホームページに献立表やメニューの写真の掲載や，献立コンテストの実施，また地産地消の活用や食育と食品ロス削減の推進についてお伺いいたします。

３点目，滞納状況と対策。

４点目，公会計システムの活用と効果。

５点目，コロナ対策として給食関係で実施したことについてお伺いいたします。

６点目，子供の健全な成長を支え，子供の貧困問題を解決するために，学校給食の無償化は重要な課題であります。給食費無償化の拡大について，同一世帯第３子以降や，ひとり親家庭への無償化等の拡大はどうか。また，所得制限を導入するなど早期の検討はどうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願

います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　難波議員の，学校給食の改善策と給食無償化の拡大についての質問にお答えいたします。

１点目の，リデュース――発生抑制の考え方と学校給食の残食の現状と対策についてであります。

学校給食における廃棄物について，調理工程においては食材を無駄なく使用することや，残食の発生を抑制するために，配食の量を適切に調整することが重要であると考えております。

学校給食の残食の現状と対策については，令和元年度の残食が１日平均566.9キログラムであったことに対して，令和２年度は，１月末の時点で１日平均515.7キログラムで51.2キログラムの減少になっております。これは，児童生徒が苦手であった魚料理の味つけを食べやすく工夫したことや，感染症対策として無言で喫食することで食べることに集中する環境が整ったためであると考えております。

今後の対策としては，献立の組合せを見直すことや，アンケートによる配食量の調査等を考えております。

２点目の，ホームページの掲載や献立コンテストの実施，地産地消の活用や食育と食品ロス削減の推進についてであります。

ホームページの掲載については，毎月の献立表や写真入りの給食だよりを掲載することは可能ですので，来年度からの実施を検討してまいります。

献立コンテストについては，現在実施中の事業として，小・中学校からリクエスト献立を募集して，要望に応えた給食を提供する事業に取り組んでおりますので，この事業を継続していく予定であります。

地産地消の活用や食育と食品ロス削減の推進については，２名の栄養教諭が給食の時間を中心に年間100日以上，町内の全小中学校を巡回して食に関する指導を実施しております。

３点目の，滞納状況と対策についてであります。

令和元年度給食費の滞納状況として，現年度分の滞納件数が56件，滞納金額が246万1,827円で，過年度分の滞納件数が233件，滞納金額が1,157万6,334円となっております。

滞納対策としては，学校からの文書のお知らせと給食センターで実施している電話催告がありますが，令和元年度の実績としまして，文書のお知らせによる納付額が403万5,033円，電話催告による納付が７万2,050円となっております。

４点目の，公会計システムの活用と効果についてであります。

大きな効果として，これまでは各小中学校で行っていた給食費の収納事務が，公会計システ

ムの活用で給食センターに一本化されることになり，学校事務の負担軽減につながると考えております。

５点目の，コロナ対策として給食関係で実施したことは，についてであります。

令和２年３月から５月までの３か月間学校が臨時休校になったことに伴い，給食の食材をキャンセルした業者の一部に対して，学校臨時休業対策補助金等を活用して，５業者に約157万円の補償金を支払いました。また，キャンセルができなかった食材につきましては，町内の老人ホーム，ケアセンター等の11の福祉施設に対して，６品目，約46万円の食材を無償で提供しております。

６点目の，給食費の無償化の拡大についてであります。

これまでは，15歳以下の第３子以降が無償化の対象でしたが，令和２年度以降は兄・姉の対象年齢を３歳引き上げ，18歳以下の第３子以降を無償としております。無償化の児童生徒数は，令和元年度の140名から，令和２年度は254名になり約1.8倍の拡大になっております。無償化の拡大については，今後もさらなる拡大に向けて様々な条件を試算して検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　大変にありがとうございました。

まずですね，給食センターではこの残食を減らすということで，昨年ですね，はかりを用意していただいて，いよいよ本格的にその取組を始めておられるということに，まずもって期待するものでございます。

まず，このリデュース――発生抑制の考え方から，残食を減らすために配食量を調整するとともに，その配食の仕方ですね，作るほうの，工夫する必要があると思いますけれども，新型コロナウイルスの関係で，現在給食のお代わりができないということも聞いております。現在の各小中学校の配食の仕方，まずどのようになっておりますでしょうか，お聞きいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

まず，配食とお代わりの件でございますが，配食につきましては，給食センターのほうで共通したマニュアルを作成いたしまして，小中学校と共有して実施をしてございます。お代わりについてはできますので，大丈夫です。

配食でございますが，児童生徒が給食当番ということで，そのマニュアルに基づいて，指導に基づいて配食をさせていただきます。その際にですね，体格によっては食べられるお子さんもいるわけですよね。教職員が食べられる子にはもっと食べられるということで，配膳のときに工夫をして多く盛ってあげると。そういったことを実践してございます。そういうことをや

ることによってですね，食缶に残る量が少なくなり残食が少し減っているという，そういう実態がございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。

それとですね，あと，その残食を有効活用するための肥料化，またリサイクルする。前々から要望はしているんですけれど，その辺の考え方はいかがでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

残食等の肥料化それからリサイクルの方法につきましては，議員も御承知かと思いますけれども，外部の民間業者に委託をするという方法と，クリーンセンター内になりますか，給食センター内になりますか分かりませんけれども，それなりの保管倉庫と処理施設といいますか，そういうものを造る２種類の方法があるわけでございますが，近隣の状況などを調べてみますと，土浦市それから守谷市等々では委託をして処分をしていると。ただ委託処分しましても，処分したものが堆肥化で返ってくるとかそういうことではなくてですね，ただ処分のために委託をしているという状況でございます。

阿見町の場合は，それをそのままクリーンセンターのほうに持ち込んでクリーンセンターで処分をしていただいていると，そういう実態でございます。仮にその堆肥等を活用して，何かこう，例えば学校へお配りしたりとか，一般の方にお配りをしてというような，そういう発想の下で行くんであれば，それなりの施設を造りまして，堆肥を一時保管をする倉庫ですとか，処理機のそういう機器を導入するということになります。そうしますと，初期投資というのがそれなりのこともかかりますので，そういった状況を受けまして，現在のところは考えてはおりませんので，よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　なかなか厳しいものがあるかと思うんですけれども，我が町の霞クリーンセンターもあと11年から12年，また，さくら最終処分場も当然12年から13年でもうもたないということを聞いておりますけれども，そういったことも考えていろいろ試行錯誤，いろんな給食の食べる量から，リデュースの辺のところもしていっていただきたいと思うわけでございますけれども。

また，環境教育ということで栄養士さんお２人が100日ですか，すごいですよね，回っていただいていると。頭が下がる思いでございますけれども，そういったいろんなデータから，や

っぱり環境教育をしているところは，小学校は，やはり残す残食も減ってきているということもありますので，両方からありがたいということも分かってくるのかなという。むやみに減らすということもありますけれども，いろんな方向からやっていただければなと御要望させていただきます。

また今度はですね，食品ロス削減の推進ということで，かなりの量が余って，２キロから20キロ，200キロですね，１か月。相当多いんですけど，阿見町の給食センターでは給食未利用食材の，そういったものがまずあるのかどうかと，そういったものがある場合は，そういった寄附ですよね，いろんな住民のそういった希望者があれば差し上げるとか，また現在の子ども食堂をやっているところ，またすばらしい活動されているフードパントリーの，そういう食料品の無料配布をしている，そういった阿見町には団体がありますけれども，そういった，もっと可能であれば，もうそういうものを利用していってもいいのではないかなと思うんですけれども，その辺いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

まず，給食の食材はですね，必要分だけを購入するという前提でありますので，余るということは当然ございません。今回たまたまこういったこのコロナの状況がございまして，例外としてですね，食材は購入しましたけども使えない状態があったので，福祉施設等々にお配りをさせていただいたという状況ですので。栄養士のほうもですね，工夫をしながら適切な量を毎月ごとに入札をしまして，余らないような形で購入をしておりますので，未利用というような食材は，申し訳ないんですけど，発生しないというような状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。そういったこともいろんな方向でやって，現実にやっている自治体もございますけれども，阿見町では，そういったものはないということで，承知しました。

そうしますと，次のあれなんですけど，給食費の次に行きます。給食費の滞納者ということで，結構あるんですけれども，準要保護とか，また生活状況が厳しい方，貧困世帯という，そういう御家庭もあると思うんですけれども，そういった方の滞納整理という，そういうもう整理を対象にしていかれることも大事かなと思うんですけれども，その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

滞納整理を関係でいきますとですね，要保護・準要保護の御家庭の方であってもですね，仮に滞納であれば滞納整理の対象というふうにさせていただいております。ただ人数は少ないですけれども，そういった場合には，その御家庭のちょっと事情などもよく聞き取りをさせていただいて，場面場面で納める理由ですとか，そういったことを整理をさせていただいて，場合によっては，不納欠損というような処理も１つの検討材料として滞納整理のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。家庭訪問をしていただいて，状況を本当判断していただいて，その辺も御配慮をお願いしたいと思います。

また，昨年度から公会計システムが阿見町に入りましたけれども，たしか先生のそういった業務を減らすということで……。あ，今年度から，今年度から。すみません，令和３年度からということなんですけれども，その公会計システムの効果と，また期待されるものと，しかしまだ，学校事務の負担はまだ残ってしまう，そういったものもまだございますでしょうか，お伺いします。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

公会計システムの導入につきましては，鋭意今給食センターのほうで進めておりまして，来年度の途中からはですね，そのシステムの稼働を今見込んでございます。仮にシステムを稼働しますとですね，教育長答弁のほうでも学校のほうのいろんな事務が軽減されるというふうにお話をさせていただいております。

当然それは軽減されるんですが，仮にそのシステムを入れましても，転入やですね，長期のお休み，給食停止などの給食費に変動が発生した場合の，そういう日割りの計算報告が必要になります。また，口座振替ができなかった保護者へのですね，文書の督促対応ですとか，そういったことが，若干ですけれども，事務負担として残ることとなります。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。多少は残るということだということで，分かりました。

そして今回のコロナ対策ということで，給食関係で実施したことを，もうちょっと詳しく。先ほど御答弁ありましたけれども，阿見町では……。県内では多くの市町村で給食費の無料化も，もちろん阿見も多少あったんですけれども，給食費のかなり長い間，コロナ対策として給

食費の無料化を阿見町はできなかった。その理由は何かほかに。ちょっとお教えいただけますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

コロナ対策としての，当然その無料化ということでは今回教育委員会としては取り組んでおりませんが，答弁の中にもありましたように，阿見町で第３子までの無償化ということを，町長のほうの公約の中でも実施してございます。今後拡大に向けて，教育委員会としても今様々な試算をしておりまして，コロナ対策として特例とした形では実施しておりませんが，給食費の無料化については，将来的にちょっと進めたいという，そういう考えの下で整理をしてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。そちらのほうにしたということで，その辺は了解いたしました。

そしてまた，このたび所得制限，給食費の無料化ということで，大変阿見町の財政状況からいっても，かなり厳しいというのは重々，基金を切り崩して，またこれ，国からの補助があるわけではないということで。その中で，ぜひぜひ町長の思いで，そういうことを掲げてこのたびというより，そういうのを表に出して頑張って今までいただいておりますけれども，今後また，第３子から第２子にぜひ無償化を拡大していく場合ですね，やはりむやみにというよりも，やはりこういったコロナ禍もありますけれども，財政困窮者，またそういったひとり親家庭，または所得制限で，本当に月5,000円というものすら大変な家庭が事実ございます。

そういったことを見据えて３人というよりは第２子も，そういう家庭はぜひ見ていただきたい。無償化できないものか，その辺きめ細かにいかがでしょうか。配慮ということで。もし今後考える場合は，お願いいたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長建石智久君。

○教育委員会教育部長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたが，教育委員会のほうでも様々な試算をしてございます。仮にですね，第２子まで拡大した場合は，概算ではございますけども対象者が約1,000名ほどが増えるだろうと。費用についても4,700万程度の費用が継続してかかってくるということになります。

そういったことを受けまして，議員御指摘のですね，仮にその第２子まで無償化を進めるというふうな方向にシフトした場合ですね，は，これぐらいの費用がかかると。じゃあ今，ひと

り親の家庭であったりとか，所得制限であったりとか，そういったものを，ちなみに試算しますと，ひとり親家庭の児童生徒が約360名ほどでございます，人数的に。

年収，所得制限というふうなところの，幾らをもってというところは当然あるんですが，仮にですね，保育所の給食費の減免の規定は360万というような，そういうような制限がございますので，仮にそれを当てはめた場合には，約1,200名ということになります。

そのほかに準要保護・要保護の関係が150名ほどということで，当然それを足し上げますと，当然先ほどの1,000名も増えてしまう，この中には当然その第１子も含まれているということになります。ですので，こういった様々な要因をですね，どのような線で切っていくかということで，教育委員会のほうとしても今試算中でございます。そういう方法もあれば，例えばじゃあ２分の１にしてしまおうとか，そんなような当然発想もありまして，そこら辺は調整しながらですね，拡大に向けて検討している最中でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。将来的にはぜひよろしくお願いしたいと思います。北茨城市でしょうかね，このたび半額でという。何かそういった，いろんな，みんなそれぞれ苦心してやっておられるという自治体もございますので，阿見町は阿見町らしく，またよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で，この質問は終了させていただきます。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それでは，最後の質問をさせていただきます。

がん患者への支援とＨＰＶワクチン――ヒトパピローマウイルス定期接種について御質問させていただきます。

まず１点目，がん治療による外見の変化をケアする医療用ウイッグ――かつらなどの補正具や，傷痕をカバーする胸部補正具や専用入浴着の購入費の一部を助成して，がん患者の社会参加を応援できないでしょうか。

２点目，令和元年８月30日開催の第42回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会におきまして，国民に子宮頸がんワクチンに関する情報提供が行き届いていないことが明らかになりました。

これにつきましては配付資料を御覧ください。

令和２年１月31日開催の第45回副反応検討部会におきまして，接種対象者及びその保護者に対して情報が十分に行き届き，接種するかどうかと，確実な周知のためには個別送付が必要であるとの方向性が示されました。

そこで，子宮頸がんワクチン対象者，保護者へのＨＰＶ――ヒトパピローマウイルスワクチン定期接種の新しいリーフレット配布や取組についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　がん患者への支援とＨＰＶワクチン定期接種についての質問にお答えいたします。

１点目の，がん患者への支援についてであります。

現在，がん患者の社会参加促進や療養生活の質の向上を図るために，がん治療による外見の変化をケアする医療用ウイッグや乳房補正具の購入またはレンタル費用の補助事業を茨城県で行っております。当事業は，増加する患者ニーズに応えるために，令和４年度から町が実施主体となり県の補助を受けて実施していく予定です。

２点目の，子宮頸がんワクチン対象者，保護者へのＨＰＶワクチン定期接種のリーフレット配布や取組についてであります。

ＨＰＶとはヒトパピローマウイルスの総称で，子宮頸がんの原因となるウイルスを含みます。子宮頸がんの予防方法として，ＨＰＶワクチンを接種することでヒトパピローマウイルスの感染を予防することが挙げられます。しかしながら，副反応症例等について十分に情報提供ができない状況にあることから，希望者の接種機会は確保しつつも適切な情報提供ができるまでの間は，積極的な勧奨を一時的に差し控えるべきとされているところです。

現在厚生労働省の審議会において，接種対象者が接種について検討・判断ができるよう，情報提供の手段として自治体からリーフレットを個別に送付するという提案があり，町ではこれを受けて，今年度接種対象年齢の上限である高校１年生に相当する年齢の女子に対し，個別にリーフレットを送付いたしました。今後も，接種対象者が当ワクチン接種について検討・判断ができるよう対象者全員へリーフレットの送付を検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　大変にありがとうございました。

それでは，がん患者への支援ということで，１点お聞きしたいと思います。

がん患者へ現在県が実施している内容と申請方法，また令和４年度から町が実施しようとしている内容について，ぜひお教えください。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

現在県の事業としてがん治療を受けている方の補助制度は２つありまして，１つはウイッグ・乳房補正具の購入費用の補助制度，もう１つは20歳から39歳の若年者向けの福祉用具の購

入・レンタル費用の補助制度であります。それぞれ補助率は２分の１で，２万円を上限としています。申請につきましては，いばらきみんなのがん相談室に申請する形になります。

令和４年度からは町が実施主体となりますが，内容につきましては県と同じ内容で実施する予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございました。

結構たくさんの私の周りにもお友達がいらっしゃいまして，ぜひそういうのがあったらお願いしたいということをおっしゃっていましたので，そういった今県でやっているのもお話しさせていただいて，今度は町で，健康づくり課の窓口ということでよろしいでしょうか。その節は，よろしくお願いいたします。

また次の質問で，ＨＰＶワクチンの今年度の接種実績をお教えください。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

令和３年１月末現在で，１回目を受けた方が７名，２回目を受けた方が６名，３回目を受けた方１名の，延べ14名となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。今後対象者全員にリーフレットの送付を検討するということで，これは３回打つので，かなり半年ぐらいの日にちがかかると思いますので，その辺も発送していただけると思うんですけれども。年間，子宮がんでは１万人近くの女性が罹患して約2,800人もの女性が亡くなっているのが実情でございます。そういった中で，ぜひこういったことをお知らせしていただく，ワクチンがあるよということでお知らせする。で，受ける受けないは，その御家庭ということなんですけれども。

今まで副反応の報告は出ていましたでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

現在まで副反応の報告はございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それでですね，最後なんですけど，予診票なんですけれども，本来定期接種というのは予診票というのは対象者に送付されるものでございますけれども，何か

今回はそういったものじゃなくって，健康づくり課に行ってそれから医療機関に行くというようなことになっているのかなと思うんですけれども，そういうのは医療機関でも設置できないものなのかという，その御検討はどうなのかということなんですけれども，いかがでしょうか。

通知と予診票というのはセットじゃなくて別なんですけれど，その辺は検討余地がもしあれば。今，御返事はできないと思いますので，今後ぜひそういうことも御検討いただいて，今日の私の一般質問は終わりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大変にありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，14番難波千香子君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は１時10分といたします。

午後　０時０８分休憩

午後　１時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，17番久保谷実君の一般質問を行います。

17番久保谷実君の質問を許します。登壇願います。

〔１７番久保谷実君登壇〕

○１７番（久保谷実君）　それでは，事前通告してあります阿見町の子ども食堂の現状と将来あるべき姿についての質問をさせていただきます。

今，世界は猛威を振るっている新型コロナウイルスに翻弄され，政治，経済，そして何よりも大切な命までが脅かされています。まずはそのような中で，大変な思いで奮闘している医療関係者の皆様方に心より感謝を申し上げます。

新型コロナにどのように立ち向かっていくのかは，私たちに与えられた最大のテーマではないでしょうか。ここ何回かの議会でも取り上げられています。特にこれからの未来を背負っていく子供たちが満足に食事も取れない現実は，大変大きな課題だと考えています。

そのような中で，近年いろいろな形で子供に食べ物を提供しようとの動きが盛んになってきています。特に子ども食堂は，全国各地でそれぞれの特色を出しながら頑張っています。議会でもいろいろな面からの質問が出されております。

子ども食堂は，子供の貧困対策と同時に地域交流の拠点にもなっており，その地域にとって大変重要な役割を担っています。その原点は，2012年に東京都大田区の八百屋さんが，食事が学校給食以外ではバナナ１本しか食べられないと，子供に聞いて始まったことが最初だと言われています。国でも，2009年から子供の貧困率を公表しています。子ども食堂は2020年現在で全国に5,086か所あると言われています。これは2019年６月より356か所増加している。子供の

貧困あるいは居場所づくりに世の中の人々がいかに関心あるかの証明だと考えています。

茨城県内を見てみると，2020年で88か所が活動されています。そこで，阿見町の現状について，以下の質問をいたします。

１つ，現在阿見町で活動されている団体は幾つありますか。また，これから活動を始めようとしている団体はありますか。

その団体に対して，町はどのような指導していますか。

３つ目，運営上困ったときの相談はどのようになっていますか。

これから先，町としての課題はどんなことだろうと考えていますか。

以上４点を質問いたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　久保谷実議員の，阿見町の子ども食堂の現状と将来のあるべき姿についての質問にお答えいたします。

１点目の，現在阿見町で活動されている団体は幾つありますか。また，これらの活動を始めようとしている団体はありますか，についてであります。

当町で団体登録を行い，弁当配布等により子供等の支援活動されている団体は，現時点で２団体と承知しております。また，これからの開設に向け相談を受けている団体が１団体あります。

２点目の，町はどのように指導していますかについてであります。

特に注意していただくようお伝えしているのは，食品を扱うことになることから，衛生面の配慮及び利用するお子さんにアレルギーがないか等について確認していただくことです。また，実施に当たっては保健所への申請が必要になりますので，できるだけ早い時期に保健所に相談して指導を受けていただくようお伝えしております。

３点目の，運営上困ったときの相談はどのようになっていますかについてであります。

今年度は，運営についての支援制度はありませんでしたので，相談があった１団体については，他の補助制度等について紹介を行ったほか，公共施設を利用していただけるように調整いたしました。令和３年４月１日からは，地域で安心して過ごすことのできる居場所としての地域子ども食堂の運営を行う団体に対し，阿見町地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱に基づき，補助金を交付し，地域子ども食堂運営の支援を行う予定でおります。

４点目の，町としての課題はどのようなことだと考えますかについてであります。

先ほど申し上げた阿見町地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱では，事業の定義を，子供

の孤食を減らすとともに子供が安心できる地域の居場所づくりを目的として，子供及び当該子供を同伴する保護者等に対して食事の提供等を行う施設としております。経済的に支援を要する家庭の子供だけではなく，本当に困っている子供へ支援を届けることができるようにするためには，地域の共助意識の向上により，地域子ども食堂が子供が歩いて参加できる範囲に参加しやすい雰囲気で開設するようになることが好ましいと考えます。そのためにも，地域の共助意識の向上を推進したいと考えております。

また，実施団体が安全に継続して運営していただくためには，食材のほかに必要な冷蔵庫や，その設置場所も課題でありますので，今後検討したいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　１点目の活動される団体，２団体があって，これから今１団体がやろうとしてるということなんですけども，そもそも子ども食堂と町が認める条件は何なんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応子ども食堂という形になりますと，対象となる地域の……。さっき子供の孤食を減らすとともに子供が安心できるよう，当該地域において孤食や……，安心できるように居場所をつくるとして，当該子供や同伴する保護者に対して食事や居場所を提供するというものが子ども食堂の定義としております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　子供の孤食，それはよく分かりますけども，同伴者というのはどういう人を同伴者というんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

同伴者については，子供たちの保護者と考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　保護者というのは，子供１人について１人を考えているんですか。子供１人について３人が保護者であってもいいんですか。そこはどうですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　お答えします。

現在のところ１人とか３人とかいう定義は考えてございませんが，原則的にひとり親の家庭についての貧困というのが一番の課題かと思っておりますので，一応原則としては，保護者というのは１人かと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　はい，それは分かりました。じゃあ，子供１人に対して保護者が１人と。同伴者っていうんですか，そういうことで，それをできたときが，条件をクリアしたときが子ども食堂と呼ぶっていうことですね。確認しておきます。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

原則的にはそのような形になるかと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　そうすると，いわゆる団体が２つあって，今１つが準備していると。この，町が子ども食堂の対象者と考えている子供という数はどれくらいいるんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　まず，町のほうで考えている対象としましては，準要保護の認定児童，これが児童扶養手当の対象児童と考えておりますので，基本的に言うと約680名程度が対象児童になるかと思いますが，その他には地域にも隠れている，そういうところに申請していない子供たちもいるかと思いますので，実数についてはなかなか把握しておりませんが，その子たちも含めての対象児童と考えているところでございます。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　分かりました。この，おおよそよ，680人，数字はまた後で出てくるんで，取りあえず，じゃあ１問目は分かりました。

２点目の，町での指導ということなんですけども，これ早い時期に保健所に相談して指導を受けていただくようにお伝えしていますと。そうすると保健所ではどういう指導があるんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応保健所のほうについては，やはり食品を提供するという形になりますので，台所などにおいて食品を安全に衛生的に調理をして，それが子供たちに提供できるか，そういうものを確認しながら指導することになると思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　それは今の抽象的で。それは分かるんです，言葉では。具体的にはどんなことなんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

具体的になると，例えばシンクの数が１つとか２つとか，そういう形でちゃんと，食器を洗う場所と食品を洗う場所がそれぞれ別であるとか，あとは手を洗う場所と料理をする場所がちゃんと衛生的に確保できてるのか，そういうものが指導の対象になってきます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　そうすると，町は，始まりたいと言ったときに，じゃあ保健所の指導を受けてくださいと。そこでもう保健所行っちゃって，そっから先は町は直接その衛生面に対しては関知しないんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

そこから先につきましては保健所の所管になってきますので，保健所の指導に従っていただくような形の指導のみという形になっています。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　はい，分かりました。

それでは３点目の，運営上困ったときの相談どのようになっていますかという中で，相談にあった１団体については，他の補助制度を紹介を行ったと。この他の補助制度というのはどういうことなんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

子ども食堂については，ＮＰＯセンター・コモンズというＮＰＯ法人のほうにおいて紹介している補助金があります。子ども食堂助成一覧ということで，例えば社会福祉法人ＮＨＫ厚生事業福祉団体や，茨城県社会福祉協議会など行っている数々の補助金の一覧表がありますので，そういうものを活用してみてはどうでしょうかということの指導というか，相談に答えている形になります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　今言ったコモンズだっけか，それの具体的な金額は分かりますか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　多々補助金はありますので，代表的なものを幾つか挙げていきますと，社会福祉法人ＮＨＫ厚生文化事業団は，わかば基金支援基金部門として上限金100万円，それと公益財団法人あしたの日本を創る協会生活学校助成という形で，これは上限６万円になってきます。その他，茨城県の県民生活環境部女性活躍・県民協働課においては，茨城県提案型共助社会づくり支援事業ということで，こちら500万円の上限。そのように多種多様な補助金がありますので，その中から選ぶ形になってくるかと思います。
○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。
○１７番（久保谷実君）　なぜこんなこと聞いてるかというと，最初は資金がなくて始まるわけですよね。大変だと思うんだよ，資金がなくて始まるのにね。そこで予算がなかったんで相談があったため他の補助団体と聞いたんで，始まるときにどういう資金繰りをして始まるのかなということを今聞きたかったんです。分かりました，それは。
　で，この紹介をした，この団体は，ＮＨＫとかいろんなところからもらえたんですか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　一応紹介はしましたが，その後の結果については町のほうでちょっと把握してないということで……。申し訳ないんですが，把握しておりません。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。
○１７番（久保谷実君）　これ相談した側はよ，大変な思いをして相談しているわけだよね。やっぱりそれは最後までもらえたか，もらえなかったのかぐらいは町で知ってないと問題だと思いますよ。もしも全然もらえなかったら，もっと違う方法また見つけるしかないでしょうよ。だから，そこはやっぱり紹介した以上は，きちんと事の結末まで，この程度もらえたとか，もらえなかったとか。あり余るほどもらったって話はないだろうから。そこら辺は町のほうできちんと把握してないと，これからいろいろやってく上でうまくないと思いますが，どうですか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　久保谷議員のおっしゃるとおりで，そこは最後まで把握をすべきだったと思っております。その辺は今後も気をつけてまいります。よろしくお願いします。
○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　それから，公共施設を利用していただけるように調整しましたと。この公共施設を利用するということは，全然町にとって問題ないわけですか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
今回，子ども食堂のほうが年度の途中で，例えば今年，当初について町のほうは子ども食堂の事業というのは予定化されておりませんでした。で，紙井議員の一般質問の中で，子ども食堂については今後も実施について検討してまいりますという形で，町のほうは答弁したところでございますが，その後，子ども食堂を実際やってみたいという団体があらわれましたので，じゃあ予算はないけど，制度もないけど，やれる形で町のほうでやれることはないかということで検討して，町のほうの公共施設ということで調整して貸し出すという形でまとめたところでございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。
○１７番（久保谷実君）　場所がないから町で見つけて貸し出したと。この貸し出す今使っている現場，実際に使っている公共施設の期間というのは，どれくらいそこでやれるんですか。
○議長（久保谷充君）　社会福祉課長遠藤朋子君。
○社会福祉課長（遠藤朋子君）　はい，お答えいたします。
今年度につきましては，10月から３月まで調整して，使っていただくように調整いたしました。
○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。
○１７番（久保谷実君）　３月までって，もう今３月入ったよね。この４月以降，この団体はどうなんですか。
○議長（久保谷充君）　社会福祉課長遠藤朋子君。
○社会福祉課長（遠藤朋子君）　はい，お答えいたします。
４月以降は御自身で予約を取っていただきまして，こちらで用意しました補助金の要綱に従って，補助対象の経費として見ていただくような形でお伝えしております。
○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。
○１７番（久保谷実君）　分かりました。それは４月以降はその団体が借りるということで。町じゃなくてね。はい，分かりました。
次に，ここで阿見町地域子ども食堂支援事業補助金交付要綱というのが出てくるんですけども，これは……。支援を行ってまいります，どのような支援なんですか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

町内において子ども食堂を開設する場合については，一応開設費と運営経費を分けて補助金のほうを行います。開設の経費につきましては，実支出金から寄附金等のほうを控除した残りの金額の２分の１以内の金額となっておりまして，上限は５万円としております。運営の経費につきましては，１回の開催に当たりまして5,000円を補助しまして，月最大12万円の助成をする形になっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　これ，最大12万ということは月１万だよね，最大。これ１回5,000円ということは，２回やって１万てことなの。そこどうなんですか。

○議長（久保谷充君）　社会福祉課長遠藤朋子君。

○社会福祉課長（遠藤朋子君）　議員おっしゃるとおり月２回を12か月やった場合に，12万というのが上限になってございます。そうですね，月２回やったときに月１万が上限という形になります。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　それと運営経費についてなんですけども，人数のあれっていうのはないんですか，あれ。例えば３人でも5,000円，20人でも5,000円ということなんですか。

○議長（久保谷充君）　社会福祉課長遠藤朋子君。

○社会福祉課長（遠藤朋子君）　補助金の要綱としましては，おおむね10名以上を対象としてお願いしてございますので，10人分の食事を用意したけれども３人しか来なかったという場合でも，それは仕方がないかなと，補助対象として考えてございます。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　10人以上って１回に5,000円でしょう。すると１人500円だよね。この補助のほうがよ，運営資金として。大体，これ幾らぐらいかかるものなんですか，１食。

○議長（久保谷充君）　社会福祉課長遠藤朋子君。

○社会福祉課長（遠藤朋子君）　１食当たり幾らになるかにつきましては，各団体で用意した食材ですとか食数によっても変わりますので，そちらまではちょっと把握できておりません。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　それは，いろいろ知っているでしょうから，500円あれば大変な補助になると。それとも500円では全然足んないんだけども，500円で勘弁してよと。どっちですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応町のほうでは，フードバンクも活用しながら食材の提供も考えているところではありますが，一応500円でお願いしたいというのが町の現状であります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　分かりました。取りあえず500円で頑張ってみてよと，そういうことだね。

それから町での現在の困り事のところなんですけども，補助金が今までなかったのが今度はできたということで，かなり運営としては……。かなりだか少しだか分からないけども，今までよりは楽になると。１つこれ，あれなんですけど，この開設経費が５万円だよね。これ新しく始まる人が，いろいろな形で資金は見つけるんでしょうけども，この５万円って数字はどうなんですか。新しく始まるのに５万円というのは，自分はちょっと少ないんじゃないかなと思うんだけど，始まるんで新しく。その辺はどう考えています。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

始まるときに１から全て冷蔵庫から何から何までそろえるということになると，やはり５万円では足りないという部分もありますかとは思いますが，まず初めに食器等の備品をそろえる，あと冷蔵庫については，その施設で備えているものなり，自分のところにあるものなりを使って活用していただくというのが多分基本になるかと思いますので，５万円がなかなか厳しい部分もあるかと思いますが，それでお願いはしたいと思っております。

また，答弁書の一番最後にも述べておりますが，今後町のほうでも冷蔵庫や冷凍庫のほうの整備等について支援を行うということは考えてございますので，そういう形で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　分かりました。困り事の話になるんですけども，今一番困っているのは，食品の保管であるとかそういうことが一番困っているそうなんです。これ結局，店屋へ買いにいくわけじゃ……。もちろん買いにいく部分もあるんでしょうけども，例えば余ったからこれ使ってくれと，そういう提供もあるだろうし，こっちの，いわゆるもらう側の自由にはなんないわけですよ。当然向こうの自由なんですよ。これがあっから持ってってよと，持ってってていいよと。そういう環境の中で冷蔵庫とか冷凍庫とか，そういうことが大変重要になってくるかと思うんですけども，その点はどう考えていますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

確かにその辺の重要さというのは，例えば食品の，余ったからこれ持ってけよとか，いろんな寄附というのは集まってくれるかと思います。それの保管する場所，それをまた長期に保存する場所っていうのは非常に重要になってくるかと思いますので，こちらについては，今コロナ禍でもありますので，なかなか早期に動くということはできないところもありますが，コロナ禍が明けて子供たちが集まってくれる場所を，いろんなところから集まってくれる方々を支援するために，そういう冷蔵庫や冷凍庫の設置について，町のほうも今後また至急に検討を進めて，なるべく令和３年度中に解決したいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　ここにも書いてありますけども，地域の子ども食堂と地域ってどの程度を言ってるわけ。少なくても阿見に１つではないわけだよね，地域だから。そうなってくると，例えば冷蔵庫を用意する，やる場合に，大きいものを町で１つ用意して，そこをみんなで使ってもらうのか。あるいは，小さいのを４つ，５つと団体の数だけ用意して，それを団体ごとに使ってもらうのか。その辺は基本的にどう考えていますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

今，久保谷議員の言っていることはまさしく悩んでいるところでございまして，冷凍庫として１つ大きいのを備えたほうがいいのか，それとも団体が活用しやすいようにそれぞれ分けて考えたほうがいいのか。確かにそれを今，まさにそれを検討しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　それは大いに検討してもらって。今，使う人の意見もよく聞いて一番いい方法でお願いします。

それから，子供が歩きで行っても参加できる範囲って言っているんですけど，この範囲はどの程度を考えているんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

まず，地域の中で子供たちのことを一番知っているのは，その地域というか，いわゆる行政区のことを言っています。早い話が行政区単位で子ども食堂ができるのが，一番の理想だとは思っておりますので，今の段階では２団体，将来的に３団体という形で，少しずつですけども，

まだまだ数的には難しいかとは思いますが，そういう66行政区で１つずつ活動できるというのが，一番の理想的な姿と思っていますので，その姿を求めて，これから町のほうは考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　そうですよね。実際，その地域のことを一番知っているのも地域だし，そういう意味でいろいろな形で66にできれば，それ最高だよね。その前の段階として，例えば小学校単位とか，もっと少し大きな単位でやっていくということも大事だと思うんですけど。最終的には，じゃあ66個つくりたいと，つくれればいいなと。そういうあれがあるということですね。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応それは目指すべき姿という形になりますので，まずは２団体３団体から始めて，それぞれ今度は小学校とか，そういう単位の中で進めていきたいという形になります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　これ，ファミリーマート子ども食堂というの，ファミリーマートでやってるんだ，今ね。これは１回に10名程度だそうなんです。ほんで，誰でも参加できると。このファミリーマートがこういうことをやったのは，１つは近所付き合いが希薄になってきたと。地域で子供を育てると。それが一番，もとにあるわけですよ，ファミリーマートの。もちろん店で残ったものとか，いろいろそういうことも考えてんでしょうけども，一番大事なのはきっとこの地域で子供を育てると。

子ども食堂もその中の１つだよということを言ってんだと思うんですけども，根本にそれがないとなかなかうまくいかないと思うんだよね。子ども食堂の一番もとが。困っている人がいたらみんなで助けましょうよと。さっき言ったその66行政区でやりたいというのは大変な思いだと思うんですけども，そこは思ってください。

それから，福祉というか困った人をどうするかというのは，人と物と金，この３つがなかなかうまくそろわないと，なかなか継続できないと。そのときだけやるのは誰でもできますから。１つ，来年度の新規事業の中に病児保育事業の予算がついてるんだよね。やっぱりこんなふうに本当に必要な人のところへどういうことを届けるかということをやっていくことが，住みたいまちにつながるんではないかなと思ってるんです。

２月の13日の新聞に，社会全体のつながりの希薄化ということで，今度は孤独担当大臣とい

うのができるそうなんです。それほど世の中は孤独に対して敏感というか考えざるを得ないと。子ども食堂もそういうことなんでしょうけども，ぜひさっき言った冷蔵庫とかそれは切実な問題ですから，これは早急にいろいろ検討してやってほしいなと思っています。

もう１つ，こういう食べ物をいじる人，食べ物をやる人は，保険入ったり何かするしかないよね。そこの点はどうなっているんですか。団体に任せてあるんですか。

○議長（久保谷充君）　社会福祉課長遠藤朋子君。

○社会福祉課長（遠藤朋子君）　はい，お答えいたします。

保菌検査のほうでしょうか。保菌検査のほうは食品を扱う事業になりますので，必ず行っていただくようにお願いしてございます。保険のほうは，事業実施の中で何かあると困りますので，そちらも必ず入っていただくようにお願いしてございます。それを補助金のほうに対象経費として上げさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　今まではなかったけども，これからはその補助金の中で，そういう保険料とか，検便もやりますよね，食べ物だから。そういうことをやっていくと。じゃあ，そういうことで分かりました。

これ新しい事業なんで，なかなか言っても具体的に出てこないというのは事実だと思うんだよね。だけども，絶対に必要なものだということもみんなが認識していると思うんだよ。そういうことで，町長これ，これからの阿見町の子ども食堂の在り方というか，どうなってくるのが……。今いろんなやり取りありましたけども，町としてどう考えていますか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えします。

まずは，昨年10月に子ども食堂ができたということに大変喜びを感じていますし，これまで５回ぐらいですか，私は当初から参加させてもらいましたけれども，大変な苦労があるなというふうに思っていました。その中でですね，今度はホープあみさんですか，食生活改善推進員の方々が中心に行っている組織だということで，大変いい組織だなというふうに思っています。

今回のこの子ども食堂についてはですね，私はもうずっと思っていることがありまして，まずはですね，子ども食堂の一番大事な点は，本当に必要とされている子どもにですね，食料を提供できるか，食事が提供できるかということだと思います。また，衛生管理ですね，食料の衛生管理，この辺も大事なことであるということと，それからやっぱりの備蓄倉庫はやっぱり必要ではないかというふうに思っています。

また，ホープあみさんからも要望が私もされていまして，備蓄に関してお米であれば保冷庫，

それから食料品であれば冷蔵庫，冷凍庫，こういったものが必要だということで，先ほど来議論されておりますけれども，町に１個大きい備蓄倉庫があって，そこに保冷庫も，冷蔵庫も冷凍庫も入っているのがいいのか。それともですね，先ほど言っている66行政区まではいかないにしてもですね，阿見町にはふれあい地区館活動をやっていますので，そのふれあい地区館活動を拠点にする，旧小学校単位になりますけれども，その中で地域でそういった子供たちを見つけて，そこへ食料を提供していくと。これはやはり大事なことじゃないかと，先ほど言った共助の面で大事なことではないかなというふうに思っています。

そういったことになるとですね，そのふれあい地区館，例えば地区公民館，そこには調理室がありますので，その調理室の中に備蓄倉庫も含めて置いておくのか。そういったことあります。それから今のホープあみさんだけではなくて，ほかの団体もあれば，その備蓄倉庫に取りに行けるような，そういったシステムづくりも必要ではないかなというふうに思っています。

食品ロスの削減の問題も，これも取り沙汰されていますので，そういったものについて，みんながそこへ食品ロスにならないような形で集めていく。そこから，いろんな子ども食堂に食材を提供していくというようなことも，システム上必要ではないかなというふうに思います。

大分前ですけれども，福岡県のほうで，県でそういった取組をしているというようなことで担当課のほうには調べておくようにということで話はしておりますけれども，形としては今のホープあみさんが全地区に拡大していくというようなことが大変いい形かなと思いますし，それだけではなく，ほかのボランティア団体が出てくれば，いつでも皆さんがそこへ食材提供，もらいに行く，そして中身を見える化をして，例えば豚肉なら何十キロあります，お米は何キロあります，ジャガイモ何キロありますみたいな形でね。そこんとこは，もう見える化して予約をして，何月何日の何曜日の何時に取りに行きますみたいな形で，そういったことを取り入れしながら。

それから，先ほど言った財源の問題ですけども，やっぱり長く継続していくのにはお金も必要だと思います。これからそれが，今の組織がどんどん拡大したり，いろんな団体が出てくれば，そういったこともプラスアルファで考えなくちゃいけないというふうに思っています。何より，私はこういう組織ができたこと，それから今フードバンク的な団体もできていますので，こういったことがどんどんどんどん町に広がることによってですね，共助の精神がどんどん広がっていくんではないかというふうに思っていますので，大変に期待をしています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　どうもありがとうございました。

１つ，最後に確認だけしておきます。補助金は４月１日から施行されるということ，使える

ようになるということ。それから冷蔵庫については，令和３年度中に何かの方法というか何かの形ができるんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

補助金につきましては，４月１日以降施行になりますので，こちらのほうは４月１日以降申請していただければと思っております。また，冷凍庫・冷蔵庫については，お金を出せるかどうかは分かりませんが，方向性については，もう令和３年度中には出したいというふうには思っております。また，その中で，もし早急に予算化ができるものであれば，予算化を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　先ほども言いましたけども，一番困っているのは保管なんですよね。ホープあみだって10月からですから夏は経験してないわけですよ。これから初めての夏を迎えるわけですね。何か問題が，問題が起きるっつうか，いろんなことで食べ物でいろいろ起きるのは夏ですから，ぜひ夏頃を目安にいろんな形を考えて大変でしょうけども，どうして，その食料を保管しておくかということを考えてやってほしいなと思っています。よろしくお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　これで，17番久保谷実君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後２時といたします。

午後　１時４８分休憩

午後　２時００分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔１１番海野隆君登壇〕

○１１番（海野隆君）　皆さん，こんにちは。

今回は私，１問だけ質問をいたします。阿見町の環境政策及び阿見町の地球温暖化防止対策について質問をいたします。

コロナ禍や東京オリンピックの延期等困難な状況の中で，菅義偉総理大臣が９月の16日に就任して半年が経過しようとしています。総理大臣記者会見では，コロナ対策及びそれに対応す

る経済対策とともに，引き続き環境対策，脱炭素化社会の実現を政策の中心に据えて取り組む決意を表明しております。

菅首相は，ふるさと納税の発案者として地域活性化にも取り組むとも言及しております。阿見町のふるさと納税制度は，千葉繁町長就任以来，地域特産物の商品開発とともに取り組まれ，成果を上げてきていると思います。地域資源を丁寧に発掘し，阿見町の新たな魅力をつくっていくということに貢献しつつあるのではないかと思います。

コロナ対策では，先ほどからですね，同僚議員が議論をしておりましたけれども，ようやくワクチンの接種が始まって，阿見町ではまだ始まりませんけども，町民の方々も先の見えない状況から，少しだけ明るい希望を感じているのではないかと思われます。阿見町でも，16歳以上の全町民を対象とするワクチン接種という初めての大事業を成功裏に実施しなければなりません。

さて，今回の一般質問ですが，阿見町は首都圏に近く利便性が高い町であり，大きな高低差のない地形にもかかわらず，多種多様な鳥類が飛来するなど，日本第２の湖である霞ヶ浦の恩恵を受けた生物多様性に富む自然豊かな町であります。

先日，旧実穀小学校の小池・実穀地区の主に小中学生の保護者が中心となってつくった，県道48号線清掃チームの清掃活動に初めて参加をいたしました。県道48号線清掃チームは，実穀交差点から龍ケ崎に向かう小池間の道路里親登録をしたボランティア団体でございます。広報あみ等で，町長と一緒に道路里親登録をしたときの写真が載っておりました。子供たちの通学路を少しでも安全に保ちたい，きれいな環境を守りたいと活動しております。こうした団体は，町内に幾つかあると思います。活動が全町に広がることを期待したいと思っております。

役場にはですね，通学路に樹木が覆いかぶさっていると，何とかしてという電話はたくさん入るようでございますが，情報提供はありがたいんですが，しかし，こうしてまず自らが動いてみるという，この県道48号線清掃チームの心意気は高く評価できると思います。

私の政治スローガンは，子供たちの未来に責任を持とうということでございますが，こうした自然環境を後世に残していくと，手渡していくというのは，今を生きる我々の責任だと思います。

第２次阿見町環境基本計画の素案では，持続可能な世界を達成するために，2015年の国連サミットで持続可能な開発のための，これ2030アジェンダ――行動計画が採択されました。そして，誰一人取り残さないという理念の下，世界を持続的かつ強くしなやかなものに移行させるため，全ての国に適用される普遍的な目標，持続可能な開発目標――ＳＤＧｓを掲げました。

阿見町の社会経済活動や自然環境も直接的，間接的に世界とつながっております。私たちも日々の生活や産業活動において，ＳＤＧｓを意識し考え行動していくことが大切だというふう

に記述されております。

そこで具体的に以下の質問をいたします。

１，第１次阿見町環境基本計画で優先的取組課題とした４つの取組の達成状況，特に環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）の推進については，どのような評価だったのか。

２番，第２次阿見町環境基本計画，現在は素案でございますけれども，第１次と比較してどのような特徴があるか。特に状況の変化に対応した各環境指標と関連した取組について。

３番，阿見町地球温暖化対策計画について，これまでの第１次から第３次までの計画目標達成状況及び第４次計画――現計画ですが，における目標設定について。

４番，霞ヶ浦問題協議会の活動状況と成果及び今後の取組についてお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　海野議員の，阿見町の環境政策及び阿見町の地球温暖化防止対策についての質問にお答えいたします。

１点目の，第１次阿見町環境基本計画で優先的取組課題とした４つの取組の達成状況。特に環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）の推進については，どのような評価だったのかについてであります。

取組の１つ目，阿見町の環境的価値を知る取組の阿見町環境保全基本調査の実施についてですが，平成23年度，24年度に町内の自然環境の現況を調査し，調査報告書を教材用として町内小中学校に配布しております。また一般販売もしており，昨年度末までに販売数の累計は約200冊です。

取組の２つ目，霞ヶ浦を身近に取り戻す取組の環境マネジメントシステムの推進についてですが，霞ヶ浦の水源かつ湖畔の自治体の責任として，また地球温暖化対策の視点から，主に廃棄物の削減，水質汚濁物質の排出の抑制に率先して取り組んでおります。

環境マネジメントシステムの取組としては，ＩＳＯ14001，エコステージ，エコアクション21，茨城エコ事業所等があり，町では認証取得等に要する費用負担の点や取り組みやすさの点から，茨城エコ事業所への登録を推奨しております。令和２年12月時点の町内登録件数は，町公共施設の12施設を含め41事業所になります。今後も未登録である町内立地企業に，本取組の周知を図ってまいります。

次に，環境教育の推進についてですが，環境に対する意識を育むには，小学生頃からの環境教育が重要です。そこで町では，霞ヶ浦湖上体験スクール，小池城址公園自然観察会，その他主に霞ヶ浦をテーマとした自然観察会等を開催しております。

次に，谷津田の保全についてですが，うら谷津自然観察会の実施により環境保全の醸成を図っております。

取組の３つ目，きれいなまちづくりのごみポイ捨てや不法投棄をなくすについてです。

首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジが町内に設置されるなど，阿見町は首都圏を含む周辺地域とのアクセスが容易になりました。しかし，利便性が向上した反面，廃棄物等の投棄や通過交通の車両からのポイ捨て等，ごみの持込みが懸念されており，これらの問題に対し監視カメラの設置，不法投棄禁止看板の設置，不法投棄監視パトロール，町内クリーン作戦等を実施しております。

また，霞ヶ浦湖畔でのごみ問題については，霞ヶ浦清掃大作戦により環境保全に対する意識の醸成を図っております。

日常生活の問題では，空き地における雑草の繁茂等，景観・美化上好ましくない状態が見受けられることから，環境美化条例に基づく行政指導等により対処しております。

次に，豊かな自然を守るについてです。

阿見町の豊かな自然について，その悠久の大切さ，その財産としての貴重さを啓発するため，昨年度「阿見町の自然ガイド2020～身近な自然の生きものたち」を発刊し，自然環境，環境保全等に関心を持っていただき，地球温暖化，生物多様性，気候変動，プラスチックごみ等の問題に意識を向けていただくよう取り組んでおります。

取組の４つ目，ごみの減量化，リサイクルへの取組のごみの減量化の推進については，家庭用使用済み食用油の回収事業，生ごみ処理容器購入補助金事業の実施により，ごみの減量化の取組を進めております。

次に，リサイクルの推進については，子ども会リサイクル環境教育補助金事業の実施により，ごみのリサイクル化を進めております。

２点目の，第２次阿見町環境基本計画素案は，第１次と比較してどのような特徴があるか，特に状況の変化に対応した各環境指標と関連した取組についてであります。

間もなく終了する第１次計画を推進してきた中で，町関係各課及び町内の環境保全団体等との連携が十分でなかったことにより，施策に取り組む体制を構築することができなかったことが挙げられます。そこで，第２次計画の主な特徴としては，町民の環境保全活動を支える協働事業を推進していく計画を進めるため，第５章，阿見の自然大好きプロジェクトの推進において，町民・事業者・環境保全団体・町が協力し合い，取組を積極的に進めることとしています。併せて町内の主な環境保全団体についても紹介させていただいております。

また，関係各課との連携を積極的に図るため，第４章，基本施策の展開に，取組内容と関係各課との関係を示しており，取組に対しては，環境指標の現状と目標値を示すことで評価する

こととしています。

３点目の，阿見町地球温暖化対策計画について，これまでの第１次から第３次までの計画目標達成状況及び第４次計画における目標設定についてであります。

地球温暖化対策実行計画は，温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するもので，計画期間に達成すべき目標値を設定して，その目標を達成するために実施する措置を定めるものです。

本町における計画は，町施策に対して計画期間を５年単位として，平成14年度から計画に着手しております。平成14年度から平成18年度の第１期は，目標値が平成12年度の温室効果ガス排出量から７％の削減で，実質値5.8％削減にとどまり，達成できませんでした。平成20年度から24年度の第２期では，目標値が平成12年度の温室効果ガス排出量から８％の削減で，実質値29.3％の削減となり，達成しております。

平成26年度から平成30年度の第３期では，目標値が平成24年度の温室効果ガス排出量から５％削減で，実質値13.1％の削減となり，達成しております。令和元年度から令和５年度の第４期の目標値は，平成29年度の温室効果ガス排出量から５％の削減と定めております。

４点目の，霞ヶ浦問題協議会の活動状況と成果及び今後の取組についてであります。

霞ヶ浦問題協議会は，昭和48年に霞ヶ浦の水質悪化による養殖ゴイのへい死を契機に，霞ヶ浦及び流入河川の環境保全を目的として沿岸の市町村により発足し，現在霞ヶ浦流域の21市町村で構成されております。

霞ヶ浦問題協議会の主な活動ですが，霞ヶ浦の水質に関する資料の作成，配布，霞ヶ浦の日キャンペーンの実施，霞ヶ浦水質浄化ポスターの募集，霞ヶ浦清掃大作戦の実施，流入河川水質調査等であります。本協議会の活動は，啓発活動が中心で即効性のあるものではありません。

しかしながら，霞ヶ浦の水質浄化は住民の協力が不可欠であり，継続的な啓発がないと住民意識は薄れてしまいます。よって地道で継続的な活動が必要となります。令和３年度から子供たちへの環境教育を目的とした副読本「クイズで学ぼう霞ヶ浦」を配布する予定でおり，今後もより多くの住民，企業の参加が得られる取組を霞ヶ浦問題協議会とともに推進してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　御丁寧な答弁をありがとうございました。

何回か議会でもお話ししているんですが，私仕事として環境ＩＳＯ，ＩＳＯ14001の主任審査員として各自治体であるとかクリーンセンターであるとか，その他いろんな事業所にですね，現地に立ち会ってですね，審査をしてきた，そういう経験があってですね，あまり仕事の内容について詳しく述べたことはなかったんですが，改めて少しＥＭＳ――環境マネジメントシス

テムについてですね，ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

環境省のホームページに載っているんですけれども，組織や事業所と，組織ってその事業所ですね，会社とかですね。が，その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり，環境に関する方針や目標を自ら設定し，これらの達成に向けて取り組んでいくことを環境管理，または環境マネジメントというふうに定義しております。このための工場とか事業所内の体制手続等の仕組みを環境マネジメントシステムというふうに言っております。

私がやってた仕事はその後で，こうした自主的な環境管理の取組状況について客観的な立場から，外部から行ってですね，チェックをすると。それを環境監査というふうに言うんですけれども，これは内部監査と外部監査があって，組織の中，阿見町役場だったら阿見町役場の職員が自らの環境マネジメントシステムを監査するのを内部監査，それから外部，審査をする会社がそこに行って監査するのを外部監査というんですけれども，私は外部監査ということでやっておりました。

その環境マネジメントが何で必要なのかということも書いてあります。それは地球環境問題に対応し持続可能な発展をしていくためには，経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければならないと。そのためには，幅広い組織や事業所が規制に従うだけではなく，法律とかですね，条例とか，そういった規制に従うだけではなく，その活動全体にわたって自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていくことが求められているんだと。その環境マネジメントというのは，そのために有効なツール，手段であるというふうに言っております。

またですね，この環境マネジメントによって環境保全の取組を進めていくというのは，地球温暖化，この温暖化を防止するための大きな時代の要請があると，こういうふうに述べております。その理由としてね，幾つか述べておりまして，消費者の環境意識が非常に高まっているよとか，それから企業同士が取引する場合もですね，これは環境に優しい商品かどうかということをチェックしてですね，そこを優先的に取引するとか，ビジネスにも非常に大きな影響を持っていると。

それから，もう１つは地球環境，これは地球ってのは有限なもので，今のように資源を掘ってですね，それを消費するという形ではもちません。限界があります。こういう限界がある中で，やっぱり環境マネジメントに取り組むことが大事なんだと。それからもう１つは，これはメリットなんですけど，経費の節減になると。組織，組織というか会社とか事業所で，阿見町だったらば役場ですね，その中で電気とか紙とか，様々な意味で経費の節減にもつながると，こういうメリットを上げております。

阿見町役場ではね，私もう10年ぐらい前から阿見町に関わってててですね，阿見町役場にぜひＩＳＯ14001，国際規格である規格をですね，ＩＳＯを取得したらいいんじゃないかというこ

とを勧めてきたんですけれども，一般質問でも何度かそういうことを勧めてきました。しかし，残念ながらというか，阿見町役場ではね，答弁にありましたけれども，国際規格ではない茨城県独自のＥＭＳである茨城県エコ事業所としてね，活動することを選択したわけですけども。

まず，エコ事業所として指定されて以降の活動等実績についてですね，担当部長にお伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

茨城県の茨城エコ事業所登録制度実施要項の規定に基づきまして，３年に１度取組項目の達成状況を茨城県に報告しております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　内容はどういう内容だったんですか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

直近ではですね，平成30年の９月５日に県のほうに報告しております。内容的にはですね，項目として必須項目が６項目，冷暖房の温度調節とか，コンセントを小まめに抜くとか，蛇口を小まめに閉めるとか，それと基本項目として，昼休みには可能な限り消灯するとか，エレベーターの利用を自制し階段を積極的に利用するとか，そういうものが15項目あります。

それと発展項目が16項目ありまして，例えば高効率蛍光灯，インバーター照明などを積極的に導入するとか，省エネ型空調設備を積極的に導入するとか。こういったものについて阿見町では，ほとんどの部分が達成できているということで報告させていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　どうもね，職員全員がね，自らの町役場がエコ事業所として登録されて活動しているという意識が少し薄いような気はいたします。これはもう一度，しっかりと全職員に知らしめたほうがいいんじゃないかと思います。

それで先ほど国際規格について述べました。阿見町役場の事業活動はね，あまりそんなに地球環境に相当大きな影響を与えるような活動をしているわけではありませんので，エコ事業者としての活動もね，阿見町役場としては成り立つかなと思いますけれども，企業ではね，もう大体国際規格を取るということが１つの大きなトレンドというか流れになっておりますので，阿見町内でいろんな大企業から中小企業からね，たくさん事業所もあるし，大手はね，大半がＩＳＯの規格を取っているのではないかと思われますけれども，この阿見町内での件数とか活

動状況については把握していますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

今，海野議員御指摘のですね，ＩＳＯ14001の認定とか認定結果の公表をしている機関であります公益財団法人日本適合性認定協会で確認しましたところ，阿見町内で今年の２月時点で，このＩＳＯ14001を取得している事業所は９事業所ということです。町としまして，その９事業所の名前は把握しておりますけれども，具体的な活動状況についてはちょっと把握できておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　工場単位で取ってるところもあるし，本社単位で取ってるところもある。例えば……，これ言わないほうがいいんだな，具体的な話はね。分かりました。それでね，相当取っているのではないか。つまりＩＳＯ14001としての活動を，相当の従業員というかな，人がしているというふうに考えられます。そういう人たちは非常に，多分ですよ，私は審査員としていろいろ応対した中では，非常に環境意識が高くてですね，そういう方々が多いですね。ですから，やっぱりこの国際規格であるＩＳＯの14001を取得しているというのは，それなりの効果があると思います。

それで，さっき素案のね，中で，今度市民団体，活動団体か，そういう団体との連携も必要だということで紹介をしているということがありましたけれども，私はね，このＩＳＯ14001を取るってね，非常な社会的貢献なんですよね。単なる，いわゆる自分だけのメリットじゃなくて社会全体のメリット，もちろん社会全体が成り立たないと事業活動も成り立たないと，こういうことでやっていると思いますけども。

それで，そういったね，活動とか，そういった人たちをどこで紹介するかは別としてね，私は最初広報あみでね，環境に貢献するような団体ってことで紹介してったらいいんじゃないかなってちらりと思ったこともあるんだけども，それが適当かどうかは別としてね。紹介する機会をつくってあげるべきだと思うんですけども，いかがですか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい。ＩＳＯ14001を取得している事業所が町内にも９事業所あるっていうことで，そういった事業所について町民にお知らせするということは有意義なことだと思います。ただ，相手があることなんで，そこら辺が相手との確認もあるし，どういった方法がいいかについては，これから検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　町でね，取り上げるって言ったら喜ぶと思います。

それでね，次なんですけども，先ほども御紹介ありましたけれども，阿見町の身近な自然……。ごめんなさい，違いました。「阿見町の自然ガイド2020～身近な自然の生きものたち」，これ先日冊子で，小さい，Ｂ何判っていうんだ，Ｂ４判か。そうですね，Ａ５判っていうんだっけ，それ忘れちゃった。Ａ５判で出されていて，その前にはね，2012年度に調査を基にね，発行された「阿見町の身近な自然」という結構立派な緑色の表紙の冊子があります。

ただね，その身近な自然もそうだし，それから阿見町の自然ガイドもそうなんだけれども，大きく阿見町の状況が調査時点と変わっているというふうに思います。特にね，阿見吉原地区であるとか，それから荒川本郷地区も大分今住宅ができてきて，本当に阿見吉原のね，辺り通るとキジが飛んだり野ウサギがいたりとかたくさんいた，あの子たちはどこに行っちゃったのかと思うほどですけれども。カラスはたくさん今もいますけどもね。非常に環境が変わってきていると思うんですね。

私の知人でね，もう40年ぐらい阿見町に住んでいる方で写真が趣味で，住んでいる方はうずら野なんですけども，ずっと荒川本郷地区の自然を撮ってた人がいて，そこを見ると本当に多種多様な鳥類なんかを写真に撮っていました。しかし，今はあまりそういう状況ではないんじゃないかなと私は思います。

しかし，そうは言っても我々が利便性を持って生活することも必要だし，それで荒川本郷地区，今後ね，調査が入る予定の牛久阿見インター周辺，これ60町歩を整備しようと。そういう開発がね，進むことが想定されます。そうすると，さらにもっと，生物多様性という意味ではね，非常に生きにくくなるんじゃないかなと思います。

それでね，提案なんですけども，これは太陽光発電がね，すごく阿見町でたくさんできたときにも，そういう話がありましたけども，それはゾーニングしたらいいんじゃないかと。太陽光発電をやるところと無理を潰してやるっていうところは規制する，そういうふうに開発するところと規制するところ，このゾーニングをやっぱりしっかりと考えてやらなければいけないんじゃないかなというようなことを有識者は言っておりました。

私もそういうふうに思っておりまして，荒川本郷地区ね，今度も町有地を売ってね，住宅団地ができたり商業施設ができるようですけども，そこにやっぱりちょっと自然公園的なね，大型の公園整備っていうのもあってもいいのかなというような感じもしますし，あとはゾーニングをしっかりやって，どうやって今後ね，この2012年度に発行された身近な自然とか自然ガイド，少なくともこれを維持するぐらいの生物多様性を守っていく，こういうことが必要だと思いますけども，そういう考えについてはありますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

海野議員が今おっしゃるとおり，町としましてもそういう状況になりつつあるということは十分認識しております。その中で，生物多様性をですね，守っていくことというのは大変重要な意義あることだと思っています。そういったことをですね，今回策定しました第２次環境基本計画の中でですね，この中でも関係各課と取組進めていくということで一致していますので，そういったことに関係する各課といろいろ調整しながらですね，検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございます。環境政策はですね，町がやることはね，たくさんありますよね。オギャーと生まれてから死ぬまで，そこの全ての範囲を持つわけですよね。そういう中で，環境政策はどっちかというとね，直接目に見えないっていうかね，直接利害関係も少ないのでね，子育てとか老人福祉とか障害者福祉とかっていうのは直接的に行政がそういう形をつくったり対象としてやるんですけども，環境はなかなかね，一種目に見えないものなんですけども，しかし先ほどから述べてるように非常に重要な政策だと思います。行政でなければできないと言っていいぐらいの極めて重要な側面を持っていると思います。

また国際規格ＩＳＯ14001に戻りますけれども，この基本はトップマネジメントなんです，トップマネジメント。トップがある目標を決めて，環境方針と目標を決めてですね，その目標にトップが責任を持つと。そういうシステムになっております。大体，環境管理責任者なんて責任者がいるんですけど，これは町長はやりませんよ，大体副町長とか，それから環境関係の部長がやったりすることが多いです。ですから町長の方針，町長の考え方がダイレクトに組織全体に伝わるような組織にすると，そういうことでやっております。

それで先ほど部長がね，関係各課の中でどういうふうに連携を取ったらいいのか，どういう施策があるのかということを述べられましたけど，例えばの話ね，例えばごみの減量化の話が出てきていましたけども，これちょっとこの前，質疑か何かで，なかなか阿見町の１人当たりのごみの量がですね，ほかの市町村と比べて多いわけですね，減らないと。これは袋が安いんじゃないかとか，出しやすい環境があって出してるんじゃないかとかって，いろんな原因追及があったようですけれども，先ほども同僚議員から，発生，そこからきっちりやんなくちゃいけないんだと，そういう話があってですね，ごみの減量の問題についても，これは廃棄物対策課が直接的にはやるのかもしれないけれども，その発生，それから分別もね，阿見町は非常に簡単な分別をやっていると。土浦なんかあんなにたくさんやってね，いや本当に参っちゃうんじゃないかと思ったら，やってみればそうでもないって話になっているわけですね。それから

収集，処理。こういういろんな段階でね，ごみの減量化を，何か考えることはできないかとか，例えばですよ。

もう１つは，これは一時期茨城県がやっていましたけれども，ＩＳＯ14001を取った事業者は，入札のときに加点をするわけですよ，加点をすると。加点をして，優先的にはならないですけどね，加点をして有利なようにすると。そういう優先調達をするということがあって，そのこともう一度阿見町でね，考えてもいいんじゃないかなとか，いろいろと思いつくままに言いましたけども，そういうことが考えられるんですけれども，そういうことも含めて素案になっているやつ，それを具体化していくということで考えていいんですか，理解して。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

まず，町の取組としてちょっとお答えさせてもらいたいんですけども，町内のごみの減量化をさせるためにですね，各段階で共通していることは，不要物を単にごみとして捨てるのではなく，分別して資源ごみに回すという，町民一人ひとりがですね，ごみを減らすという意識を継続して向上させることが重要と考えております。

その方法として，町では全世帯にですね，ごみ出しの出し方一覧とか広報紙によって，ごみの減量化への意識づけを周知しているところですが，なかなかそうは言っていても，今，海野議員がおっしゃるとおり，ごみが減らないという実情もあります。そういう取組をしているということをまず認識してもらいたいと思います。

それで今，海野議員から御指摘がありました，茨城県でですね，茨城エコ事業所を受けている事業所はですね，今でもですね，県の競争入札におきまして加点される制度が行われているようです。そういったことについては，今現在阿見町では実施していませんので，これから，そういう取組についてですね，契約担当課のほうとちょっと検討していきたいなとは考えております。

それと，これ以外にもですね，コロナ禍のことも含めて，先ほども説明しました第２次環境基本計画で示しているように，そこでは取組内容と関係各課をひもづけしております。そういったことで，そこでいろいろ具体的な施策，取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございます。肝に銘じて，日常の生活をしっかりとやっていきたいと思いますが。先ほどもですね，なかなかその環境政策については，一般町民が目に見えない政策だということお話ししましたけれども，さっきも何か見える化ということで，何か質疑があったようなんですけども，３・11から10年たって，まだ駐車場のところにですね，

放射線の監視モニターがありますよね，監視盤が。あれ，最初にこれ非常に気になって見ていましたよね，0.23以上になっているんじゃないかとか。今はもう0.0幾つって形でね。ただ，あれを見ると，やっぱり今どういう状況になってるかってのが分かります。

それでこれ，後でまた質問をしますけれども，環境の状況の見える化というのかな，それは，さっき言った放射線のモニターもあるし，それから太陽光発電の発電量なんかを目に見える形でやっていますよね。ああいう形で阿見町の環境指標というのかな，数値，そういうものを，ロビーに置くのか，どこに置くか分からないけども，そういう形で監視盤みたいなものを置いてですね，例えば霞ヶ浦の今水質はこうだとかどうだとかというものを，そういう物を設置すればですね，もう少し目に見える形で環境のことが考えられるんじゃないかと思いますけども，そんなことはいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

議員おっしゃるとおり，確かに見える化というのは非常にですね，有効な方法だと思います。こういったことを周知，啓発していくのには。ただ阿見町につきましては，今の役場の状況ですけども，ロビーなんかもこの間もちょっと町民課のほうをですね，広げたことでまたロビーが一段と狭くなってしまったと。そういったスペースの問題，それとあと，そういったものを設置するにはまた費用もかかります。そういったことはちょっと現実的に今すぐ対応できないんで，まず町としましてはですね，そのロビーにですね，環境意識の啓発を図るための展示会，展示物を，これからやっていこうと今計画しております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　じゃあ検討すると同時にそういう形でやっていただきたいと思います。

それから，地球温暖化対策，計画についてなんですけれども，阿見町はですね，町内全域というんじゃなくて，阿見の役場のCO_2削減なんですよね。通常は行政がつくるものですから，役場だけじゃなくてですね，地域全体のCO_2削減というものを把握して，目標として出す必要があるんじゃないかなというふうに思います。

先ほども述べましたけども，阿見町役場はね，あんまり環境負荷をうんと発生するような事業所ではありませんので，そうすると阿見町全体，地域全体のCO_2削減の取組とか目標，こういうものを，これ今第４次だっけ，第４次は今やっている，第５次になるときに，地域全体の取組というものを，取組というものを取り組むというか，おかしいんだけども，そういうことを取り組むべきだと思いますけども，そのためには幾つか問題点や課題があるというふうに聞いているんですけども，その問題点とか課題というものはどんなものになりますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えします。

まず，町の地域全体での目標っていうのが，これ定められておりまして，令和12年度までに基準年度であります平成25年度の排出量88万2,000トンの26％削減が一応目標値となっております。

この目標達成を受けまして，先ほどから説明していますけど第２次環境基本計画ですね，町の今の削減，地球温暖化対策計画ではなくてですね，やはり町全域のことですので，この第２次環境基本計画に基づきまして，その中でも基本目標の４にですね，気候変動に適応し環境に優しいまちづくりという項目を今回立てております。そういったものを推進していくと。

町が考えている課題としましては，これ行政だけがいくら声かけてもなかなか達成できないと。これにやはり町民，先ほど言ったＩＳＯ14001を取得している事業者，それとか関係団体がそれぞれですね，自発的に，先ほど海野議員もおっしゃってました自発的に協働・連携することが必要だと考えています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございました。

次にね，役場組織の今度話なんですけども，一時期前町長はね，非常に……。ちょうどその時期ね，３・11があって，その後電力の問題とか，再生可能エネルギーの発電のフィット性とか出てきたので，それに応じてですね，時代の要請に応じて，非常に取り組んだというふうに思います。

ただね，最近，ちょっとこれはね，役場内における庁舎，それから学校，公民館等の公共施設，ここのＬＥＤ化が全部，私はてっきりもうＬＥＤ，全部ＬＥＤ化してんのかなというふうに思っていたんですよ。そしたら，それは非常に大きな誤解で，その取組もまだ道半ばであるというふうに聞いたんですけど，これ現状と今後の取組スケジュールというのはどういうふうになりますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えします。

現状としましては，役場本庁舎，水道事務所，うずら出張所，中郷保育所，二区保育所，二区児童館，あさひ小学校校舎，阿見第一小学校校舎，小中学校の体育館，それと３つの中学校の校舎は，今年度末までにですね，全てＬＥＤ化されることになっております。

来年度，令和３年度については，図書館と福祉センターまほろばについてＬＥＤ化を予定しています。そのほかの施設につきましては，財政状況と，あと各施設に今，個別施設計画がご

ざいます。そういったものの状況を勘案しながら，これから検討したいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ＬＥＤ化はね，やっぱり進めていったほうがいいと思います。

それで地球全体の話になりますけれども，ＣＯ２削減への取組，地球温暖化防止の関係ではね，アメリカがトランプからバイデンに代わって一挙にパリ協定に復帰する。それからヨーロッパと連携してですね，石炭火力発電所とか自動車などの規制強化がね，急速に進んでいるし，進むだろうと。これから日本の産業政策でも非常に重要なものになるのではないかなと思います。

それで，そこでね，多分日本の自動車業界，自動車も電動化以外の自動車はもうなくなると思います。これが完全なＥＶなのか，ハイブリッドも売れてるから，これをそのままやるのか，プラグインハイブリッドも入れるのか，この辺ちょっと分からないけれども，少なくともＥＶがシェアをどーんと伸ばしていくと。こういうことが想定されますけれども，その後押しのためにも，これ議長がね，いつの一般質問だったか忘れちゃったけれども，ＥＶの充電機器ね，電動自動車用の充電装置を，せめて役場とか保健センターか，公民館とかも言ったかな，公共施設に整備するべきじゃないかと。

今，これやっぱりもう一度改めて，議長がせっかくあのときは……，それ時代が早かったのかもしれない。で，ちょうどこういう時期になっているので，ぜひね，充電装置の設置について考えていただきたいと思うんですけどいかがですか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えします。

海野議員がおっしゃるとおり，今後そういう方向性になるというのは認識しております。そういうことですけれども，阿見町としましては，電気自動車の充電装置について，現時点では具体的な計画はありません。今後ですね，国県，近隣市町村の動向を注視しながら検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　さっき町長とね，一般質問する前に立ち話みたいな話になってしまったんですけども，ちょうど今日の茨城新聞でしたか，つくばみらい市がコミュニティバスにＥＶ，電動自動車を導入したと。残念ながら中国製のようだったようですけれども。多分，相当速いスピードで，そういうことが行くと思います。

それで，これは今，役場の公用車の中で電動化率というのかな，ＥＶはなかったですね，多

分ね。ハイブリッドかプラグインハイブリッド，これ，どの程度電動化率になってるんですか。電動車率というのかな。分かりますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

今ちょっと電動化率について数字は分かりませんけれども，町としましては取得費用などの面から考慮してハイブリッド車を優先的にこれまでも導入している状況がございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　行政はね，先頭をまず走って，それで民間の導入を後押しするということもあるので，後ろから走っちゃ駄目ですよ，後ろから走っちゃ。だからやっぱり先導的に，今この時代はもう完全にＥＶ化に行ってますね。ハイブリットじゃなくてＥＶ化に。ですから，そういうことも含めてですね，先ほどの充電設備とともに検討していただきたいと思います。

最後の再質問ですけれども，霞ヶ浦問題協議会。先ほど答弁でですね，御説明はいただいたんですけれども，もう少し詳しくですね，ちょっと構成自治体とか，どの辺の範囲なのかということもちょっと含めてですね，御説明いただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

答弁の内容と重複するところもございますけれども，霞ヶ浦問題協議会は，昭和48年の夏のアオコの大発生，養殖ゴイのへい死を契機としまして，霞ヶ浦沿岸市町村より霞ヶ浦及び霞ヶ浦流入河川の環境保全に関する事業を推進し，もって霞ヶ浦流域住民の福祉の向上を図ることを目的に設立されました。

現在は，流入河川の流域ごとにですね，市町村が加入しておりますけど，まず桜川流域ブロックには土浦市，つくば市，筑西市，桜川市。恋瀬川・巴川流域ブロックには石岡市，かすみがうら市，小美玉市，笠間市，茨城町。北浦流域ブロックには鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市。最後に小野川・新利根川流域ブロックに龍ケ崎市，牛久市，稲敷市，美浦村，河内町，利根町，そして阿見町が加入しております。これ全体で21市町村になります。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございます。筑波山越えてね，向こうは……。まあ水を送っているということも含めてなんでしょうけれども，相当，県西部もちろん県南地区含めて，本当に大きなね，広がりのある協議会だなと思っています。ただ，活動内容はね，おとなしめ気な活動だなというふうに思っているんですけども。

それで霞ヶ浦の水質状態はですね，下げ止まりの状況にあると。一時期ちょっと下がったか

な，去年ぐらい下がったのかな。ただ，泳げる霞ヶ浦とかね，昭和40年代前半の状況，遊べる河川などという実現まではなかなか行っていないと思います。霞ヶ浦の水質の推移と浄化対策について，阿見町が行っている具体的な対策というのは，ここで幾つか教えてもらっていいですか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

今，海野議員おっしゃるとおりですね，霞ヶ浦の水質は昭和30年代頃は比較的きれいな水でしたが，昭和40年代後半から流域における人口増や生活様式の多様化，産業活動の進展などに伴い水質汚濁が進行しました。霞ヶ浦の水質が最悪だった昭和50年代前半よりは改善されていますけれども，近年水質は横ばいで推移しております。

令和元年度の湖内の水質ですが，霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画における令和２年度までの全水域平均の目標値が，ＣＯＤは7.4ミリグラムパーリットルに対して6.9ミリグラムパーリットルと目標を達成しておりますけれども，全窒素については，目標値1.0ミリグラムに対して1.1ミリグラム，全リンは，目標値0.083ミリグラムパーリットルに対して0.094ミリグラムパーリットルと達成できてない状況にあります。

この目標値に達成してない窒素，リンの供給が依然として流入河川から流れていることから，窒素の汚濁負荷割合が高い農地や畜産，こういう業務ですね，それとあとリンの汚濁負荷割合の高い生活雑排水からの負荷削減対策を進め，流入河川及び湖内の全窒素・全リンの濃度の改善を図っていく必要があると町では考えております。

町の具体的な現状と課題としましては，霞ヶ浦及び霞ヶ浦流入河川の水質保全とか，霞ヶ浦へのごみのポイ捨てや不法投棄が挙げられます。これらの課題に対しまして，水質浄化普及啓発，あと不法投棄防止パトロール，クリーン作戦，霞ヶ浦清掃大作戦等などを取り組んで，これからもですね，継続して活動を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　今年はね，霞ヶ浦クリーン大作戦は中止になってしまったんですけれども，毎年ね，本当にこんなにごみっていうか，あるのかって思うほど，やっぱり集まるわけですよね。さっき御紹介した実穀地区のね，県道48号線だったかな，のチームでも，これ２か月ぐらい前にやったのに，本当にいっぱい落ちてるんですよね。缶も落ちてるし，ガラス瓶も落ちてるし，いろんなものが……，タイヤも落ちてましたけどね。いろんなものが落ちてる。

それで，これ町長にね，最後お願いというかね，御提案なんですけれども，霞ヶ浦問題協議会ですね，霞ヶ浦問題協議会，どうもおとなしめ気な活動だなあというふうに思っていて，や

っぱりいろいろと考えてみると，この阿見町にとってはもちろんなおさらですけれども，茨城県にとってもこの霞ヶ浦の，その存在というかな，恵みっていうのは非常に大きなものがあると思うんですよ。

それでぜひね，霞ヶ浦の環境を守るためのもう１段ギアを上げたね，対策を，協議会としても何か取り組むということで，具体的な話はちょっと私もできないんですけれども，もう１段ギアを上げた対策を取っていただくように，その協議会の中で何か御提案したり発言していただけないかなと思うんですけど，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　私も町長になりまして，コロナ禍の前ですけども，２回ぐらい総会等に出席をしています。その中でかなり先ほど言った広範囲でありますね。首長さんもたくさんいます。その中で，ずっと見ていると形骸化していますね。ですから，やっぱりどっかで誰かが，もう少し方向を変えて，もう少し頑張ってみようかというようなことを提案しないと，このままで行ってしまうんじゃないかという思いはありますね。

ですから，霞ヶ浦はやっぱり水脈でありますし，皆さんそれぞれがいろんな思いで霞ヶ浦のことを思っていると思います。それから，当町にとっても大変大きな観光資源でもありますし，この霞ヶ浦の水質ということはですね，阿見町だけでできるわけではありませんけれども，そういったことの発信力になるように努力してみたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

最後にですね，朝日部長と今日はやり取りをしたんですけれども，今議会が最後の答弁の機会となる。これからもあるかもしれませんけどね，同僚議員から。でもやっぱりね，朝日部長とね，教育次長のときにも教育関係でね，非常に苦労されたと思います。今回は環境とかね，それを所管する部署，どこも大事ですけども，大変だったなというふうに思います。しかしね，朝日部長といろいろと議論できたことは，町政にとっても私にとっても極めて有意義だったということを申し上げて終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，11番海野隆君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は３時10分といたします。

午後　２時５８分休憩

午後　３時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，８番飯野良治君の一般質問を行います。

８番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔８番飯野良治君登壇〕

○８番（飯野良治君）　皆さん，こんにちは。本日最後の質問となります。今しばらくの辛抱をお願いいたします。

阿見町道の駅整備事業検証委員会からの答申と財政から見た位置づけについて質問をいたします。阿見町議会において，現在までに道の駅に関する一般質問は，平成22年から30年まで10人の質問があり，千葉町長が誕生してから４人の質問が行われてきました。これだけ多くの議員が，この事案を取り上げたのは１つの共通点があると考えます。

道の駅を阿見町で実施することにおける多方面への影響力は，逼迫する地方財政を自主財源確保として，大きく後押しをする効果があると考えられるからではないか。これまでの一般質問では，「８年の歳月をかけ研究・準備し，平成29年３月28日に用地買収費を決議しています」「平成22年から29年までの全ての経費――委託料，用地費，補償費，工事費，委員会報酬，費用弁償等，合計３億9,222万5,573円が費やされています」「平成22年から平成29年まで，全員協議会で16回の説明がありましたが，予算に関して反対討論，反対意見はなかった」と議事録にあります。用地の取得，指定管理者の条例に関しても反対は見当たりません。

そこでお伺いをいたします。町長は，平成23年準備検討委員会，24年整備推進会議の傍聴もしておらず，平成25年の阿見町道の駅基本構想も知らなかった。目を通していない状況で，どうして選挙の争点に上げるべきと思い，公約に凍結・見直しを掲げることができたのか疑問が残ります。

以上の経過を基に，以下の質問をいたします。

１つ，公約のきっかけになった町民の声とはどういうものか。各審議会の内容，いろんな議案が審議されたということを知らないで，一人ひとりの思いで，そういう意見が出てきたのではないか。

２，２年をかけ専門家を交え出された検証委員会の答申を町長自身はどう受け止めるのか。

３，千葉町長から検証委員会に諮問された４つの内容について伺います。

１つ，場所について。合理的だったとあるが，その一方で公共の福祉も含めた町民の利益と効果とは具体的にどんなものですか。

２つ，整備時期について。道の駅があって特産品が育つのか。また，特産品があるから道の駅のような販売場を設けるのか。これは後者という理解でいいのですか。

３，20億円以上の建設費について。建設費（整備費）について，規模やグレードなどは妥当

なのか。整備費総額の目安は標準的だと結論づけられているが，どう考えているのですか。

４つ目，運営体制について。民間企業の経営ノウハウや事業採算性の観点から，民間企業での指定管理者制度による運営は合理的という結論だ。ＪＡや商工会からの応募がなかったのは，物を納品する立場に徹し運営主体には慎重だったという答申が出ています。それでも，これから運営主体として参加を望むのですか。

５つ目，検証結果は，観光の課題と将来展望を踏まえ，環境変化を好機と捉え，情報発信と地域活性化の拠点として道の駅を進めてきた。その考え方及び手続には合理性があり妥当だったと総括されているが，この結果をどのように町民に説明するんですか。

大項目の４番です。

千葉町長の考えの１つで，投資をした経費は回収しなくてもいいんですかという問いかけがありました。答申の結果が出た今，このお考えはどうですか。お答えください。

５番目，検証委員会答申を受けて庁議において検討すると言われますが，どういう視点でいつまでに結論を出すのか。町長の政治的判断であれば，その根拠を明らかにしていただきたいと思います。

以上，質問をいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　飯野議員の，阿見町道の駅整備事業検証委員会からの答申と財政から見た位置づけについての質問にお答えいたします。

１点目の，公約のきっかけになった町民の声についてお答えいたします。

私は，議員をさせていただいているときから現場を重視し，町民の皆様の声というものが政治や行政運営の基本と考えておりました。当時計画が進んでいた道の駅整備事業につきましても，町内の各地区に足を運ばせていただき話を伺う中で，多くの疑問の声をお聞きし，私自身も一町民として日に日に疑問を抱くようになりました。20億円以上もの大規模事業を今やるべきなのかなど，多くの疑問の声が上がる中，一度立ち止まって再検討すべきではないかと考え，選挙公約として掲げさせていただきました。

その当時，町民には町ホームページや議会だより等において，情報発信がされておりましたので，道の駅の内容について，町民それぞれが発信された情報から感じ取った中での意見であり，お一人おひとりの声が民意と考えた次第です。

２点目の，検証委員会の答申をどう受け止めるのかについてであります。

このコロナ禍の中で，御審議を賜り，答申をいただけたことにとても感謝をしており，安堵

しているところです。

内容については，委員の方々の専門的立場からの御意見でありますので，とても参考になりました。今後，庁議においてしっかりと議論し，結論を出したいと考えております。

３点目の，検証委員会に諮問された４つの内容についてであります。

１つ目，公共の福祉を含めた町民の利益と効果とは，具体的にどのようなものかにつきましては，答申書における御指摘の内容を踏まえると，町民の利益とは，納税者である町民が，道の駅が存在することによって実感する直接的及び間接的効果を意味し，具体的には，観光や産業の活性化によって町全体に波及する地域振興効果であると，私なりに理解しているところです。

２つ目の，整備時期について，特産品があるから道の駅のような販売所を設けるのかにつきましては，当町の特産品を全国に発信するふるさと納税制度において，私が就任した当初，予科練平和記念館の招待券ただ１つであった返礼品が，現在では103品目にまで成長しております。特産品をそろえ販路としての道の駅の整備が理想だと考えております。

３つ目の，整備総額は標準的だと結論づけられているが，どう考えているのですかについてであります。

土木と建築の専門家の方に検証委員会の委員として加わっていただいておりますので，検証の結果としては，そのまま受け止めておりますが，施設規模をコンパクトにすることによって建設費を抑えるといった議論がさらに必要だったと考えております。

４つ目の，民間企業での指定管理者制度は合理的だったが，それでもＪＡや商工会の運営主体としての参加を望むのかについてであります。

指定管理予定者となったファーマーズ・フォレストは，すばらしい企業であると思っております。しかし，地域連携という点において，ＪＡや商工会という地元の団体と共に成長していくことが，地域発展のためには望ましいのではないかと考えておりました。

５つ目の，検証結果の町民への説明についてであります。

検証委員会の総括において，手続や考え方は合理的だったとありますが，一方で町民への説明責任と，その理解を得ながら進めるプロセスが不足していたと指摘されております。既に町ホームページにおいて答申書は公表しており，今後広報あみでの掲載を予定しております。

４点目の，投資した経費の回収についてであります。

道の駅のように収益が見込まれる施設につきましては，採算性を意識して事業を進めることは当然のことと思います。赤字が続くと，よい施設であっても町の財政負担が発生し重荷となってしまうため，この採算性という点は大変重要であると考えております。

５点目の，どういう視点でいつまでに結論を出すのか。政治的判断であれば，根拠を明らか

にしてくださいについてであります。

庁議では検証委員会の答申を踏まえ，委員会では議論されなかったことも含め検討していきます。具体的には，町の今後の財政見通しや，他の必要とされている公共施設と比べた際の道の駅の優先性，採算性などを確認したいと考えております。

結論を出すに当たっては，新型コロナウイルス感染症の状況や，収束後の生活様式の変化にも気を配る必要があり，さらに当町を取り巻く様々な環境の変化を考慮した上での重要な判断になると考えております。時期につきましては，私の任期が残り１年でありますので，なるべく早く判断してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　丁寧な答弁ありがとうございました。

昨日の町長の施政方針の中で，24の公約中14項目が100％，６項目が80％が達成されたと読み上げられました。道の駅凍結・見直しは，公約の一丁目１番だったと思います。

それでは，再質問をさせていただきます。

答弁の中に，町内の各地区に足を運び話を伺う中で多くの疑問の声を聞いたとありますが，道の駅を造ってほしいという意見はなかったのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えします。

私が回った中では，１件もございませんでした。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　私もですね，町民の方にいろいろ，この道の駅の件ではお話を聞きました。特に吉原地区・君原地区・舟島地区は，非常に期待をしている町民の方が多かったように思います。この方たちの声も町民の声だと思いますが，どのようにお考えですか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　先ほども申し上げましたとおり私には聞こえてきませんでしたので，そういう声があるんであれば，それは民意だと思います。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　今も町長からも答弁もあったように，民意とはですね，１つではないことは確かです。今の時代ですね，民意は多様です。多様だからこそ，私たち特に議員が意見を述べる際には，科学的，客観的な裏づけが必要だと考えます。

私自身は感覚で物を言うタイプの人間なので，いつも自省をしていますが，この質問には科

学的，客観的な裏づけは数字だと思います。数字をお示ししていただきたいと思います。道の駅を公約に掲げて戦った選挙戦の町民の声は，何％だと認識しておりますか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　その質問に対しましては，分かりませんのでお答えができません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　私もこの質問をするに当たり，過去の同僚議員のですね，質問，議事録を読ませていただきました。その中で2018年２月，人口４万7,494人，有権者３万9,296人の中で，絶対得票率，それは23.65％でした。30％に行かないんですね。民意については，第二小学校の存続要望のアンケートの結果が84％の根拠が議論されていますが……。

○議長（久保谷充君）　飯野議員。

○８番（飯野良治君）　はい。それは１つの例なんで，別に横道にそれるわけでありません。

これと比較しても，選挙で信任を得たとする裏づけの数字としては３割にも満たないわけですね。これは非常にね，２元代表制で８年もの間審議され反対の声もなかった案件がですね，３割弱の23.65％の直接民主主義でひっくり返ってしまうというのは，議会制民主主義の否定につながると思います。これは１票でも勝てば，選挙は私が支持を得たというふうになるわけですけどね……。

○議長（久保谷充君）　飯野君，選挙の話じゃなくて，やはり道の駅の前向きな質問していただきたいというふうに思います。

○８番（飯野良治君）　これはね，議事録からみんな取って，私は質問してるんで。

○議長（久保谷充君）　いや，選挙のね……。

○８番（飯野良治君）　別に選挙のことについて話しているわけではありません，議長。だから今，それから入りますから心配しないでください。

この直接民主主義というのは，代表民主制，２元代表制に対する補完的な制度なんですね。

それでは，検証委員会の答申の受け止め方について，検証委員会を設置した根拠から見ても，検証委員会の答申がどうであれ，今後凍結した道の駅を進めるかどうかについては，町長が判断するということが，検証委員会のほうで述べられておりますが，町長は参考になったと答えております。この上，何を庁議で議論するのですか。答申に沿うのか，そうでないのか，判断は町長自身がするんではないですか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えします。

おっしゃるとおりだと思います。しかし，私は決定に対してはですね，ちゃんとしたプロセ

スを踏まなくちゃいけないというふうに思っています。検証委員会もしかりであります。何が参考かといいますと，検証委員会をやったおかげでいろいろ見えてきたところがあります。これはやっぱり大事にしなくちゃいけない。それが参考ということです。

それからこれ庁議に諮るということですね。これはやはり，そのときの部長級以上ですから，やはり情報は同じ共有をしてですね，道の駅が本当に欲しいものかどうか，私は今の時点では優先性というのが一番大事なことだというふうに思っています。私たちが道の駅が欲しいと思っても，今民意ではそう思ってない人たちのが多いと思います。

また，町役場の幹部についてもですね，どうしても欲しい施設であるかどうか，これは確認しなければいけないというふうに思います。せっかく造ったのに，誰もが理解しない，喜んでもらえない施設では困りますので，こういった今までのプロセスが，今まで足りなかったのがこういう結果になったんでないかと。これ，よくこの検証委員会では出てるというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　非常にね，分かりやすい御説明だったと思います。

ただ私が庁議で心配しているのは，素人判断かも分かんないけども，トップを交えてね，部長級，いわゆる執行部ですね，一緒にいた場合に，例えば検証委員会で出された課題，これについてどういうふうに町として捉えてね，判断をしていくかというときに，意見をね，トップがいてはね，なかなか出せないんじゃないかなと。私はね，忖度しちゃうんじゃないかなって，こういう感じをしちゃうんですけども，その辺の構成をどう考えているか，ちょっとお聞きします。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えします。

私，これで２回これまでに庁議を諮っていますけれども，まず最初のときにですね，私は，まだやりたい気持ちはありますというような話も庁議でしています。そうです。ですから，ある程度……。今までは全然売るものがなかったですけれども，今売るものができてきました。ただ，いまコロナ禍でやるべきかどうかという判断もありますけれども，そういうことでなくて，今部長から出されているのは，もう集計していると思いますけども，それぞれがどんなことで協議をしていくかという意見まで出してもらっています。ですから，公平な立場できっとやってくれるものだというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　それを聞いて庁議の内容がね，トップに対する忖度もなく率直な意見が出されて，論議が活発にされることを期待をいたします。

それではね，６番の１つの場所の選定についてのね，再質問なんですけども，課題としてね，公共の福祉を含めた利益と効果は，議論が不十分であったと検証委員会で指摘されているんですね。今も町長が言われましたけど。道の駅は，地方自治の最終目的である公共の福祉が入っていますが，道の駅は公共施設と考えてよろしいんですか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

公共施設というふうに認識しております。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　町長もその認識で間違いないですか。これ確認です。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えします。

町の税金を投入してやりますので，公共施設だというふうに思います。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ありがとうございます。それでは，追原地区以外の適切な候補地があるのではないかというふうに町長がね，言っていますけども，今の時点で，もし……。やるやらないかはまだ，もちろん出ないわけですけども，この考えの１つとして，仮定にはなりますけども，どの辺を自分の頭の中で思い描いてるか，ちょっと分かったら教えてください。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えします。

この席で，仮定では答えられません。今から庁議でやっていくわけですから，やるもやらないもありますので，答えられません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　分かりました。じゃあ整備時期についてね，その次に伺います。

特産品が先か，先ほどもね，道の駅が先かということで論議があったんですけども，特産品の定義ですね，特産品というのはどういう定義だと。町ならではのものは何ですかと。103品目の返礼品は特産と言えるのか。この３つについてね，ちょっとお伺いします。特産品の定義，阿見町ならではのもの，103品目の返礼品。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えします。

103の品物というのはですね，阿見町で用意して返礼品に使っているわけですから，特産品だと思います。私は特産品にしてもですね，私が欲しいのはオンリーワンのものが欲しいんですよ。あそこに行かなくちゃ買えないというものをつくっていかなきゃいけないと，そういう思いもあります。

だから，いろんなものもあると同時に，あそこにしかないという独自性があるような，そういったものを開発していかないと道の駅は成功しないんではないかなという思いがあります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　まさに私もそのとおりだと思うんですよ。103品目全部がね，阿見に行かなくちゃたどり着けないものとはとても考えられないし，もう阿見の道の駅に行かなければね，手に入らないものというのをね，やっぱり１つか２つね，そこにやっぱり売りをつくらないと，やっぱりお客様はね，それを目当てで行って，周りに103品目のやつが置いてあればね，ついでにこれも頂こうかなということで買っていくというふうに思うんですね。

だから１つか２つをつくること自体が，茨大の農学部と東京農大とね，連携して，開発とか何かやってるんですけども，これね，なかなか受けるものというのは，つくり出しても……。出してみて，その評価を皆さんから受けて初めてね，あ，これは受けるなというのは分かるんで。それをやってたら，なかなかね，それができたときに道の駅をやろうというと，もう道の駅ははるか遠くかなという感じをしちゃうんで，そこの判断もね，きちっと庁議の中でしていただきたいというふうに思います。

それと，20億の整備費は標準的だと結論づけられているということなんですが，選挙のときですね，一般町民がね，予備知識がなくね，20億と聞いてね，どういう判断をした。そのことはね，私がね，本当に道の駅を情報が，断片的な情報の中で一般の町民はね，やっぱり判断するしかなかったと思うんですね。その点，議会とかというのはいろんな情報が入ってきて，判断の材料が多いから反対もなかったというふうに思ったんですけど，町民が３割弱のあれだったというのは，そういうことだと思うんですけど，それはいかがですか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えします。

ちょっと質問の内容がよく分かりませんけれども。その３割云々の話はですね，それ選挙の話ですか。選挙はですね，やっぱり民主主義の根幹ですから。私は争点に闘っていて，2,500票も離して勝ってるわけですから，これはやっぱり認めてもらわないといけないと思います。新人がですよ，現職に立ち向かって，あれだけの票差が出るんですから，私は相当だというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　規模についてですね，今20億ということで，その規模をね，縮小してやるということもね，考慮に入れていると。その削減をするのにね，なっていますけど，これは直売所的なイメージと捉えてよろしいんですか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　その辺のところ具体的に私は申し上げるつもりはありませんけれども，ここら辺の建設費の問題はですね，上限が20億というような話じゃなかったですか。それが21億7,000万，21億7,300万ぐらいの設計になってるわけですよ。ですから20億って考えたのに21億7,000万でいいんですかってそういう思いです。ですから，もう少しグレードを小さくして，20億って考えてたんであれば，そういう計画を立てるのが当たり前じゃないかということです。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　規模の大小ではなくね，私はね，21億かけても22億かけても，内容的に，それに匹敵するような内容があればね，やっぱり費用対効果ではないけども，かけてもそれ以上の採算が取れて経営が成り立つということであれば，規模を小さくすれば経費もかかんなくて済むからということではなくて，そういう内容についてね，まずどういうコンセプトでやったらいいのかと。

阿見の道の駅でしか体験できない仕掛けをね，やっぱりつくらないことには，さっきも言った特産物の１品とか２品，それもそうですけど，そこが大きくね，成功するかどうかの鍵になってくると思うんで，庁議でよくその点もお話合いをしていただきたいというふうに思います。

それと運営体制についてですね，次に。

ファーマーズ・フォレストのすばらしさはどこにありますか。また，見直す場合に採用の機会は，選択肢は再度あるんですかをお聞きします。もう１回。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　こういう質問は最後にしたいと思いますけれども，まだ仮定では話せません。ただ，今のファーマーズ・フォレストに対してということであれば，この１点はお話ししますけれども，よろしいですか。

ファーマーズ・フォレストについて，私は行って松本社長とお会いして，話もしましたけれども，その前から会社自体については，イベント力もあるし企画力もあるし，集客ということについては，すばらしい会社だと思います。しかし，やっぱり栃木県の会社だというふうに思いますので，やはり地元の商工会やＪＡや，こういった人たちと一緒になって取り組んでいくことのほうが，将来いいのではないかなという思いがしていました。

○議長（久保谷充君）　飯野議員ね，やはりこれ，まだ決まったわけでもないし，これから庁議で決めるっていうことなんで，その辺のところを含めね，前向きな，やはり質問等にしていただきたいというふうに思います。

８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　全てね，答弁，検証委員会の答申を，私は公の文書を基に質問をしてるんで，別に私の思いをここで言っているわけでは決してないんですね。だから，横道にそれたときには指導，修正をしてもらうのはいいんですけども，私も何回かね，この場に立たせていただいて，自分のね，至らなさは十分分かっていますけども，こっちも真剣にやってるんで，ぜひ真剣に答えていただきたいというふうに思います。

検証結果の町民への説明なんですけども，ただ単にこういう検証結果が出ましたよということではなくて，そのままではなくて，町民の聞きたいのは，その結果を受けてね，町長の判断を聞きたいというふうに思うんですね。これもまだ仮定の形になっちゃうって言われちゃうけども，やっぱりそこをね，もし庁議で出たら考えをね，述べていただきたいというふうに。で，その考えを当然町民に分かりやすいように説明をしていただきたいと思います。

４番目の，投資をした経費の回収について。道の駅は，一般の公共施設の違いはどこにありますか。道の駅，一般の公共施設と違うところですね。どこが違うのか。公共施設ってさっき言いましたよね。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

まず，一般の公共施設……。道の駅については，道路管理者として整備する，トイレ，駐車場等があります。そのほかに地域振興ということで物産の施設がございます。そういった施設については，やはりある程度，収益を生む施設というふうに捉えております。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　まさにそうだと思います。採算性だと思います。普通のもうけをね，目的とした公共施設というのは，公民館でもそうだけど町民の福祉の増進ですね，その辺を目的としてるわけで。私がちょっと知っているというか感じたのは，予科練記念館が初めね，観光施設として造られたんだけど，10万人を目標として計画されたんだけど，そのあれが達成できなくて，途中から観光施設としての位置づけに変わったということだけは認識をしています。

それで伺います。議会で可決された正規な……。

ちょっと，議長。後ろさ，質問しているのにうるさいんだよ。レッドカードだよ，これ。注意しなくちゃ駄目でしょう。私にばかり注意して。質問者に注意してさ。後ろからさ，弾丸を撃たれてみなさいよ。質問をされてるね……。これきちっとね。海野議員が一番ひどいんだ。

ちゃんと言わなくちゃ駄目だよ。

それではね，議会で可決された正規な町民の血税，３億9,222万5,573円の経費は費用対効果の面から見てどのように，これはもう議会で承認された正規な収支なんで，出費なんで，歳出なんで。それはもうやるにしてもやらないにしても，どっちにしてももう使われた経費。どのように処理するのか，教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

まず，一番金額的に張ってるのが用地の取得だと思います。そこの部分については先ほど来より町長が申しているとおり，庁議の中で，そこについては検討していくということで，そこの部分の利活用とかっていうのは，現時点ではまだ白紙ということで，今後の検討の中でしていくということになります。

それから，この４億の費用についての可否といいますか，そういった部分については，前回９月の定例会のときに飯野議員から一般質問を受けまして，私のほうでも監査請求に基づく監査結果の部分を引用させていただきまして答えておりますので，そういうことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　地方財政のね，基本である費用対効果，最小の支出で最大の効果を上げるという原則に基づいて，これをね，間違いなくそれ以上の効果があるように，４億近いわけですから，ぜひね，そういうことを庁議の中でお話し合っていただきたいというふうに思います。

これ最後の質問になりますけど，どういう視点でいつまでに結論を出すのかについて，任期があと１年ということ，先ほどの答弁でも言われましたけども，１年かけるのかね，検証委員会で議論されなかったことは何か，まずそれを１つ聞きたいです。検証委員会で議論されなかったこと。町長はですね，町財政は厳しいということを議会で発言をしています。税収を上げる手段として，自主財源の確保は何を今考えていますか，その２つについて質問いたします。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　庁議で協議することということでありますけれども，今，各部長から上がってきていると思います。私が一番最初に話したのは，先ほど答弁でも登壇したときにお話ししましたけれども，優先性だとか採算性だとかということが議論の中心になるかというふうに思います。

それからあと１点，自主財源ね。自主財源についてはですね，今，吉原区画整理の事業をや

っておりますけれども，早くあそこに人を呼び込んで，2,600人という計画人口でありますので，早く張りつけるということであります。また工業団地，企業の誘致のスペースもありますので，そこに張りつけるということが今一番必要ではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　今，自主財源の確保について吉原地区のね，開発事業を挙げられました。あそこ，あれだけの広さ，民間住宅に供された場合に，当然学校とかね，そういった公共施設は必要になってくると思うんですね。ましてアウトレットが近くにあって，ただの住宅地域ではね，もったいないということはないけども，あそこから荒川沖までの距離は結構あるし，学校を造るとなっても大変な，またね，あれがあると思うんですね，もっと違った……。

○議長（久保谷充君）　飯野君ね，道の駅につながる質問をしてください。

○８番（飯野良治君）　分かりました。はい。

私１つあそこにね，後で……。まあ前にも言ったことあるんですけど，イングリッシュガーデンを27ヘクタールの県の用地，造ったほうがいいのではないかということを１つ提案をね，しておきます。

もう１つですね，日本工業新聞，今年のですね，２月の17日に出されたやつに，県内６か所道の駅整備状況ということで出ています。

車社会の県にとって，車は日常生活や仕事と切っても切り離せない関係と言える。近年，観光資源として，道の駅の整備が全国各地で盛んに行われており，本県も例外ではない。そこで，県内で計画している道の駅の進捗状況をまとめたと。直近では，常総市が総工費11億円を見込み，2021年早期に設計を求め，22年度の着工に向けた準備を急ぐ。そのほか，日立市，龍ケ崎市，那珂市，城里町，阿見町などで，整備計画は進行中だと。

で，阿見のやつが出てますね。５日には合理性があり妥当とする答申が，検証委員会の香川眞委員長から千葉町長に手渡された。町長は，建設されるかしないかについて庁議を重ねて結論を出したいと応じたと。この，やっぱり新聞であるように，非常に経済的な波及効果が大きいという道の駅のね，効果がやっぱり出されていますね。

もう１つ，これは当然，2009年の３月18日の朝日新聞，今日の日本の政治が日本国民の意思をどの程度反映しているかについて質問してます。大いに反映しているが１％，ある程度反映しているが10％，あまり反映していないが52％，全く反映していないが35％。85％の国民が，今の政治は国民の意思を反映していないと考えている。阿見町はどうでしょうか。町長選挙では，千葉町長は人口比23.65％です。この数字で町民の民意は反映されていると考えですか。７割強の町民の民意の存在を頭に置いて，限られた任期中で科学的，客観的判断をお願いし，

質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，８番飯野良治君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後　３時５８分散会

第　３　号

〔　３ 月 ４ 日　〕

令和３年第１回阿見町議会定例会会議録（第３号）

令和３年３月４日（第３日）

○出席議員

１番	久保谷　　充	君
２番	落　合　　剛	君
３番	栗　田　敏　昌	君
４番	石　引　大　介	君
５番	高　野　好　央	君
６番	樋　口　達　哉	君
７番	栗　原　宜　行	君
８番	飯　野　良　治	君
９番	野　口　雅　弘	君
１０番	永　井　義　一	君
１１番	海　野　　隆	君
１２番	平　岡　　博	君
１３番	川　畑　秀　慈	君
１４番	難　波　千香子	君
１５番	紙　井　和　美	君
１６番	柴　原　成　一	君
１８番	吉　田　憲　市	君

○欠席議員

１７番	久保谷　　実	君

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千　葉　　繁	君
副町長	坪　田　匡　弘	君
教育長	湯　原　正　人	君
町長公室長	小　口　勝　美	君
総務部長	佐　藤　哲　朗	君

町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩　孝君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	白石幸也君
社会福祉課長	遠藤朋子君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井　厚君
子ども家庭課長	小澤　勝君
健康づくり課長	佐川廣子君
農業振興課長	小松澤　智君
指導室長兼 教育相談センター所長	東　治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第１回阿見町議会定例会

議事日程第３号

令和３年３月４日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

日程第２　休会の件

一般質問通告事項一覧

令和３年第１回定例会

一般質問２日目（令和３年３月４日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．紙井　和美	１．誰も置き去りにしない共生社会について ２．コロナ禍での子どもを守る取り組みについて ３．食品ロスをなくす取り組みについて	町　　長 教　育　長 町　　長
２．永井　義一	１．ケア労働に従事する職員への慰労金の支給について ２．高齢者施設等へのＰＣＲ検査の実施について	町　　長 町　　長
３．落合　　剛	１．近年のインターネットトラブルなどに対する阿見町の取り組みについて	町長・教育長
４．川畑　秀慈	１．阿見町におけるドローンの活用について ２．人口減少と財政運営について	町　　長 町　　長
５．栗原　宜行	１．新型コロナ感染症対策は万全か	町　　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので，御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関係しないものは認められません。また，一般質問は町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては，十分にこれらのルールを遵守いただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対し簡明な答弁をされるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔１５番紙井和美君登壇〕

○１５番（紙井和美君）　皆様，おはようございます。

一般質問に入る前に，昨年から続くコロナウイルスにより亡くなられた方々への御冥福と，罹患された方々への一日も早い回復，そしてその方々を支える医療従事者の皆様へ，心から感謝を申し上げます。

それでは，通告に従い一般質問をさせていただきます。

誰も置き去りにしない共生社会について。誰一人取り残さない，誰も置き去りにしない共生社会の構築を目指す持続可能な開発目標，ＳＤＧｓ，その目標達成まであと９年です。収束が

長引くコロナ禍では，今まさに置き去りにされている一人ひとりが浮き彫りになってきています。社会の分断が世界中で広がる今だからこそ，人とつながる本当の意味と孤独にならない社会づくりを考え直す大きなターニングポイントになると考えております。

誰一人取り残さないと訴えてきたのは，全ての人に優しい，障害者も高齢者も，全ての人が共に生きるユニバーサルデザインを前提にすべきであり，こぼれ落ちそうな人を置き去りにしてはならないからです。

そこで，以下の３点についてお伺いいたします。

まず１番目には，ひとり親家庭の支援についてであります。

現在，日本の子供の７人に１人が相対的な貧困状態にあると言われております。中でも，ひとり親家庭ではより深刻で，厚生労働省平成28年国民生活基礎調査によれば，国内のひとり親世帯の子供の２人に１人に当たる50.8％が相対的貧困と言われ，例えば，親１人子１人の世帯では年間172万円未満で暮らしているなど，特に支援を必要としています。

ひとり親になる方の多くは，どうしても避けられない理由であったり，子供との安全な生活のために離婚するという選択をせざるを得なかったというのが現状であり，子供たちにとっては何の責任もありません。また，ひとり親家庭の保護者は孤立する傾向にあるとされる理由として，子育てや生活で困ったときに助けを求めることに抵抗がある，どうやって助けを求めればいいのか分からない，時間や気持ちに余裕がなくて助けを求められないという意見が多いようです。

当町でも，コロナ禍の中で職を解かれるケースが出てきており，せっぱ詰まった相談を受けています。働けない家庭や低所得の家庭が安心して子育てをしながら暮らすための施策について伺います。

２点目は，高齢者のＩＣＴ活用の取組についてであります。

高齢者は，人とつながり社会参加しているということで心身の健康を感じます。そこで，行動が制限されているこのコロナ禍の中で，安心して人とつながることのできるスマートフォンやパソコンは今や欠かせないツールとなっております。本年９月予定のデジタル庁の発足にも注目が集まっています。

公明党では，デジタル化を推進する上で，誰一人取り残さない社会の実現を訴え続けてまいりました。デジタル化は人と人との分断を強いるコロナ禍を乗り越えていくための１つの手段であり，現在，これまでの遅れを取り戻すかのように急速に進めているところであります。

そこで重要なのは，誰もがその恩恵を最大限に受けられる環境の整備であり，高齢者など，デジタル機器に不慣れな人への配慮であります。政府は，その取組として，スマートフォンの使い方やオンラインの行政手続などを教えるデジタル活用支援員事業を，昨年，試験導入し，

さらに拡充する方針です。ゆえに，デジタルデバイド，情報格差を生まない取組が欠かせなくなりました。

そこで，当町でも新たに高齢者のスマホ講座やイベント参加等，ＩＣＴ活用の取組はできないかお伺いいたします。

３点目は，自殺対策についてであります。

厚生労働省の発表では，2020年の自殺者の数が前年確定値より750人，3.7％多い２万919人で，男女合わせた人数はリーマンショック後の2009年以来11年ぶりに増加に転じました。年齢，職業，原因別データは，昨年11月分まで，男性の自殺者は前年比135人減の１万3,943人で11年連続で減少している。その一方で，女性は885人増の6,976人となっております。小中高生については440人で，小学生13人，中学生120人，高校生307人と同様の統計で，1980年以降最多となっており，女性や子供に顕著に表れていることが伺えます。

女性の自殺増の背景には新型コロナウイルスの感染拡大による経済悪化などがあるようです。パンデミック発生後の失業者のうち女性は少なくとも66％を占めているようで，これは小売業やその他のサービス業で働く労働者に占める女性の割合が高いことや，非正規雇用の女性の比率が高いことを反映したものでもあるということです。厚生労働省では，女性は健康や生活苦，家庭問題などを理由とした事例が増えている。相談窓口を拡充し，悩む人を支援機関にしっかりつなげたいとコメントしています。

当町の現状と，悩みを抱え孤立しがちな子供や妊婦や子育て中の女性などに対する支援策はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。

紙井議員の，誰も置き去りにしない共生社会についての質問にお答えします。

誰も置き去りにしない共生社会の構築を目指すＳＤＧｓは，誰一人取り残さない社会の実現に向けて，様々な立場の人々が話し合い，課題を整理し，解決方法を考え，2030年までに達成すべき具体的な目標を立てることです。町でも，第６次総合計画後期基本計画に基づいて進めている，地域福祉の推進，子ども・子育て支援や高齢者福祉の充実などの取組と一致しております。その中で，コロナ禍の現在に対応した取組についてお答えします。

１点目の，ひとり親家庭の支援について，コロナ禍の中で職を解かれたケースが出てきており，働けない家庭や低所得の家庭が安心して子育てをしながら暮らすための施策についてであります。

これまで実施した支援策としましては，地方創生臨時交付金を活用して，養育者を除く児童扶養手当受給世帯に緊急支援給付金１万円の支給と，児童扶養手当受給世帯にプレミアム商品券１万3,000円分の配付を行っております。

また，就労の問題については，毎年児童扶養手当の現況届提出時期の８月に，ハローワークと連携し就労相談を行っていましたが，今年度は新型コロナウイルス感染症のため実施できませんでした。

今後は，国の動向に合わせて，給付等の支援事業を検討するとともに，ひとり親家庭の就労支援について，ハローワーク等の関係機関と連携しながら，安心して子育てをしながら暮らすための施策を実施してまいります。

２点目の，高齢者のＩＣＴ活用の取組についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症予防のための新しい生活様式を取り入れた日常生活は，人と接する機会が減少するため，特に高齢者においてはＩＣＴが利用できるかどうかで生活の質に大きな格差が生じることが危惧されております。

また，高齢者の心身の健康を保つ上で，社会からの孤立を防ぎ，人とつながりを持つことは非常に重要なことであります。高齢者が外出自粛時でも平時でも，変わらず人とのつながり・交流が持てる機会や，町を含め様々な機関からの情報を速やかに入手できる環境づくりにＩＣＴの活用は欠かせないものではありますが，電子機器に不慣れな高齢者へのサポート体制の整備も課題であるところです。

いずれにしましても，高齢者の社会参加が途絶えることなく，継続したフレイル予防を行うため，高齢者向けのスマートフォン講座やウェブ会議システムを利用したイベントの開催等の推進について，関係各課と連携を図りながら検討してまいります。

３点目の，自殺対策についてであります。

自殺者は，全国的にも茨城県においても増加が見られる現況ですが，厚生労働省のデータによれば，当町では，令和元年の11人に比べ令和２年は８人で，27％減となっており，自殺の要因や状況が地域によって異なっていることが考えられます。

昨年第４回定例会の高野議員の質問にてお答えしましたが，当町は今まで自殺対策について未着手の状態となっており，令和３年度から，社会福祉課を中心に，阿見町自殺対策計画の策定を目指しているところであります。現時点では年齢，性別等の分析はできておりませんので，今後課題を整理して，子供，妊婦，子育て中の女性などに必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございました。まず，では再質問させていただきます。

ひとり親の支援についてであります。同じ悩みを抱えた人との交流や，また情報の交換で，ひとり親家庭の親子の方が孤立しないために，同じ家族の状況の方々が親睦を深める，そういった団体はありますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

本町には，母子及び寡婦家庭の組織で構成いたします阿見町母子寡婦福祉会があります。阿見町母子寡婦福祉会は，会員の相互協力により生活向上を図るとともに，親睦を深め，母子及び寡婦世帯の福祉増進を図ることを目的としております。その方策として，各種交流事業や各種研修を実施しているところでありますので，参加のほうを検討していただければと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。私もいろんなところで，そういう相談があったら，そこにつなげていきたいなというふうに思っています。

また，その会の発展のために，その代表の方としっかりと連携を取っていただいて，それで，時代のニーズに合った，そういったものに，さらに発展していってほしいなというふうに思っています。存続をしていく上では，そういうことも必要ではないかなというふうに思いますので，どうぞよろしくお願いします。

あと，高齢者のＩＣＴの活用ですが，先ほどスマートフォン講座やウェブ会議システムを利用したイベントの開催とありましたけれども，これはぜひやっていただきたい。私も数人の高齢者の方と若い人を交えて，通信アプリのＬＩＮＥコミュニケーションで２回ばかり行ったことがあります。これがまた本当に意外に気軽にできるもんだっていうふうに言われまして，喜ばれまして，次回もやろうやろうって本当に楽しまれていたのが驚きました。

先ほどの答弁でも，関係各位との連携というふうにありますが，どの課を考えておられるのでしょうか。私としましては，社協も協働して実施してもらいたいというふうに思うんですが，その点いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

町でも，高齢者の方がスマホ，スマートフォンを使うことによって，あみメールの活用や，今後行うワクチンの予約なども使えるかと思っておりますので，ぜひとも普及を図ってまいりたいと考えております。

町のほうでは，考えていることとしましては，町民活動センターのほうにおいてでは，ＮＰ

Ｏ法人茨城ＩＴ普及協議会のような専門者の団体もあります。また，先ほど紙井議員のほうが社会福祉協議会ということもありますとも言っておられましたが，その中でも地域包括支援センターのほうでは各種高齢者において講演会事業を行っておりますので，そういう中にも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございました。

徳島市では，高齢者の孤立防止のためにＳＮＳの利用やビデオ通話の方法を教える講座を定期的にやっぱり行っておりまして，これは先月２月８日の読売新聞の記事なんですけれども，これはいいなと思ったんですが，フレイル予防は食事，運動に加え，社会参加も重要な柱ということで，今年１月に無料通信アプリのＬＩＮＥで，離れた人とのテレビ電話をするという講座が開かれまして，また，横須賀市では認知症カフェをウェブ会議で，システムで行う。またズームを行う。そういうふうなことも行われています。どの地域も，顔を見せて話すことへの効果，これは本当に大きなものがあるというふうに実感しているところであります。

ぜひともこれを機に，高齢者のＩＣＴのウェブ会議ですとか，ＬＩＮＥツールですとか，そういうことを広げていってほしいなというふうに強く要望するところでございます。

続いて，自殺対策ですけれども，これは昨年，高野議員が詳しく一般質問していただきました。令和元年に11人，令和２年に８人で３名が減っているということだったんですけれども，この人数については，全員が阿見町在住の人でしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応，厚生労働省からの発表によりますと，その発表するデータにつきましては，あくまでも自殺者が発見された地域という形で発表されておりますので，必ずしも阿見町在住ではないかと思いますが，ほとんどの自殺者の方については，居住地というか居住している家での自殺というのが多くを占めているかと思っておりますので，ある程度の大部分につきましては阿見町在住のものかとは想定しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　そうですか，分かりました。市町村ごとにその数が出てきますけれども，亡くなられた人数が分かっても，それは住民とは限らないということを知ったわけなんですけれども，先ほどの答弁の中でも，自殺の要因や状況が地域によって異なると思いますというふうに答弁されていました。阿見の特質を検証することはできるんでしょうか。今から自

殺対策の計画を立てるというふうにお聞きしておりますが，それについていかがでしょうか。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。
　自殺者に関する個人的な情報については，ほとんど詳細な情報というのは警察当局からも得られることはできないと思っております。しかしながら，新聞情報，各種情報を総括的に何年か遡って調べることによりまして，ある程度，いろんな情報を収集して調べてまいりたいと考えているところでございます。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。
○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。
　それで，自殺に至る前にしっかりと相談に乗ることが必要かなって思うんですけれども，その専門家であります精神保健福祉士は阿見町にいらっしゃるんでしょうか。あと，相談窓口についてもお尋ねいたします。
○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。
○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。
　一応，現時点においては，当町において精神保健福祉士の配置はありません。
　また，相談窓口につきましては，12月に高野議員の質問にもお答えしましたが，現在，健康づくり課において心の健康相談を受けておりますので，引き続き実施してまいりたいと思っております。また，社会福祉課についても相談のほうは受け付けておりますが，より専門的な助言が必要な場合につきましては，保健所のほうの相談のほうにつなげていきたいと考えているところでございます。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　ただいま，12番平岡博君が退席いたしました。したがいまして，ただいまの出席議員は16名です。
　15番紙井和美君。
○１５番（紙井和美君）　ありがとうございました。
　この御時世にですね，専門の精神保健福祉士を配置していないということは驚きまして，今まで精神保健福祉士さんだなという方につなげていたのは保健師さんだったんですね。ほかの市町村では，精神保健福祉士，しかも１人ではすごく大変なんですね。相談もとても込み入っているし，専門性を持った内容の相談ですので，とてもではないけれども専門家でなければ対応できないことがあります。ですから，１人ではなくて複数必要だというふうに思うんですけれども，これ職員の方が，これを対応していると，ほかの仕事が全くできなくなってしまいま

す。

そういったことから，早急に精神保健福祉士の配置を，早急に取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども，しかも複数，取り組んでいただきたいというふうに思うんですが，それについてはいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

我々保健福祉部側としましては，そういう精神保健師等の専門職は非常に重要かと，配置を必要と思っておりますので，関係当局とより協議を進めまして，配置を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。上の方もそれをしっかりと聞いていただいて，充当していただきたいなというふうに思いますんで，よろしくお願いします。

とにかく，みんなで１人の命を救うというためには，専門性を持った人と，あと各課の連携が必要であるというふうに思っていますので，どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

以上で，１点目の質問を終わらせていただきます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　では，２項目めに移らせていただきます。

コロナ禍の中で子供を守る取組についてであります。

国のＧＩＧＡスクール構想による１人１台のタブレット端末の導入により，これからの子供たちの学習の効率化や教職員の働き方改革にも貢献できると大いに期待をしているところであります。多様性を広く受け入れるといった社会の中で，意思の疎通も話すのも苦手な子供も，タブレット上では言葉を駆使することができたり，自分の個性をうまく発揮するといったことも期待ができると思っています。コロナ禍の中で孤立しがちな一人ひとりをつなぐツールとしても活用できるのではないでしょうか。

そこで，以下の２点についてお伺いをいたします。

政府が３月末の決定を目指す，子供・若者育成支援推進大綱では，コロナ禍での孤独，孤立の問題への対応の強化等が打ち出されているようであります。不登校に限らず，はた目では分からなくても，１人で問題を抱えて孤立する子供も少なくありません。ＩＣＴを活用した交流についての考えをお聞かせください。

次に，会員制交流サイト，ＳＮＳ投稿から，援助交際や薬物被害，ネットの不当な書き込み

など，そういった被害から子供を守るために，どのような対策を講じているかお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　おはようございます。

紙井議員の，コロナ禍での子どもを守る取り組みについての質問にお答えいたします。

１点目の，孤立を防ぐためのＩＣＴを活用した交流についてであります。

１人１台端末の導入が，この２月末で完了しました。今後，授業において，課題解決に向けた協働的な学習の中で，学習ツールの１つとして活用していく予定です。通信環境も充実しましたので，不登校児童生徒への支援にも活用できるものと考えております。昨年のように臨時休業の措置が今後取られた場合でも，ＩＣＴを活用した交流の可能性は広がったと考えております。

２点目の，ＳＮＳ投稿から子供を守るための対策についてであります。

ＳＮＳの使い方については，小中学校で，学級活動や道徳のほか，保健体育の時間にて多面的な指導をそれぞれ発達段階に応じて行っております。

また，保護者には，学校からの各種通信や様々な機関からの資料やパンフレットなどを随時配布し，各家庭で携帯端末を持たせる際のお願い，小中学生が関わるトラブルやフィルタリング等についてのパンフレットを配布するなど，安全な使用について啓発を行っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

先ほどの答弁の中の協働的な学習について，それについて少し具体的に教えてください。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答いたします。

協働的な学習というものはですね，これまでも行われてきましたけども，異なる多様な他者と協働して，それから主体的に課題を解決することを目指して，児童生徒が相互に意見や思いを交流することを通して行う学習であります。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございました。そのようにして，ふだん言えないことも交流できるという，そういう事例をたくさんつくっていただきたいなというふうに思っています。

不登校の子供さんに対してですけれども，不登校の子供が自宅で取り組んだオンライン学習を評価して出席扱いする学校が増えています。文科省の調べでは，2017年には180人前後が，2019年では608人というふうになっています。校長の判断で出席扱いをすることができるというふうになっています。

オンライン授業を受けたときの出席扱いについての当町の考え方を教えてください。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

オンライン授業を受けたときの出欠の取扱いに関しましては，文部科学省からの文書等を基に，様々な要件を満たす必要があることから，具体的なことについては今後十分な検討が必要だと考えております。

それでですね，当町におきましては，中学校には不登校支援教室を設置しておりますので，オンラインを使用せずに，対面で授業または支援ができるような取組をしておりますので，積極的に学校への登校を促していきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　分かりました。今の話に通じますけれども，石川県の羽咋市というところでは，一部授業のリモート中継を始めたんですね。今おっしゃったように別の部屋でやるんですかね。別の部屋から中継でやるというような形でしょうかね。不登校で自宅にいる生徒ですとか，また，心理的な理由でなかなか教室に入れない，そういう人たちのために，校内で別の部屋にいる生徒に閲覧をしてもらいながら学習をするということで，できれば学校に来ていただきたいですけれども，教室に入れない，そういう人たちにも学習の支援につなげているということを新聞の記事で知りました。あるときは自宅で３人，校内の別室で２人が，家で閲覧するって，そういうことをやっているようです。

今なさっていることをプラスして，このような形を取っていくというのはいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

茨城県では，全国に先駆けまして，いばらきオンラインスタディというのを設置しまして，今年度始まっております。ただ，来年度以降も臨時休業等を予想しておりますので，各小学校，中学校の各教科，各単元等で，今，まさに学校の先生方，また各教育委員会の指導主事等が，その動画作製をしているところでありますので，そういうものを使いまして，家でも学習できる環境を，県独自で取り組んでいるところであります。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　児童生徒は，オンラインでリモートで話ができるっていうふうにな

れるといいなと思うんですけれども，リモートで，例えば相談を受ける，そういうことはありますでしょうか。また可能でしょうか。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

リモートで相談というのはなかなか難しいのかなというふうに思いますけども，通信環境が整えば，そういうことも考えられますけども，全て学校で引き受けることには限界があると思いますので，やはり県の相談窓口等を活用することを前提として，いろいろな相談窓口等をもう一度周知しながら，支援，援助をしていきたいというふうに考えております。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　一人ひとりに合った内容を，またこれからもさらに検討していただきたいなというふうに思いますんで，よろしくお願いします。

ＳＮＳから子供を守ることに関してなんですけれども，ＳＮＳで被害があった状況なんですが，これ，どのぐらい把握していらっしゃるんでしょうか。また，把握している件数とその内訳についてお尋ねします。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

ＳＮＳ上の，学校のほうに相談があった件数ですけども，町全体としては46件ほど相談がありました。小学校が25件，中学校が21件であります。

主な相談内容としましては，小学校のほうでは，オンラインゲームに関する相談ですね。具体的には，ゲーム上でのトラブル，いじめ，悪口等がほとんどであります。中学校に関しましては，ＬＩＮＥ上でのトラブルですね。これも悪口等がほとんどであります。

学校でもいろいろな対応，個別等に関しても，家庭の声かけ，周知等もしておりますけども，特に，そのＳＮＳ上のトラブルで大きな問題になっている件に関しましては，当町では現在のところはありません。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。未然に防いでいただいて，ありがとうございます。

こういった場合の相談窓口というのはどこになるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

相談窓口といたしましては，学校でも学校独自で学校生活アンケートを，ほぼ学期に１回やっておりますし，その中で個別面談等も実施しております。県としましても，相談窓口として

は，いじめ・体罰サポートセンター，または子どもホットライン，あるいはいばらき子どもＳＮＳ相談2020ということで，リーフレット等も随時，保護者，児童生徒に分けながら，相談窓口を周知しているところであります。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。多岐にわたって情報を伝えていただきたいなというふうに思ってますので，よろしくお願いします。

このＳＮＳの使い方なんですけれども，被害に遭う前に，未然に防がなくちゃいけないんですが，多面的な指導をそれぞれが発達段階に応じて行っているというふうに，先ほど答弁がありましたが，それの内容をもう少し具体的に教えていただいていいでしょうか。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

先ほど，多面的にということで答弁いたしましたけども，具体的には，学級活動の中で，自分の生活の見直しや情報機器の望ましい使い方等について学習しております。それから道徳に関しましては，親切や思いやり，または礼儀等，それからインターネット上のルール，著作権等についても学習しております。それから保健体育のほうでは健康に関することで，学校活動の様々な教科領域の中で多面的に学習しているところであります。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

これ，全部先生がね，対応していると大変かなと思いますけれども，今後，またそういった専門の人を入れながら，いろいろ指導を受けるという方法もあると思うので，その点もどうぞよろしくお願いします。

ＩＣＴは，もう非常に便利であると同時に危険も潜んでいます。しかし，これからの社会はとにかく絶対的に必要なものとなってきます。安全に快適に駆使しながら子供たちの未来を育んでいきたいなというふうに思っていますので，今後とも御指導のほどよろしくお願いします。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　それでは，３項目めの質問に入らせていただきます。

食品ロスをなくす取り組みについてであります。まだ食べられる食品を，賞味期限が過ぎると破棄してしまうというのが現状であります。その量の多さが環境にも悪影響を与えているのは，皆様御承知のとおりだというふうに思っております。

そこで，町内の企業，小売店，農業従事者と連携して，フードバンクや子ども食堂等と共有しながら官民一体となって取り組む考えはないかお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　食品ロスをなくす取り組みについての質問にお答えいたします。

１点目の，食品破棄による環境への悪影響の対策及び２点目の，町内企業等が連携した一体となった取組については，関連しておりますので一括してお答えします。

現在，食品ロスをなくす取組として，町単独でごみの減量化の観点から実施している事業はありませんが，保存可能な食品であれば，フードバンクきずなボックスへの寄附を御案内しております。

生鮮食料品等については，現時点では御案内先として決まったところはありませんが，今後，ボランティア団体による子ども食堂等の活動が見込まれておりますので，そうした支援活動の周知を図り，町内企業等から未利用食材等の寄附の申出があったときには，活動団体を紹介してまいります。

また，昨日，久保谷実議員にお答えしたとおり，今後，寄附を受けた食材の保管方法に関する課題についての検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。

食品ロスになる前に，社協と連携しながら，きずなボックスを活用したり，また食品を有効に使い切るためには，フードバンクのような団体の効率的な運用が必要ではないかなというふうに思っております。

食品の保管については，昨日，久保谷実議員が質問された答弁をお聞きいたしました。子ども食堂にも有効活用できるよう，それぞれの団体が使いやすいストック方法を検討していただきたいなというふうに思っております。そのようにやっていただくとありがたいです。

最後に，つくば市と食品スーパーのカスミが，持続可能な開発目標ＳＤＧｓの連携協定を結んだというニュースがあります。１月23日の茨城新聞の記事によれば，連携するのは，科学技術や産業振興，スポーツ，福祉向上，環境保全，防災，持続可能なまちづくりの７項目であります。食品ロス削減への取組なども推し進めるというふうに書いてありました。

阿見町のＳＤＧｓの取組については，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

阿見町のＳＤＧｓの取組につきましては，町では第２期総合戦略において，町の政策目標とＳＤＧｓの17の国際目標との関連性を整理して，ＳＤＧｓを意識した事業展開につなげることで，その特徴を活かした持続可能なまちづくりを推進しているところでございます。

今年度の取組といたしましては，第２期総合戦略に位置づけた各種施策と，それに関連する

ＳＤＧｓの進捗状況を有識者会議に報告し，現在，次年度に向けた分析を進めているところでございます。

また，職員への啓発を行うとともに，各課等で進められる様々な計画策定の際には，ＳＤＧｓの理念を取り入れることについても引き続き推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　17の項目から成る，本当に１人の人間を大切にするものが網羅されているＳＤＧｓであります。これからも多岐にわたって持続可能な開発目標を目指していくことになると思いますので，どうかよろしくお願いします。

以上で，私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，15番紙井和美君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は10時55分といたします。

午前１０時４４分休憩

午前１０時５５分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，10番永井義一君の一般質問を行います。

10番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔１０番永井義一君登壇〕

○１０番（永井義一君）　どうも皆さん，こんにちは。日本共産党の永井義一です。

まず最初に，ケア労働に従事する職員への慰労金の支給について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が発症して，はや１年が経過します。茨城県では非常事態宣言は解除されたものの，まだまだ安心はできません。今，気を緩めると，第４波へと続くおそれもあり，まだまだ警戒が必要です。そのような中で，感染拡大を防止するために日夜努力をされている方々に対して敬意を表します。

国の新型コロナ緊急包括支援交付金については，医療関係者や障害福祉，介護関連の職員に対しては，慰労金という形で支給されていますが，慰労金支給事業の対象外とされた保育士や放課後児童クラブの指導員への慰労金の支給はありません。しかし，保育所や放課後児童クラブは，学校が休校になったときや分散登校になったときにも休まず活動を続けていました。

茨城県を含む17県の知事で構成する日本創生のための将来世代応援知事同盟は，国に対し，保育士等への慰労金の給付等を含む，将来世代を支えるための新型コロナウイルス感染症対策

に係る緊急提言を行いました。その内容は，保育士や放課後児童支援員，社会的養護を担う児童養護施設職員については，国の２次補正による新型コロナウイルス感染症対策における医療福祉従事者への慰労金交付の対象外となっています。子供と直接的な接触を避けられない職場において，感染リスクを抱えながら，社会機能を維持するために働き続けてきた保育士等も，介護や障害分野の職員と同様に慰労金給付の対象とするよう要請するものです。

また，昨年６月には，全国学童保育連絡協議会が，厚生労働省に対し，同様の緊急申出書を提出しました。

このように，今回のコロナウイルス感染症対策として，ケア労働に従事する職員等への慰労金は，医療従事者や介護職員等と同じように心を癒やすものとなっています。

県内では，つくばみらい市やひたちなか市などが１人３万円を支給し，また，土浦市や那珂市などでは，商品券やクオカードなど１人３万円分の支給を行っています。また，２月７日付の茨城新聞によりますと，日立市や北茨城市，高萩市各市が，保育園や児童クラブなどの従事者に対し慰労金を支給することを決めています。

今回，国の第３次補正では総額15兆4,270億7,200万円が計上され，そのうち新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が４兆3,581億1,900万，ワクチン接種体制整備等が7,489億2,400万，国内観光を中心とした旅行需要の回復，俗に言うＧｏＴｏトラベルですね，これが１兆1,571億7,600万，防災・減災，国土強靱化の推進など安全安心の確保に３兆1,414億2,900万が予算化されています。

この中から，阿見町にも地方創生臨時交付金として１億3,630万8,000円が交付されます。昨日聞いたところでは，この３次補正の交付金は来年度の補正予算として計上されると伺いました。これらを活用し，ケア労働に従事している保育士や放課後児童クラブの指導員への慰労金の支給を求め，質問いたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　永井議員の，ケア労働に従事する職員への慰労金の支給についての質問にお答えいたします。

これまで，町内認可保育施設及び放課後児童クラブ等への新型コロナウイルス感染症対策につきましては，感染症対策を徹底しながら保育サービスを継続していくため支援を行ってまいりました。

１点目は，地方創生臨時交付金を活用した事業として，放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の密を解消するため，実施場所の増加に伴う指導員の増員雇用などの対応をしてまいりま

した。

２点目は，阿見町新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金交付要綱を制定し，感染症対策のための業務の実施に伴う休日勤務手当や時間外勤務手当等の割増し賃金に関するかかり増し経費に対する補助を実施しました。

御質問の慰労金の支給につきましては，地域における感染が拡大し，感染リスクに対する不安がある状況の中で，保育サービスの継続のため懸命に業務に従事された保育士や放課後児童クラブ指導員への慰労金を地方創生臨時交付金を活用して支給することを検討しましたが，町の優先順位及び財政面から見送った状況です。

今後，臨時交付金の第３次補正等，国の政策動向を注視しながら，他市町村の事例などを参考にし，検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今，回答をいただきましたけれども，ちょっと１つ質問をしたいんですけども，この回答の中で，かかり増し経費という言葉が出てくるかと思います。このかかり増し経費についてちょっと説明をお願いします。

○議長（久保谷充君）　子ども家庭課長小澤勝君。

○子ども家庭課長（小澤勝君）　はい，かかり増し経費につきましてお答えさせていただきます。

このかかり増し経費という言葉でございますが，町のほうで要綱を制定しております阿見町新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金，こちら国のほうで同じ名称で補助がございます。この補助を行うに当たりまして，国のほうでもこのかかり増し経費というような単語を使っておりまして，内容としましては，保育従事者の時間外勤務であるとか，あとは休日勤務ですね，そういったものの経費ということで，この補助金の中にうたってございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　かかり増し経費ってね，割となかなか耳慣れない言葉なもんで，ちょっと聞きましたけれども，私なんかもちょっと調べて，どういうものなのか。最初，課長のほうにね，聞いたときに，いろいろ疑問があったんですけども，その中で，全国保育協議会というニュースがあるんですけども，この中でちょうどかかり増し経費っていうことが書いてあったんですけどね，その中で，職員が勤務時間外に消毒，清掃を行った場合の超過勤務手当，それと休日勤務手当等の割増し賃金や，通常想定していない感染症対策に係る業務の実施に伴う手当。ですから，こういった形で支払われるものということでね，１つの保育所だったら50

万円でしたよね，たしかね，上限が。で，全国どこの保育所も出ると。私も家内が保育園の，やっていますんで，聞いたら，50万円が２回出てきたという話もあったんですけども，その中で，その保育園でいろんな形で使われているということです。

それで，ここでお伺いしたいのはですね，この10分の10の国の補助のやつなんですけれども，超過勤務手当とか，先ほど言った休日勤務手当や時間外勤務手当等の割増し額ということで書かれてるんですけど，これ変な話，出すのは当たり前だと思うんですよね。仮にコロナがなくても，働いた場合には1.25倍または1.5倍の超過勤務手当が出るのは当たり前で，なかなか今回の，私が一般質問した慰労金に関しての答弁の中では，ちょっと違うんじゃないかなって正直思います。

ですから，そのかかり増し手当のほうは，今言った形でいいんですけども，今回の慰労金支給に関しまして，課長と話をしたときに，コロナ対策地方創生臨時交付金の２次補正で考えていたということをおっしゃったかと思うんですよ。回答にも，その辺が書かれているんですけども，そのときですね，まず，そのときの人数とか費用はどうだったのか，ちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

まず，給付金のそのときの提案内容ですけども，まず保育従事者については，給付金としまして，登園自粛要請期間中に出勤してきた保育従事者等に対して，勤務日数に応じて１人当たり２万円を上限とするものでございます。また，放課後児童クラブ支援員につきましては，小学校が休校となり利用自粛を要請した期間に従事していました支援員に対しまして，勤務日数に応じて１人当たり5,000円から１万円を給付する内容と提案したところでございます。

人数等については，課長より答弁させます。

○議長（久保谷充君）　子ども家庭課長小澤勝君。

○子ども家庭課長（小澤勝君）　給付金の内容でございますが，まず保育従事者につきましては，各保育施設にアンケートを取りまして，対象者を把握しました。約250人ということで計上しまして，２万円掛ける250人の500万円という要望を出しております。

また，放課後児童クラブの支援につきましては，４月がトータルで65人，そして５月がトータル61人ということで，それぞれ5,000円の方，１万の方おりますので，合わせまして113万円を総額としまして要望を行ったところであります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ほかの市町村から比べて，私は金額までは今日まで聞いてなかった

んで，２万円と今，聞いて，または児童クラブの人は5,000円から１万円と。あれ，とちょっと思ったんですけれども。この段階では，ほかの市町村の状況というのは，町としては把握していましたか。

○議長（久保谷充君）　子ども家庭課長小澤勝君。

○子ども家庭課長（小澤勝君）　ええ，この時点で，近隣ですね，市町村の状況を確認しまして，龍ケ崎市さんなんかですと１人当たり３万円というようなことも聞いておりましたが，その内容と，担当課と相談した上で，３万円までは出せないというようなこともありましたもんですから，で，金額の設定をしました。そういったような状況でございます。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　その段階で近隣のほうを調べて，３万円というのが圧倒的に多かったんじゃないかと，私も思います。それの中で，町としては２万円から，または5,000円から１万円ということだったんですけど，残念ながら，残念ながらって言い方なのかな，その支援の枠には入らなかったわけですよね。

でも今，町のほうで，コロナ関係のやつで，議会でもいろいろ聞きましたけども，ちょっとね，町のホームページにちょうどね，あったんで，５回の，このこういったやつですが，町のほうでつくってあるやつを，あるわけですけれども，今の金額の中では約613万なんですけども，やはり支援の中，いろいろ見ますと，結構額が入っ……。最初の頃はね，備品だとかそういったのが圧倒的に多かったけども，第４次，第５次になると，なかなか厳しくな……。いろんなものを考えなきゃならなくなってきたということで，かなり高額なやつも入ってはいるかと思うんですけども。

そういった中で，システム的にちょっと教えてほしいんですけども，今回２次補正のときに申請を出した。それは，どういった形で町のほうとして議論をして，その取捨選択というんですか，そういった形はどういう形でやられるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　政策企画課長糸賀昌士君。

○政策企画課長（糸賀昌士君）　はい，お答えいたします。

臨時交付金の事業の取りまとめの手法というか，そういったことでよろしいでしょうか。

まず，県のほうからですね，国のこの交付金を活用した事業の取りまとめについて，実施計画提出の通知が来ます。当然それに期間が，提出期間というのが決まっておりまして，その期間内に，まず各課にアイデアというものを一旦出していただきます。そのアイデアを出していただいたものを，内容をですね，当然このコロナ対策交付金の趣旨に沿ったものであるかどうか。また，提案していただいた内容が，内容の熟度というか，そういったものも踏まえまして取りまとめを行い，最終的には町として事業のほうを決定をして，交付金の実施計画として取

りまとめているというところを，その段階段階，国のほうの交付金のスケジュールが第１次，第２次，そして今回第３次でありますけれども，それぞれの段階において適時適切に取りまとめを行っているというような形でございます。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今の話の中でですね，その内容の熟度という言葉がありましたね。それちょっと説明してください。

○議長（久保谷充君）　政策企画課長糸賀昌士君。

○政策企画課長（糸賀昌士君）　はい，お答えいたします。

熟度と申しますのは，やはり短期間で事業の仕組みというのを構築をするというところがございますので，例えば，給付金とかであれば，その対象者の範囲であるとか，それから額であるとか，そういったもの，それからその交付の方法であるとか，そういった仕組み全体が整うかどうか，そういったところを１つ判断の基準としているところでございます。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今の課長の答弁の中では，内容の熟度というところにおいても非常に分かりやすいんじゃないかなと，今回の私のね，提案のほうがと思うんですけども，残念ながら，それがね，２次補正の中では通らなかったというのが実態かと思います。

それで，先ほどですね，冒頭の質問の中で，日立市，北茨城市，高萩市，３つの市がやられているということあったんですけども，その３つの市はそれぞれこの地方創生臨時交付金だとか，あとは一般財源なんかを使ってやっているんですけども，やはりその３つの市は，３つの市がくっついていますから，大体１つの生活圏になっているということなんですけども，この中で，新聞の記事によりますとね，新型コロナウイルス感染が拡大し，国の緊急事態宣言や県独自の緊急事態宣言が発令されている中でも，子供たちを受け入れ，社会基盤の維持に貢献したとして，３つの市が歩調を合わせてこういうやつを打ち出したということが言われています。その後，ちょっといろいろ調べたら，行方市なんかもね，３万円で，これは地方創生臨時交付金を使っている中でやられています。

それで，今，言った３つの市の中で，いろいろ調べていたら，日立市なんですけれども，全額財政調整基金をここに繰り入れたということが書かれてまして，金額が3,210万円。日立ですからね，でっかい，大きい市ですから，阿見町よりも対象者がたくさんいるんでしょうけども，ここも１人３万円の支給ということでやっています。

ちょっと改めてお伺いするんですけども，阿見町の中で臨時交付金を活用する中で，臨時交付金だけじゃなくて，やっぱり一般財源も入れて，いろんな形で施策がつくられているかと思うんですけども，今回，先ほど，２次補正の中で613万ですか，これに関しては，全額臨時交

付金をそこに補填しようとするのか，または，その一部は一般財源の中からとか，また，繰越金の中だとか，いろいろ財源はあるかと思うんですけども，そういったところはどのように考えましたか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

全額交付金を活用するという方向性で提案しておりました。以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　全額というとね，そのまま613万円ですか，それを交付金として活用しようということなんですけども，阿見町の財政の中で，どっちがいいのかっていうのは，私にはちょっと判断がつきかねる部分ですけども，ぜひともね，実施していただきたいんですけども。

それで，あとですね，回答の中で，今後，臨時交付金の第３次補正，国の政策動向を注視しながら，他市町村の事例などを参考にして検討してまいりますというようなことが書かれているんですけども，先ほど言ったように，３次補正が来年度補正予算として出てくるかと思うんですけども，その中で再度，何というんですか，提案するって言い方になるのかな，それをお願いしたいんですけども，その辺はどうでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

今，再度提案すべくですね，担当課同士で協議を進めているところでございます。最終的に採決されるかどうかにつきましては，町のほうの今後のコロナ対策として，町の優先順位で決めていくかと思いますのでと承知しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　３次補正のときにも出すということで，ぜひともね，お願したいんですけども，先ほど冒頭述べたように，約１億3,630万，臨時交付金として入ってきます。それで，他市町村のほうもですね，全額臨時交付金を使っているとこもあるでしょうけども，やはり足りない部分を一般財源等々で補っているところもあります。ですから，なので，そういった形で，これはもう全額臨時交付金で出すんだっていう形よりも，もうちょっと柔軟なね，対応をしていただいてですね，ぜひとも，その３次補正のときのですね，この内容がね，入るような形で，今日，執行部の方々も皆さん見えていますので，お願いいたしまして，１問目の質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　それでは，次に２つ目の質問に移ります。

２つ目はですね，高齢者施設等へのＰＣＲ検査の実施について質問いたします。昨年の12月議会でも質問いたしましたが，改めてお伺いします。

茨城県では，昨年11月から今年１月にかけて県内で発生したクラスターを業種別に分類した表が出ました。それによりますと，夜の街関連で６ケース，事業所が13ケース，福祉施設が13ケース，医療機関で３ケース，学校関係で５ケース，公共機関４ケース，会食２ケースとなっており，事業所，福祉施設が多いことが分かります。

感染者の数で言うと，福祉施設が圧倒的に多く，特にこの美浦の特別養護老人ホーム，この前，出ましたけれども，100名を超える感染者が出ています。また，最近では，神栖市の高齢者福祉施設でクラスターが発生し，２月末の段階ですけども，42名の入所者と職員が感染しています。これ３月になってもまたね，出たということで，人数はもっと増えているかと思うんですけれども。このように，高齢者施設で一たび感染が始まると瞬く間に広がり，多くの感染者を出すことになってしまいます。

県では，福祉施設等に限り，無症状者も抗原簡易キットでの検査を拡充するとしており，特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，有料老人ホーム，障害者支援施設，サービスつき高齢者向け住宅の約850か所の従事者約３万人以上を対象とすることを決めました。しかし，通所やデイサービス，訪問等は対象となっていません。このことから，笠間市では，２月の５日に，県の検査の対象外となる高齢福祉，障害者福祉施設，保育所，幼稚園，学校等勤務者のＰＣＲ検査の実施を専決処分として決めました。対象者は2,784人で，予算総額が3,300万ということです。私の昨年12月の一般質問で述べたことが，今年になって茨城県で実現したということなんですけども，まだまだ不十分です。その不十分さを笠間市は独自の財源で補ったということです。

先ほども述べたように，県内の福祉施設関係でのクラスターは最も多く，そこで発症した場合には重症化が避けられません。この新型コロナウイルスは，発症する前や無症状での感染も引き起こし，知らないうちに広がってしまうことです。そして，高齢者ほど死亡率が高く，肺炎になると非常に進行が早まります。この病気は，高齢者にとっては，今までで一番恐ろしい病気だとも言われています。また，大丈夫だろうと言われてきた若い人にとっても後遺症が次々と出ており，若い人にとっても恐ろしい病気です。また，最近，変異株の話がね，テレビなんかで出ていますけども，やっぱり変異株に関しては，若い人，または子供なんかもね，かかる可能性もある，1.7倍のね，感染率もあるというようなことも言われています。

昨日の一般質問でワクチンの話が出されました。ワクチンは，個人を守るという意味と，集団免疫によって接種していない人も含め集団を守るという意味があります。しかし，ファイザ

一社のワクチンは70％の人が接種すると集団免疫が成立すると言われています。今の日本においてそれをクリアするまでには相当な時間がかかると思います。今，この感染者は減少傾向ですが，病床の逼迫数はまだまだ危機状態です。これ以上に感染を広げないためにも，多くの方へのＰＣＲ検査の実施で無症状者からの感染を防ぐことが，今，必要になっています。今，感染が下火，下げ止まりって言い方もね，テレビなんかで言っていますけども，そういってなってるときにこそですね，このＰＣＲ検査で無症状者を捕捉して，感染拡大を抑えるべきではないでしょうか。

そこで，以下の点を質問いたします。

１番が，県が行う850の施設で阿見町に該当しない施設は幾つありますか。

２番目に，該当する施設の中で対象外となる従業員はいますか。

３つ目に，上記２つの中で対象人員は何人ですか。

４つ目に，対象者を保育所，幼稚園，学校等勤務者と増やして考えた場合，人数はそれぞれ何人になりますか。

５つ目，検査を実施する場合の予算，これはどのぐらいになりますか。

以上の５点を質問いたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　高齢者施設等へのＰＣＲ検査の実施についての質問にお答えいたします。

１点目の，県が行う850の施設で阿見町に該当しない施設についてであります。

県で実施する検査対象の町内施設は，特別養護老人ホーム３施設，介護老人保健施設２施設，２つの施設，有料老人ホーム３施設，サービスつき高齢者向け住宅３施設，合計11施設です。

また，検査対象外の施設は，訪問介護や通所介護事業所を含めた61施設です。

２点目の，該当する施設で対象外となる従業員についてでありますが，検査対象外となる従業員はおりません。

３点目の，上記２つの中で対象人員は何人ですかについてでありますが，検査対象外の町内61施設の従業員のみで，592名です。

４点目の，対象者を保育所，幼稚園，学校等勤務者と増やして考えた場合の人員についてでありますが，保育所，こども園の勤務者が247名，学校等の勤務者が356名です。

５点目の，検査を実施する場合の予算についてであります。

唾液採取による抗原定量検査で，１人当たりの検査費用が約8,200円，検査対象者を県の検査対象外となる介護保険事業所の従事者，保育所・こども園・学校等の勤務者の計1,195名とした場合，総額で979万9,000円となる見込みです。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今の回答の中で，県が行う854施設の中で阿見町は合計11施設ということが書かれておりますけれども，これ県が行うんであれなんですけども，この11施設，いつぐらいやるようなことを県が言ってたか，分かりますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

一応，検査の日程につきましては，２月28日以降に各施設と検査機関が調整して行うようになっておりますので，これは県の担当者も分からないということですので，必然的に町のほうの担当も承知しているところでございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　じゃあ，取りあえず２月28日以降に順次やられていくっていうふうには感覚で，もちろん県が分かんないんだから阿見町が分かるわけないんですけどね，そういった形で順次やられていくということだと思いますけども。

その中でですね，ちょっとこれ急に聞いたんで，ちょっと分かるかどうか分かんないんですけども，その11か所の施設の中でですね，入所と通所を併用している施設が全国にはたくさんあるんですけれども，そういった施設は幾つあるか分かりますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応，特養以下，有料老人ホームを含めまして，先ほど11施設と言いましたが，そのうち通所事業所を併設していない事業所につきましては２か所となっておりますので，９か所が通所事業所を併設しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　私もなかなかこういうのはね，不得手なもんで，ちょっと急な質問を朝，電話でさせていただいたんですけれども，どうしてその質問したかというと，たまたま今日の新聞にですね，これ札幌市の議会の中の様子なんですけれども，札幌市議会でも，そういった施設を580か所ですか，職員を対象にＰＣＲ検査を実施するというのは決まったということで，その中で，議員の質問の中でね，介護施設は入所型と通所型が隣接している場合が多く，入所者が通所施設を利用する場合は，職員が付き添う場合もあり，通所の職員を検査しないと感染が広がりかねないと。

ですから，先ほど回答の中では，入所の施設の中で検査対象外となる従業員はおりませんと

いう回答だったんですけども，今，分からなかったら後ででも構わないんですけども，先ほど併設している９か所の中でですね，通所の人の，通所の担当者って言い方なのかな，従業員というのかな，その人もＰＣＲ検査をしっかり受けるのかどうなのか。もし分かればお答えください。ちょっとこれ急な話で悪いんですけども，お願いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

原則として，通所事業所は検査対象外となりませんが，県の対応においては，同一敷地内及び，建物内に併設した事業所に関しては，施設において柔軟に対応してよろしいという回答をしておりますので，検査対象に含めるかどうかにつきましては，施設の判断によって判断しているところだと承知しているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ということは，じゃあ，９か所の併設されているとこに関しては，施設のほうで，通所の人に付き添う人もしっかりＰＣＲ検査をやってくださいって県のほうに申し込めば，県のほうでやってくれるっていうふうな認識でよろしいわけですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応，検査のほうの対象にですね，含めていいっていうことで判断した場合ですね，その方も含めて人数で，こちらについてはＰＣＲ検査ではなくて抗原検査でやっていますので，抗原検査に含めて，施設のほうでは対応しているというふうに伺っているとこです。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ぜひともね，町のほうからも，町内のこの９施設に関しましては，そのような対応をね，取っていただくように，町のほうからも助言，指導をお願いしたいと思うんですけども。県のほうの中で，今，ＰＣＲ検査って，私ずっと一般的な言い方でしちゃったんですけども，抗原定性簡易キットを活用したと，県のほうでは，抗原定性検査っていうんですか，こういった形で，850施設ということですけど，３万人，で，プラスアルファの従業員を対象って，こういう書き方を県のほうのホームページでね，されてるんで，多分このプラスアルファってのがそのあたりに該当するのかどうか，ちょっと分かりませんけども，そういった形で書かれているんですけども。

それで，ちょっと質問したいんですけども，県のほうのですね，この中で，県は抗原定性検査っていうような言い方をしてるんです。それで，町の回答の中でですね，検査を実施する場

合のとこなんですけども，抗原定量検査って書いてありますね。この辺の違いはどういうところにあるのか，ちょっと説明をお願いしたいんですけども。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

抗原定量検査につきましては，ウイルスを特徴づけるたんぱく質，これが抗原になりますが，を定量的に測定する検査で，検査には専用の機器が必要となるため，検査会社に委託して検査してもらいます。また，抗原定量検査は，抗原定性検査よりも感度が高いもので，抗原の定量的な測定が可能であることから，ＰＣＲ検査と同様に有症状者，無症状を問わずに確定診断に用いることが可能となっております。これは鼻咽頭拭い液に加えて唾液でも検査することができるという手法となっているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ということは，町のほうとしては，回答の中にも書いてあるとおり，抗原定量検査で，もしやるんだとしたら，それを考えているという認識でいいわけですね。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

これはあくまでも県がやっている検査でございますので，町のほうがやるということについては……。一応，これはあくまでも県が抗原定量検査で現在，実施しているとこでございますということで，費用の参照という形で，こちらのほうは提示しているところでございます。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ごめんなさいね。県の資料では，抗原定性検査と書いてあるんですけども，量じゃなく。これで，こういう，よく県のホームページのあれですね。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応こちらが，町のほうが費用を算出する段階において，県のほうに問い合わせて，予算ということを把握した中で，県の検査はこれだということで回答をいただいたものですので，ちょっとその辺の差は，ちょっと私のほうも計りかねているところです。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　部長が県のほうに確認してということなんで，その辺ちょっと整合性は，どっちが正しいのか分からないんですけども，取りあえず定量検査で確率が高いって言い方なんですかね。量が多いから検出の確率が高い部分かと思うんですけども，そういったと

ころでやるということなんですけども，先ほどね，１番目の回答の中で，施設内の61施設がありますよね。その中で働く592人の方，あと保育所の勤務者が247人，学校の勤務者が356人，合わせると603人か，になるかと思うんですけども，その592人と603人，ぜひともね，検査を私としてはお願いしたいんですけども。

その中で，回答の中で，費用の関係なんですけれども，この回答を読みますと，唾液採取による抗原定量検査で，１人当たりの検査費用が約8,200円で，検査対象を1,195名とした場合，総額で979万9,000円になる見込みですと書いてあるんですけれども，これは単純計算で，8,200円で1,195人を掛けた数字ですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ヒアリングの中でもちょっとお話しさせていただいたんですけども，この厚生労働省の新型コロナウイルス対策推進本部から出されている事務連絡の中で，高齢者施設等の入所者や従業者に対する検査や，クラスターが発生している地域における感染が生じやすい場所，集団等に対する検査について，積極的な実施をお願いしているところですと。こうした検査を実施する際の検体プール検査法や抗原簡易キットの扱い等をお示ししますので，これらの検査方法による実施も含め，下記のとおり，一層の取組を推進していただきますようお願いいたしますと書かれているんですけども，この中で，検体プール検査という言葉が出てきます。それについては，こういう単純に……。

じゃ，まずプール検査自体，ちょっと前もお話ししたんで，内容的に調べられたかと思うんですけれども，それについてお伺いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

検体のプール検査方法につきましては，唾液検体の一部を，数人分混ぜて一度に測定する方法になります。新型コロナウイルスの遺伝子が検出された場合は，１人以上がウイルスを保有していることが考えられます。多検体の検査が一度に可能で，結果が得られるまでの時間短縮に寄与する方法として，アメリカでも実施されている方法です。複数の検体を混合し同時に検査することにより，検査時間，費用を効率化するもの，検査方法であります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　検体をね，たくさん，10人なのか20人なのか100人なのか分かりませんけれども，１つにまとめて検査するという方法があるわけなんですけども，それに，そのプール方式による検査費用，これ考えると，いろいろ調べたんですけれども，その中で，先ほど，単純計算で１人8,200円の人数分という計算でこの金額になったということなんですけれども，このプール検査をすることによってですね，かなり金額が下がるんですよ。その辺はお調べになりましたか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

大変申し訳ありませんが，そこまでの調査のほうはいたしておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　先ほどね，施設ごとにやるのが一番いいかと思うんですけれども，仮に，Ａという施設で，そこでプール検査をする，Ｂという施設でプール検査をするというと，何人なのかな，10人，20人ぐらいの検体が１つになるかと思うんですけども，このプール検査費用に関しましては，５名以上ですと１人4,000円になるんですよ。一応１人4,000円というのが最低ラインの数字になるらしくて。ですから，それ以降増えたとしたら，4,000円掛けるその人数分というような形で，費用が軽減できる。もちろんこれ１人でやると１万4,500円かかると。４人までは，その１万4,500円に，１人頭，人数が1,000円になるんですけど，５名以上は単純に4,000円掛ける人数分になるということなんですけれども，こういった形でやることによって，先ほどの979万9,000円がかなり下がってくるかと思うんですね。どういう固まりでやるかというのは別としまして。

今回これを実施するかしないかというのは，もちろん町のほうでの検討課題になると思うんですけども，先ほど冒頭も言いましたように，笠間市はですね，いち早く２月５日に決めたわけですけども，専決処分としてね，決めたわけですけれども，やはり老人施設の中で，やはりコロナウイルスが蔓延するということは，非常にたくさんの人がかかりやすくなって，特に老人なんかはね，命に関わる問題になってくる。

で，ＰＣＲ検査，抗原検査にしてもですね，自分が今かかっているか，かかってないかというよりも，かかっている人を見つけて，その人を隔離する。で，無症状者の感染拡大を防止するというのが大きなポイントなんですよね。ですから，今，町でやられているＰＣＲ検査，ありますけども，そこでも，やはりそこで参加する人というのは，自分が心配だから，そこに行って，ＰＣＲ検査して，よかった，かかってなかったというのも一つ自分の安心あると思うんですけども，こういった施設に関しては，やはり自分の安心というよりは，自分が，もしかか

ってて，症状が出てなくて，人に感染しているんじゃないかというのを食い止めるための検査なんですよね。

ですから，そこをですね，笠間市では考えて，こういった施設。だから，保育所だとか幼稚園とか，あと児童クラブも入ってますし，あと学校の先生方なんかも対象として入ってて，やはり，そういった方々が他の人にうつさないかどうかというのが，自分がかかっているかもしんない。ですから変な話ですけども，この中でも，もしかしたら誰かかかっているかもしんない。それ自分の安心を求めるとともに，周りにかけないというのがね，笠間市なんかではそういった感覚でやられていたんじゃないかと思うんですけれども。

町のほうとして，ぜひともね，この検査はやっていただきたいというふうに思うわけなんですけども，その辺のＰＣＲ検査の考え方，町のほうとして，どのような考え方に立っているか，もし分かればお願いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応ＰＣＲ検査の重要性につきましては，永井議員がおっしゃるとおりかもしれませんが，まず，社会的にＰＣＲ検査，抗原検査も含めまして，あぶり出すというのは，やはり人の動きがある限りなかなか難しいものかと思っております。

一定期間，人の動きを止めて，一斉に町民，町民だけでなくて一定的なエリアの中で，人の動きを一斉に止めた中であぶり出す手法としては，そういうＰＣＲ検査も重要かと思いますが，現在のところ，町としては，ワクチン接種が最重要課題だと思っております。そこに町としてのあらゆる人的資源やお金も含めまして，そこに投入しなければなりませんので，基本的に町としては一切そういう他の余裕はないのが現状でございますので，町としてはワクチン接種を最優先で進めていくというのが現在の方針でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今ね，部長のほうでワクチン接種の話が出ましたけれども，これ専門家の方はちょっと違うんですよね。もちろんワクチン接種はどんどんどんどん進めていただきたい。で，先ほど私が冒頭で述べたときに，ワクチン接種は個人の守るとこと集団免疫をつくるという２つ，それが必要があるわけで，たしか70％ぐらいを打った中で，やっぱり集団免疫が確立されるということをね，言っています。

今，部長が，ワクチン接種に全力を固めてって話がありましたけれども，もちろんそれはそれで必要なこと，私も一切それは否定しませんが，やはり時間がこれ以上かかる可能性があります。はっきり言って，一般の人たちっていうのかな，私たち含め一般の人たちに注射される

のはいつになんのかなというようなことがあるかと思うんですけども，その中で，やはり検査というのは非常に必要になってきます。

それで，先ほど部長が人の移動の話をされましたけども，これはＧｏＴｏなんかでね，国は，やんなきゃいいものを，またＧｏＴｏを３次補正の予算にね，多額に入れているわけなんですけども。

ただ，今ここで問題になっているのが，高齢者施設とか，そういったデイサービスだとか，そういった中で，そこの人の動きというのは，そんなに，ＧｏＴｏとかそういった動きとはまた違うとは思うんですよね。ですから，そこに働きに行ってる方が，やはりその施設の中で広めちゃいけないものを広めたら大変になる。やっぱりそこはね，ぜひとも町としては考えていただきたいんですよ。

ですから，先ほども言ったように，無症状者が広めてしまうというのは本当ある。今までいろんな病気，世界的に言うとパンデミックが何回か起きましたけれども，知らない間に無症状の人が他人様に広めてしまうというね，このコロナウイルスに関しては，非常にこれ恐ろしい病気だと私は思います。

ですから，今，部長がね，おっしゃったように，ワクチンももちろんしっかりやってもらいたい。その中で，なおかつ無症状者に対する検査，これをね，ぜひともね，拡充していただきたいんです。特に，全員に検査しろということはね，もちろんね，言ってませんけども，今回の質問の中では，こういった高齢者施設とか，そういった，高齢者に対して手を差し伸べている人たちも含める中で，やはり高齢者がかかってしまったら大変なことになってしまうということもありますので。

一応ね，今，部長のね，考えを聞いたんですけども，今の話の中で，ちょっとこれは聞いていいか悪いか，町長，何か感想がもしありましたら一言お願いします。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　まず，先ほどから聞いておりますけれども，ＰＣＲ検査というのは大事なことだと思いますけれども，１回検査したら，度々定期的に検査しないといけないっちゅう問題点あります。ワクチンについては，１回して，２回すれば，何とかそれから持ちこたえるということで。

昨日もちょっと町村会の臨時会議がありましたけれども，高齢者施設，介護施設を含めて，そこで通所している従事者を含めて全部そこでやってしまったらいいんじゃないかというような提案を，これ茨城方式ということでやったほうがいいんじゃないかといって昨日も提案をしてきました。そういったことのほうが，定期的に何回もＰＣＲやるよりいいんではないかというふうに思っています。

ですから，今回の，できるだけ，無症状の人たちが結局入り込んでいってしまうというようなことが，自分も分からないわけですから，本当はいいんですけれども，できれば，今，阿見町でＰＣＲ検査をやっていますから，そこでやってもらうということと，それから早くワクチンが配布されるようになって，早く打ってもらいたいというようなことで，そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　どうも突然指名して。ありがとうございました。

今ね，町長おっしゃったように，やはり無症状者の人が，しっかりここをどうつかめるかっていうのはね。ですから，町のＰＣＲ検査，前ちょっと聞いたら，町のほうで１週間に50人でしたっけ，やられているやつで，何か人数がちょっと下がっているようなこともちょっと聞いて，今何人になったのか分かりませんけども，今回の一般質問の中とは違うんですけれども，前の質問の中で，やっぱりそういったとこにも町から補助金出したらどうかというのは，ちょっとお話しさせていただいたかと思うんですけども，そういった中でですね，町民の方に対して積極的にＰＣＲ検査をね，受けていただくような形，または老人施設の中でね，働いている人にもね，ぜひとも受けていただくような形でお願いいたしまして，私の質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　これで，10番永井義一君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午前１１時５３分休憩

午後　１時００分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま，12番平岡博君が出席いたしました。したがいまして，ただいまの出席議員は17名です。

次に，２番落合剛君の一般質問を行います。

２番落合剛君の質問を許します。登壇願います。

〔２番落合剛君登壇〕

○２番（落合剛君）　皆さん，こんにちは。立憲民主党の落合剛でございます。

私が阿見町の町議会議員になって，早いもので１年がたとうとしているところであります。長いようで短い１年でしたが，その間，世間では様々なことがありました。新型コロナウイルス感染症の大流行から，全国各地では不要不急の外出を控えるようになり，首都圏では緊急事態宣言が発令され，茨城県におきましても独自の緊急事態宣言が発令され，さらに外に出る機

会が少なくなっております。県独自の緊急事態宣言は解除されましたが，いまだ予断を許さないところであります。

こういったことから，外に出る機会が少なくなり，家などで過ごす時間が多く，そこで触れる機会が必然的に増えるものの１つとして，インターネットが増えると考えております。特に近年は，スマートフォンの普及などから，インターネットに触れる機会がさらに加速しております。

子供たちに焦点を当てますと，以前よりインターネットによるトラブルはメディアなどで多数取り上げられていましたが，近年の事例などは，さらに数を増し，社会問題になってきており，教育機関においては，ＧＩＧＡスクール構想によりＩＣＴ化が進み，児童一人ひとりがタブレット端末を持つことにより，こういったトラブルの数も増えるおそれがあると感じております。

それでは，通告に従いまして，一般質問に入らせていただきます。

近年のインターネットトラブルなどに対する阿見町の取り組みについてお尋ねいたします。

１点目は，阿見町で把握している，小学校及び中学校のネットいじめ等の件数は。

２点目は，実際にあった阿見町においての小学校及び中学校のネットいじめの事例はどのようなものがあるか。

３点目，匿名性が高く認知されにくいネットいじめ，こちらを未然に防ぐため，阿見町としての現在の取組と今後の具体的な施策は検討しているか。

以上３点を，答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。失礼します。じゃあ，初めに，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　近年のインターネットトラブルなどに対する阿見町の取り組みについての質問にお答えいたします。

午前中行われました紙井議員の質問に対する答弁とかなりダブるところがありますけれども，御了解いただければというふうに思います。

１点目の，小中学校のネットいじめの件数についてであります。

今年度，学校で相談を受けたり認知した件数は，現在のところ46件であります。

２点目の，ネットいじめの事例についてであります。

主なものとしては，小学校の大半がオンラインゲーム上での人間関係のトラブル，中学校の大半がＳＮＳの不適切な使用であり，それぞれ学校が家庭と連携して対応し，解決している状況です。

３点目の，ネットいじめを未然に防ぐための教育委員会における取組についてであります。

学校においては，情報モラル教育を，学級活動，道徳，保健体育などで多面的に，それぞれの発達段階に応じて学校で指導しています。また，今年度はコロナ禍の影響で集合研修は難しい状況でしたが，専門の指導員を招聘して，情報モラル教室等も実施しています。また，小中学生が関わるトラブルやフィルタリング等についてのパンフレットを配布するなど，安全な使用についての啓発を行っております。

学校におけるコンピュータの使用に当たっては，セキュリティソフトやフィルタリングソフトを導入し，安全に端末を使用できるようにしております。

今後は，新たな情報を組み入れながらも，これまでの取組を継続していきたいと考えております。

町における取組については，町長から答弁いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　３点目の，町の取組と今後の具体的な施策についてであります。

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり，便利になる一方で，同じインターネット上での他人への誹謗中傷やいじめなど，人権やプライバシーの侵害といった問題が全国的に取り沙汰されております。

当町では，人権擁護委員による人権相談を２か月に１回，役場庁舎の会議室を会場として実施しておりますが，インターネット上でのいじめ等による人権侵害についての相談実績は，これまでありません。

そのほかにも，水戸地方法務局土浦支局内に人権相談所が設置されており，インターネット上の書き込み削除依頼方法の案内をするほか，自身での削除依頼が困難な方については法務局が削除の要請を行っております。

今後，法務省が掲げている「インターネットによる人権侵害をなくそう」を町も強調事項として掲げ，インターネットを悪用することなくお互いの人権を尊重した行動を取るよう，広報あみや町ホームページへの掲載等による啓発活動を行ってまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　答弁ありがとうございます。

それでは，何点か再質問をさせていただきます。

３点目の再質問ですが，教育委員会の取組で，学校ではインターネットの安全な使用の啓発

活動や，コンピュータの使用に当たりセキュリティソフトやフィルタリングソフトを導入して安全に使用できるとありますが，子供のいる，それぞれの家庭の保護者に対しての，町の取組は，その啓発活動以外にはどういったものがありますでしょうか。学校のほうで，教育委員会の取組で，学校では，そういったフィルタリングソフトとか，学校ではそういう安全な使用の啓発活動を行っていると思うんですけど，学校から，教育委員会のほうから，保護者に対して，その啓発活動以外で，何かそういった取組とかっていうのはあったりするのかっていうことなんですけども。そういったものはないでしょうか。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　はい，お答えいたします。

特に啓発活動といいますか，県や文科省からの通知等を使いながら，保護者に周知徹底していることと，それプラス学校便り等を使いまして，ＳＮＳの安全な使用等について連絡をしているというところであります。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　ありがとうございます。

そうすると，その報告，そういった学校便りとか手紙からの，やっぱりそういう説明というか，そういうお知らせだけっていう，今はそういった取組だけっていうことになりますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　指導室長東治樹君。

○指導室長兼教育相談センター所長（東治樹君）　お知らせを学校のほうから保護者のほうにお願いしているっていうこともありますけども，あとは家庭教育学級等での様々な取組，それから，先ほどありましたけども，情報セキュリティ教育等で外部講師を招聘しての講演会等に関しまして，児童生徒だけではなく保護者も取り入れた活動等に関しましては，次年度以降も考えていきたいというふうには思っております。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　ありがとうございます。引き続き，その活動を進めていただきたいと思います。

もう１つ，３点目のほうでの再質問なんですが，人権擁護委員による人権相談を２か月に１回実施しているというのがありますが，これ，今後回数を増やしていったり，また，こういったインターネットトラブルに特化して，気軽に相談ができる，お子様，保護者の方々が，そういった気軽に相談ができるような整備っていうのを，阿見町独自で設置していくようなこととかっていうのは考えていますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応，人権擁護委員に関する人権相談に関しましては，法務局が主催となりますので，法務局等と相談しながら今後は進めてまいりますが，保護者等が，一般の町民の方が気軽に相談できるような形とか，あとは講演的なものについては，ちょっと今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　ありがとうございます。ぜひそちらも，今後，そういったものがさらにちょっと恐らく増えてくる，阿見町だけじゃなくても，全国的にどんどん増えてきているので，ぜひこちらのほうを前向きに検討していただきたいと思います。

ほかの自治体の例を挙げますと，こちらはもう，ちょっと５年前になっているんですけれども，ＬＩＮＥいじめの対策などに，千葉県の柏市のほうでは，ＬＩＮＥいじめの可能性を発見できる監視アプリ，Filiiというのを，中学校の保護者に対して無償提供する実証実験，そういったものを行っていたようです。また，子供からのいじめの通報アプリでＳＴＯＰitっていうのを，同市の，同じ柏市の中学校の全生徒に提供したりしているようです。

このように，自治体によって独自の取組を行って，いじめを抑制したい，こういったインターネットのトラブルを拡大させないようにしているところが，調べますと多くありました。

阿見町におきましても，ぜひこのようなインターネットトラブルに対しての取組を前向きに行っていただきたいとお願いをいたしまして，私のこちら一般質問を終了させていただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，２番落合剛君の質問を終わります。

次に，13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔１３番川畑秀慈君登壇〕

○１３番（川畑秀慈君）　皆さん，こんにちは。

通告に従い，一般質問をさせていただきます。

今日は１点目はドローンで，専門は樋口議員なんですが，私のほうからちょっと質問させていただきたいと思います。

近年，ドローンは多くの分野で活用されています。テレビでよく見かける空撮――空からの撮影ですね，で用いられるほか，災害救助や生態確認，輸送，物流，インフラ点検など，活用される分野が年々拡大しています。

すぐ近くの石岡市でも，平成29年11月，茨城大学航空技術研究会と災害時における無人航空

機による情報収集に関する協定を締結いたしました。そして，災害時の状況把握や，有害鳥獣の生態系調査，公共施設などの簡易点検，まちの情報発信などの分野においてドローンの活用が有効であると考え，平成元年10月から具体的な検討を開始し様々な取組を進めています。

また，熊本県の南小国町では，平成30年からドローンを活用したまちづくりを実施しており，こちらも災害対策，鳥獣害対策，観光振興，不法投棄対策など，様々な分野でドローンを活用しています。そして，現在，多くの自治体が取組を始めています。

そこで，阿見町のドローンの取組について伺います。

この個人レベルで手軽に操縦できるドローンは，その利便性から，驚くべき速さで様々なビジネスでの活用が進められています。もともと軍事用途が圧倒的なシェアを占めていましたが，今後は，産業，ビジネス分野のシェアが拡大すると見られており，その動向に期待がかけられています。その中，自治体においても，次世代の新技術，新産業として注目し，取組が進んでいます。特に先進的な取組をしている自治体では，災害時，また農業振興時にドローンの活用が急速に拡大しています。

そこで，質問いたします。

１点目，土浦市ではドローンの運用会社とこの３月に災害協定を締結する予定です。阿見町では災害時のドローン活用の可能性についてどのように考えていますか。また，町の災害協定締結への取組について伺います。

２点目，平常時の自治体におけるドローン活用についてどのような活用方法並びにメリットがあると考えていますか。

３点目，阿見町におけるドローン導入への取組はどうなっていますか。

以上３点についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　川畑議員の，阿見町におけるドローンの活用についての質問にお答えいたします。

１点目の，阿見町では災害時のドローン活用の可能性についてどのように考えていますか，また，町の災害協定締結への取組についてであります。

ドローンは正規名称を小型無人航空機といい，上空からの視点で物を捉えることができる優れた機器として，車両や人の移動が難しい場所での空撮ができるほか，無人機の特性を活かし，危険と思われる空間に入っていくことも可能です。この利点を活用することで，災害時にも安全な場所にとどまりながら，被害状況の確認，要救助者や行方不明者の捜索活動を行うことが

可能となり，的確な避難指示や救助活動につながるものと認識しております。

県内でも災害時の情報収集や救助活動に活用する目的でドローンを導入したり，ドローンを扱う協力団体や事業者等との災害協定を締結して，効果的な運用を図ろうとしている自治体が増えております。

当町においても，先進自治体の動向を参考にしながら，災害協定の締結に向けて前向きに検討してまいります。

２点目の，自治体における平常時の活用方法並びにメリット，３点目の，阿見町におけるドローン導入への取組については，関連しておりますので，一括してお答えします。

１点目でもお答えしたように，上空からの視点で物を捉えることができるため，空撮に関係する分野で大きなメリットがあると考えられます。そのほか野外作業や運搬業務などが考えられ，農業分野における利活用につきましては，水稲をはじめとした土地利用型作物の農薬や肥料の散布，播種，農産物等運搬，鳥獣被害対策等への活用や普及が期待されております。

町では，現在，ドローンの活用に対し具体的な振興策は行っておりませんが，町農業の担い手である認定農業者等からドローンの講習会や機体購入についての問合せや要望もあることから，近隣で行われるドローン講習会へ御案内するとともに，参加者への支援をすることで農業経営の効率化につなげてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　それでは，再質問に入りたいと思います。

稲敷広域消防本部でドローンを導入したと聞いております。この導入時期と目的についてお伺いをいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

稲敷広域消防本部の情報によりますと，令和元年７月１日よりドローンを導入しているとのことです。導入の目的は，災害現場におきまして上空からの情報収集活動を容易にし，消防署員，消防職員が立ち入ることが困難な場所の情報を取得したいとのことです。

具体的には，建物災害，エリア災害での延焼状況や残火状況の確認，水難事故現場における要救助者の捜索等に活用したいとのことです。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　分かりました。そうしますと，今，何台保有しているのか。そしてまた，配置部署はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

これも稲敷広域消防本部からの情報によりますと，現在，消防本部，阿見署，いなほ署に計３機を配置しており，阿見署では令和３年２月，今年の２月１日から運用開始されているとのことです。来年度，令和３年度からは，さらに３台購入して，稲敷広域消防本部管内全５署に配置する予定と聞いております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　今，こちらで阿見署で今年の２月１日から配備ということなんですが，実際に使ったことはあるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

阿見署からの情報によりますと，火災原因調査での空撮や，水難事故での要救助者の捜索活動に活用しているという情報を受けてます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

ということは，実際に活用したという実例はあるということでよろしいですか。はい。

そうしますと，阿見消防署における取扱いの職員の数と，その資格はどうなっているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

これも阿見消防署からの情報によりますと，取扱職員は現在11名で，資格は取得していないと聞いております。ドローンは法律上誰でも操縦することができるため，公的な資格や免許は必要ないとのことです。緊急時などの慎重な対応が求められる場面では，安全かつ的確に操縦できる操縦士の知識と技術が重要となるため，そのため，ドローンスクールでの研修に参加し，来年度，令和３年度には２名が資格を取得する予定と聞いております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　稲敷広域の管内で，活動実績，そしてまたそのメリットをどのように感じていらっしゃるかお伺いします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

これも稲敷広域消防本部からの情報なんですけれども，消防本部によりますと，火災原因調査での空撮や，水難事故での要救助者の捜索活動に使用しているとのことです。

メリットとしましては，迅速正確な情報を広範囲で得ることが可能であり，上空を瞬時に確認して行動することができる。また，機種によっては，赤外線技術による録画も可能であるため，火災現場において，上空から残火確認や要救助者の捜索に有効であるとのことでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　ところで，部長にちょっとお聞きしたいんですが，ドローンが実際どのように使われているかという，そのデモンストレーション的なものを実際に見たりとか，また動画で確認されたことありますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

私は，ちょっと残念ながらですね，実際の活動状況をこの目で見たことはございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　ぜひ見ていただくと，また実感として様々な町の業務でも使えるかなといったところが，またいろんなアイデア，考えが出てくるんじゃないかと思いますので，ぜひお願いしたいと思います。

次にですね，先ほどもちょっと紹介しましたドローンの活用の先進地，石岡市であったり，熊本県の南小国町の活用例，この辺は調べたり，また状況は把握されましたでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

石岡市さんと，熊本県の南小国町さんの状況は調べてございます。

ちょっと調べた内容としましては，石岡市としましては，令和２年10月に，市職員によるドローン運用チームを結成しまして，市営住宅の屋根部分の点検，農地の確認，市内小学校の防災学習等に利用したり，企業や大学等と協定を締結して，ドローン活用の体制を整えてるとのことです。

熊本県南小国町では，2016年度の総務省モデル事業の実用化事業をきっかけに，ドローンを利用した鳥獣害対策や観光振興，町内危険箇所の把握等に利用されており，災害時には，ドローン等を利用して蓄積してきたデータを基に，災害対応が円滑に行われるような体制を構築しているとのことです。具体的には，ドローンを通じて得られた映像等の情報がクラウド上にあ

ります地図に蓄積され，関係機関がその情報を確認することによりまして，情報収集と情報の共有にかかるコストや時間の削減を実現しているところです。

阿見町におきましても，こういった状況がありますので，これは先進事例を参考にしながらですね，平時とか災害時の有効活用に向けまして，引き続きドローンについての調査研究を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　ぜひお願いしたいと思います。

一昨年ですか，たしか夏場，高齢者の行方不明があって，残念ながら，ちょっと見つかるのが遅くて亡くなられたという，ちょっとそういう残念な事件がありましたが，やはりこれ，空撮で赤外線のカメラを使って飛ばしてやると結構簡単に空から見つかりますので，ましてや高齢者の場合，徘回されたといってもそんな遠くへ行けない。行けない中で，山があったり林があったり，ちょっとなかなか徒歩で確認するのは難しいところでも，実際に飛ばすと，すぐにこれは分かりますので，ぜひそういうものも，実際に使っている業者，多分，頼めばデモンストレーションもやってくれると思いますので，ぜひ活用して確認をして，ある意味では，災害時に活用する，平時にも活用する。また，そういう捜索で，また捜索困難な場合にも，これ夜でも一発で分かりますので，ぜひ確かめて確認をして，導入検討のほうをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして，昨年ですね，議会でもちょっといろいろ議論がありました霞クリーンセンターの施設の劣化状況，足場を組んだり壊したりというので，期間がどんだけかかったんだとか，経費は無駄だとか無駄じゃないとかって，議論がいろいろ議員の中から話がありましたが，そのときにかかった時間と金額，どのぐらいかかったのか，お願いしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

霞クリーンセンターの工事について，ちょっと調査しましたところ，外壁調査の日数としましては，管理棟や焼却棟，煙突等を合わせて約30日間，調査に時間を要しています。実際かかった費用につきましては，その３か所を合わせて約200万円ということになっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　今，ドローンで測量をやったりっていう技術も結構発達してきまして，特に建物の劣化を調べたり，それは非破壊検査，赤外線で全部調べて，特殊なソフトがあるらしいんですね。そこに撮った写真を全部データとして入れるときちんとしたデータが上が

ってくる，非常に精度が今，よくなっているそうです。二，三年前とは雲泥の差で，実用化に向けて結構使われている。

これもいろいろと例が出ております。先日の農業新聞なんかでも出ておりましたし，１つは圧倒的に人手が要らない。時間が非常に短縮できる。当然経費も，その分削減はされますので，例えば，太陽光発電の点検，赤外線で温度見ると，よく発熱しているとかしてないとかで一発で分かりますので，発熱してないところを集中的にメンテナンスを行うというやり方。これだと，今まで作業員が９時間かかっていたのが大体50分で終了と，大体10分の１になってるとか，また建物の外壁調査，今ありましたが，赤外線のカメラで，ハンディタイプのやつで２か月から３か月かかっていたのが大体１週間で終了するというような話です。

ですから，こういうことも含まれていますと，ぜひ，ドローンの活用の仕方も様々ですし，そういう部分からすると，農業振興課だったり，また防災危機管理課だったり，各担当課で，将来的には何人か使える資格を持つ人をつくっていくことが，やはりもっと多様に使えるようになるかなと思うんで，今が今というわけではありませんが，ぜひ，こういうことも将来的に検討していただいて進めていただきたいと思います。

どうでしょうか，部長，その辺は。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　お答えします。

先ほどの稲敷広域のドローンの使用なんですけれども，私，就任してすぐに，このドローンについて広域のほうに要望いたしました。それが実現をしたわけでありまして，ですから阿見署のほうにも配置がされたということであります。

これはやはり捜索等を含めてですね，ドローンの活用というのは大事なことで，私も，５年ぐらい前でしょうかね，行方不明者の捜索のときに，私の友人にお願いをして，空撮で実穀地区を飛ばしてみましたけれども，大変すばらしい映像で，びっくりした覚えがあります。これは使えるというようなことで提案をしたわけでありますけれども，町で使うということになりますと，やっぱりオペレーターもやっぱり必要になってきます。また，前も予算ということで，提案がありましたけれども，かなりの機械のドローンが高かった印象があります。これであれば外注したほうがいいんではないかなっていう思いがあって，そのままになっておりますけれども，今後，必要であればですね，検討していきたいというふうに思ってます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　ありがとうございます。年々いろんな機種が出て，金額も，ある意味ピンキリで，高性能なものは非常に高いですし，そうじゃないものはそんなにお金出さなく

ても買えるという中で，何らかの形で取り組み，また民間の業者もうまく使いながら進めていただければと思います。

じゃあ，以上，１点目のドローンについては終わります。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　２点目の，人口減少と財政運営についてお伺いをしたいと思います。

執行部の皆さんには，多分こういう紙の資料が行ってて，日本の総人口の推移，だんだん減っていくというのが載ってます。次に，阿見町の年齢別人口の推移，これは議員さんにもデータで入っていると思います。そして最後に，令和元年度の決算カードが入ってます。これを基にちょっとお話を，また質問をさせていただきたいと思います。

日本の地域別の将来人口推計，これによると，市区町村別の将来人口推計について，次のような報告があります。2045年の総人口は，７割以上の市区町村で2015年に比べ２割以上減少します。そして2045年には65歳以上の人口が50％以上占める市区町村が３割近くに達する見込みである。

そこで，阿見町の人口減少と財政運営についてお伺いをしたいと思います。

１点目，阿見町の2045年までの人口推計を伺います。

２点目，2045年までの生産人口年齢の割合はどのように推移をしますか。

３点目，令和元年の普通建設事業費は約14億8,900万円ですが，この財源の内訳について伺います。

４点目，2010年代，2020年代，2030年代，2040年代の既存の社会資本の維持管理更新費用について伺います。

５点目，民生費，土木費，教育費，公債費の1995年から５年ごとの経常経費充当一般財源の推移はどのようになっていますか。

６点目，建物の更新費用の目標について，年間６億円を建物の更新費用の目標ラインとしますと出ておりました。40年間累計で240億円。インフラについては，その概数，年間17億円をインフラの更新費用の目標ラインとしますと。累計で680億円が乗せられています。この詳細な説明を求めます。これ，公共施設等の総合管理計画の20ページに載ってる内容です。

続きまして，７点目，今後40年間の予測される上記の金額について伺います。国の補助金を抜いて，除いて，町単独の財政負担は幾らになりますか。新規投資枠の金額の推計はどうなっていますか。このときの借入金の償還額は幾らくらいになりますか。現在の公債費の償還額と比べてどのように変化をしますか。

８点目，地方交付税の減少が見込まれ，全体として微減傾向で推移することが想定されます。これも先ほどの管理計画の18ページに載ってる内容です。とありますが，一般財源の見込額の

予想と，2010年から45年までの歳入歳出の金額及びシミュレーションはどうなっていますか。

９点目，扶助費や繰出金が増加傾向にあり，全体的に微増で推移します。政策的な事業は歳入歳出差引きの部分で取り扱うものとなりますが，歳入歳出差引きが減っていき，財政の硬直化が進んでいくことが読み取れます。これは経常収支比率がどんどん高くなっているということですね。公共施設等の更新に充てる費用を将来的に確保するためには，公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくだけでなく，町全体として継続的な歳出削減及び行政改革を進めていく必要があります。これは19ページ載っていました。とありますが，具体的な取組について伺います。

以上９点について質問をいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　人口減少と財政運営についての質問にお答えいたします。

１点目の，阿見町の2045年までの人口推計についてであります。

当町では，令和元年度に，第２期阿見町人と自然が織りなす，輝くまち創生総合戦略人口ビジョンを策定いたしました。その基礎データになっているのが国立社会保障・人口問題研究所が2015年国勢調査を基にした人口推計です。この推計は，人口増につながる施策を行わないと仮定したものですが，その場合，阿見町の人口は，2030年に４万4,063人，2045年には３万8,247人まで減少すると予測されております。

２点目の，2045年までの生産年齢人口の割合の推移についてであります。

こちらも社人研の推計によると，阿見町の生産年齢人口の割合は，2030年に57.1％，2045年には51.4％にまで減少すると予測されており，少子高齢化がさらに進行すると推計されております。

３点目の，令和元年度の普通建設事業費４億8,900万円の財源内訳は，国県支出金が２億3,600万円，地方債が４億8,500万円，諸収入が7,400万円，前年度からの繰越事業に充当する繰越金を含めた一般財源は６億9,400万円です。

４点目の，2010年代，2020年代，2030年代，2040年代の既存の社会資本の維持管理更新費用についてであります。

公共施設等総合管理計画では，2017年から2056年まで40年間の建物とインフラの更新費用を試算しており，建物とインフラを合算した費用の年間平均値は，2010年代は18億円，2020年代は19億円，2030年代は20億円，2040年代は32億円となっております。

５点目の，民生費，土木費，教育費，公債費の1995年から５年ごとの経常経費充当一般財源の推移についてであります。

目的別の経常経費充当一般財源は整理していないため，決算額充当一般財源等の額でお答え

します。

民生費の充当一般財源は，1995年度が10億円，2000年度が14億円，2005年度が18億円，2010年度が21億円，2015年度が26億円，2019年度が28億円となっております。５年ごとに３億円から５億円ずつ増加し，30年間では18億円増加しております。

土木費は，1995年度が23億円，2000年度が21億円，2005年度が21億円，2010年度が16億円，2015年度が13億円，2019年度が12億円となっております。2010年度に５億円，2015年度に３億円減少し，30年間では11億円減少しております。

教育費は，1995年度が12億円，2000年度が14億円，2005年度が13億円，2010年度が13億円，2015年度が15億円，2019年度が16億円となっております。30年間では４億円増加しております。

公債費は，1995年度が８億円，2000年度が18億円，2005年度が19億円，2010年度が17億円，2015年度が13億円，2019年度が14億円となっております。クリーンセンターや総合保健福祉会館などの起債償還により，2000年度から2010年度は17億円から19億円と多くなっております。

６点目の，建物及びインフラの更新費用の目標ラインについてであります。

目標ライン設定の根拠は，建物及びインフラともに，2010年度から2015年度までの６年間の実績から算出した平均値であります。

建物については，６年間に耐震工事や学校給食センターの建替え工事等を実施しており，その年間平均値が５億7,000万円であるため，６億円を目標ラインとしております。

インフラについては，道路・橋梁，水道管渠，下水道管渠，農業集落排水管渠の新設や更新工事，用地取得費の実績に基づき算出しており，その年間平均値が16億6,000万円であるため，17億円を目標ラインとしております。

７点目の，国の補助金を抜いて町単独の財政負担は幾らになりますかについてであります。

40年間の財政負担については，公共施設等総合管理計画で試算している，建物とインフラを合算した40年間の更新費用が1,038億9,000万円となっております。国の補助金や地方債など，財源の検討は行っていないため，町単独の財政負担については試算しておりません。

新規投資額の推計についてですが，建物を新たに建て替える費用は，40年間で67億円となっております。このときの借入金の償還額及び現在の償還額との違いについてですが，財源の検討を行っていないため，地方債償還額等の推計も行っておりません。

８点目の，一般財源の見込額の予想と，2010年から2045年までの歳入歳出の金額及びシミュレーションについてであります。

2045年までのシミュレーションは行っておりませんので，2023年度までの推計でお答えします。

臨時財政対策債を含めた経常一般財源は，2019年度が96億円になっております。今後は，

2021年度から2023年度まで100億円程度と見込んでおります。

歳入総額は，2010年度が153億円，2015年度が159億円，2019年度が163億円になっております。今後は，2021年度から2023年度まで160億円前後で推移するものと見込んでおります。

歳出総額は，2010年度が141億円，2015年度が150億円，2019年度が156億円になっております。今後は，2021年度から2023年度まで，歳入同様160億円前後で推移するものと見込んでおります。

９点目の，町全体の継続的な歳出削減及び行政改革の具体的な取組についてです。

町全体の継続的な歳出削減としては，３か年実施計画による事業の厳選とスクラップ・アンド・ビルド等，行政改革に取り組んでおります。行政改革の具体的な取組としては，ふるさと納税の推進，荒川本郷地内町有地の計画的な処分，外部評価による事務事業の見直しなどになります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　分かりました。

まず人口問題から再質問させていただきます。

人口推計の答弁で，2045年には現在と比べて約20％減少する。これ全国平均と，やはり同じような推移を示しているようです。そうしますと，現在の人口を100とすると大体80という数字が出てきます。これを基に，また生産年齢人口について，2030年，2045年，現時点，2015年時点を現時点でいいと思うんですが，その時点を100とすると，どのように推移をしていくか。そしてまた，高齢者人口は，同じように2015年を100とすると，2030年，2045年は幾つに推移していきますか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

まずですね，生産年齢人口ですね，2015年の２万9,283人を100としますと，2030年が２万5,149人で86，2045年が１万9,644人で67と減少していく推計となっております。

高齢者人口につきましては，2015年の１万2,094人を100としますと，2030年が１万3,794人で114，2045年が１万4,324人で118と増加していく推計となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　自分も，ちょっと同じように後期高齢者もちょっと調べてみたんですね。そうすると，2045年，大体150％を超していく，今の1.5倍を超えるというような試算になってきます。

こちらのグラフを見て，人口推計見ると，2015年と2045年，１万人近く減る中で，どこが減ったのかというと，生産年齢人口なんですよね。現役世代がそっくり人口減の中で減ってく。そして高齢者が増えていく中で，後期高齢者は今の1.5倍になる。多分，間もなく定年を迎える公室長であったり，朝日部長であったりというのも，このときはしっかりと後期高齢者で，80代半ばに手が届くかといったところで，今の1.5倍。ですから，これが2070年とか80年の先のことを言うんじゃなくて，25年後っていうと，そんなに遠い将来ではなくて，ある意味では，間もなくやってくる現実の世界だと思います。

そういう中で，次にちょっと伺いたいと思います。生産年齢人口の減少に伴い，一般財源の税収はどのような影響を具体的に受けていくと思いますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

一般論になりますけれども，生産年齢人口が減少すれば，税収自体は減少するものと想定されます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　どのぐらいっていったところは全く試算はしてない。ただ減るということだけは分かっているという認識でよろしいですか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，試算のほうを行っておりませんので，おっしゃるとおりでございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　経済状態が変わらなくて生産年齢人口が１万人少なくなるということを想定すると，多分，市町村民税の減収は，大体検討はつくかと思うんですね，社会状況が変わらなければ。あとは，こちら見ていただくと，税収は途中から逆転してます。所得税から固定資産が高くなっていく中で，その中の市町村民税は間違いなく減っていく。

じゃあ，どのぐらい減るのかという，その辺はちょっとまだ試算してないようなんで，次に行きますね。

３点目の，普通建設事業費の内訳で，地方債の４億8,500万円と諸収入の7,400万円について，より詳しい説明を求めたいと思います。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

地方債の内訳でございますが，学校教育事業債２億4,900万円，社会資本整備総合交付事業

債が7,700万円，道路舗装修繕事業債が6,700万円，先ほど，すいません7,700万円ですね，社会資本整備総合交付事業債が7,700万円，道路舗装修繕事業債が6,700万円，それから保育所整備事業債が3,700万円，防災・安全交付金事業債が2,300万円，消防施設整備事業債が1,800万円などになります。

諸収入の内訳でございますけれども，県からの阿見吉原地区の公園緑地整備負担金7,100万円，下水道会計からの道路復旧負担金が300万円となります。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　そうしますと，この地方債の４億8,500万円の中で，毎月返済していく中で，国からの補助等はこの中には含まれていますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

交付税措置でございますけれども，地方債の分の借入分のですね，37.3%が交付税措置されますので，１億8,400万円となります。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　そうしますと，普通建設事業費の中で，地方債は全部町が持ち出すんではなくて，交付税措置がされていると，そういうことが認識，改めてできたと思います。

次にですね，５点目の質問の，決算額充当一般財源の推移見ると，民生費が大きく増加し，土木費が大幅に減ってます。これは分かるんですが，教育費は今のところ大きな変化はない。ただ，ＧＩＧＡスクール等で，また予算はこれはかさんでくるかと思います。人口減というか，少子化の中で，それは徐々に減っていくことも，そういう傾向があるかと思うんですが，これらの決算額充当一般財源は今後どのように変化すると見ておられますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

土木費，それから教育費，公債費につきましては，横ばいで推移すると想定しております。民生費についてでございますけれども，歳出総額で毎年5,000万円ほど上昇する見込みでございまして，特定財源を除いた充当一般財源としましては，その４分の１の負担が増えるものと想定しております。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　更新費用の目標ラインの詳細について答弁がありました。この６億円及び17億円を設定しています。この項目の中で大きな負担となっている事業は何になりますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

公共施設等総合管理計画でございますけれども，建物の建替え，それから大規模改修について，2017年から2056年の40年間の累計で335億円を算定しておりまして，その主なものでございますけれども，小中学校が162億円，町営住宅が54億円，公民館などの社会教育施設が40億円，総合保健福祉会館などの福祉施設が25億円となっております。

インフラにつきましては，40年間累計で703億9,000万円を算定してございまして，主なものにつきましては，上水道管渠が250億円，下水道管渠が219億円，道路が196億円などとなってございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　じゃあ，続きまして，更新費用の目標ライン，これが推定どおり適用される条件はどういうことが考えられますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

これも公共施設等総合管理計画の中でございますけれども，３つの基本方針ということで設定をしてございます。

１つ目は，コストの抑制と財源の確保として，修繕等維持管理費のコストの削減を図りまして，予防保全による施設改修費用の平準化を図ること。

２つ目は，計画的な保税によります施設の長寿命化ということで，耐用年数を延ばすということでございます。

それと，３つ目は，公共施設の延べ床面積の適正化としまして，30年間で公共施設の延べ床面積を20％削減する，面積の適正化を進めるということでございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　もう１点，新規投資額が40年間で67億円と先ほどありましたが，その内容は何でしょうか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

計画におけます67億円の内容につきましては，小中学校で50億円，町営住宅163棟で16億円，学校区保育所と児童館で１億円となっております。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　ありがとうございます。

今，るる，ちょっとお聞きしてきましたけども，今，歳入歳出の推計はして，多分おられない。してないがゆえに，ちょっと将来の推計値，また負担がどうなっているかっていうのはち

ょっと分からないって話が出てきたと思うんですが，さいたま市であったり，そしてまた鎌倉，そして神奈川県のどこだったかな，ちょっと待ってくださいね。秦野市ですか，そこは，どういう感じで事業費出しているかというと，将来の平均が幾らかっていったところとの町単独の事業費をまず算出してます。その単独の中の年平均は幾らになって，そしてまた，現在の事業費と比べて財源不足があるかないか，その辺を分析して，将来の推計を出しています。

さいたま市は120万人を超す人口で，経済規模も阿見町とは全然違うし，まだまだ人口は減少しません。あと10年間ぐらいは微増で増えてく中で，その後，人口が減ってく。そういう中で，将来の負担率というのはどのぐらいあるのかというと，多分推計で出してきたのは，総計の40％，たしか２兆8,000億くらいの総計で，そのうちの40％ですね。

秦野市の場合は，やっぱりこれも将来の推計をして，市の負担率は総額の60％を想定してやっています。この間を取ったらいいのかどうなのかは，阿見町の場合は，まだ何とも言えませんけども，やはりそういう推計を１つ将来に向けてこれからはつくっておかないと，財政的な１つの盤石な裏づけとはちょっとなりにくいんじゃないかというところが１つ。

それと，歳入歳出全てにおいて統計データを取ったのが鎌倉です。鎌倉市の場合は，2014年からずっと推計を取って，2018年で歳入と歳出が逆転したようです。それが今だんだんだんだん乖離して，歳入のほうが少なくなってきている。ですから，ある意味で，立地としては，非常に観光立地であったり，住宅立地としても人気の高い鎌倉でも，将来見ると，非常に厳しい将来が見られると。その中で，ほかの自治体と違うのは，2030年までは固定資産税が微増するそうです。住宅立地が非常に魅力ある。地価価格が非常にある程度安定しているので微増していく。そういう中で推計を立てているんですが，それでも非常に厳しい。

ですから，この阿見町においても，ぜひ将来の推計，今が今というよりも，これはある意味で，ちょっと作業的にも煩雑で細かくなってくるかと思うんですけども，ぜひその辺のところを進めてやっていただきたいと思うんですが，どうでしょうか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

財政計画につきましては，現在，３か年実施計画の策定に併せまして，中長期的な財政推計としまして毎年ローリング方式で策定をしております。計画期間をどの程度にするかということもございますけれども，具体的な事業計画，それから国の地方財政計画等の関連もございますので，かなり長期間にわたるというのは難しいかもしれませんが，将来的に必要になるということは認識してございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　将来的に人口減の中で厳しくなるのは見えて，ある程度は推計はで

きてくる。ただ，阿見町の場合は非常に立地が恵まれているという部分もあるんで，吉原が埋まってきたり，またインターの周りが非常に発展していったりすると，またそれは，将来の推計は変わってくるかと思うんですが，あまり甘い考えを持って，そういうことに乗っかってやっていくってのも，なかなかこれは人口が少なくなる中で厳しいと思うんで，ぜひそういうことも踏まえて進めていただきたいと思います。

将来の財政負担はますます厳しくなってきますが，この負担に耐えられる盤石な財政基盤を築くためには，どうしても財源の検討，また地方債償還額等の検討をきちんと行っていかなければいけないと思いますが，この点はどうでしょうか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

財源の検討でございますけれども，行政計画，実施計画等で位置づけてございますけれども，現在取り組んでおりますふるさと納税の一層の推進，それから荒川本郷地区，町有地の計画的な処分，あるいは町税，各種料金等の収納率のさらなる向上などの取組を行ってまいりたいということでございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　そういうこともしっかり踏まえていく中で，計画をしっかり持っていく。で，その中で財源の確保の問題もいろいろありまして，非常に面白いデータがちょっとあります。ちょっと待ってください。

１つは，これからは多分自治体は投資という概念をどうしても持っていかざるを得ないと思います。歳出の優先順位を検討する際に，まず投資概念を導入することが，これから多分必要になってくるだろうと。その理由は何かというと，先ほど言った人口減，高齢化の中で財源がだんだん少なくなってくる。じゃあ，どういうことに自治体として投資をすればいいんだとなってくると，１つは，ちょっと例としてお話しするのは，これは今日はちょっとお話はしません，詳しいことは。後で調べたり，本買って読んでみてください。

戦前の大阪市長の關一という人の取組，あとコンパクトシティー化の富山市がありますね。あそこが今，結構長いスパンの中でまちづくりをやってて，やはりその中で少しずつ住民が移動していく中で，固定資産的な，そういう土地の価格が安定的に上層させる，そういう施策を今打って進めているところです。富山市もちょっと面白いですね。

もう１つは，私が４年くらい前から，よく電気の売電事業の一般質問をしたドイツのシュタットベルケ。ドイツのシュタットベルケは，17世紀から18世紀に興隆を極めた官房学っていう，カメラリズムっていうんですけども，こういう都市財政をいかにして豊かにするかっていうのを，ドイツがその当時から研究して，１つの学問になっていたそうです。その１つの形がシュ

タットベルケであって，そこは後で議事録等を読んでいただくと，多分また詳しく載っていると思うんですが，非常にこれからのまちづくりとしては面白い。

もう１つが，都市計画の立て方で，多分日本ではあまりなじみがないんですが，公園緑地が資産価値を上昇させる効果。これは阿見町ではまだ確認されてないそうです。しかし，欧米としては既に19世紀後半にこれは確認されて，それが進んで発展しています。ですから，これからはそういう整備，今ある住環境をいかに快適にして，その不動産価値を高めていくかということも，非常にこれは大事なまちづくりのキーポイントになってくると思います。

例えば，フィラデルフィアの市の郊外の都市再生の中で，そこをやったところが非常に資産価値が上がってきているというような，そういう研究発表もあります。ぜひ，そういうことを踏まえた上で取組をしていただければと思います。

じゃあ，最後に一つ質問して。早急に中長期の財政計画，これはつくらないと，阿見町の将来は住民に大きな負担を強いることになる可能性も出てきます。そうなると，先ほども，ふるさと納税であったり，今回，予算書を見ても，歳入の見込みが入ってきている土地の売却費であるとかっていうのはありますけども，それ以外に，何かこれから考えてやろうとしているようなことはありますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

先ほど申し上げましたが，行財政改革大綱でございますが，５年のスパンで計画をしてございます。その中の取組，これは歳入の確保，それから歳出の削減ということでございます。歳出の削減につきましても，当然，取り組んでまいらなければならないということでございますので，まずはその取組を着実に行っていくということが大事になるのではないかと思っております。歳入の確保，その計画以上のものというのは，現在のところでは考えておりません。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　最後に，ちょっと決算カード，令和元年度のをちょっと見ていくと，平成26年から向こうには30年間あるんですけども，見ていくと，実質単年度収支というのはずっとマイナスで来てます。なかなかこれがプラスに転じない。ですから，やはりずっと赤字続きというのは，何とかこれは改革していただいて，やはりプラスになったりマイナスになったりというような形が正常な形だと思いますので，そういう財政運営をこれからぜひ進めていただきたい。

また，経常収支に関しても，これは硬直化しないように，ぜひともコントロールをしながら，議会のほうも議論を深めながらやっていかなくてはならないと，このように感じております。ぜひ，そういう財政運営，また議会のほうもしっかりまた財政に対して勉強を進めながら，執

行部の皆さんと深い議論ができて，町の財政が健全かつ発展的に行くようになればいいかと思います。

町の財政は，非常に厳しい状況は先に見えますけども，過去の資料データを見ると，結構阿見町は，財政担当，頑張ってうまくやってきたなとは思って見てます。将来の負担比率も出てないし，公債費の比率も大きくないということは，非常に頑張ってやってこられてるので，これからもぜひ頑張って進めていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，13番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は２時25分といたします。

午後　２時１４分休憩

午後　２時２５分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，７番栗原宜行君の一般質問を行います。

７番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔７番栗原宜行君登壇〕

○７番（栗原宜行君）　皆さん，こんにちは。

通告に従いまして，質問をいたします。

今回の質問は，新型コロナ感染症対策は万全かということについて質問いたします。

令和３年１月28日，令和２年度の第３次補正予算が成立しました。補正予算の追加歳出計では19兆円を超え，今回も地方創生臨時交付金が含まれた大型補正予算となりました。また，外出自粛が継続する中，子供の見守り機会が減少し，児童虐待リスクが高まり，今後もこうした状況が続くことが見込まれるため，定期的に見守る体制を確保し，児童虐待の早期発見，早期対応につなげる子どもの見守り強化アクションプランが，昨年４月，厚労省から発出されました。

新型コロナ感染症の収束がいまだ見えない中，予防や支援策について，以下５点伺います。

１，令和３年１月28日に成立した第３次補正予算はどのようなものですか。

２，今回交付される地方創生臨時交付金はどのくらいの規模になるのですか。また，実施計画をどのように提出されたのですか。

３，第１次及び第２次補正予算では，どのような成果が上がったのですか。

４，阿見町の新型コロナ感染症予防体制は万全ですか。特に，ＰＣＲ検査やワクチン接種の最前線である健康づくり課の体制は整っていますか。

５，子どもの見守り強化アクションプランの進捗はどのようになっていますか。

以上，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　栗原議員の，新型コロナ感染症対策は万全かについての質問にお答えします。

１点目の，令和３年１月28日に成立した第３次補正予算はどのようなものかについてであります。

国の第３次補正予算では，総合経済対策に基づき，新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に係る経費に４兆3,581億円，ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る経費に11兆6,766億円，防災・減災，国土強靱化の推進など安全・安心の確保に係る経費に３兆1,414億円，合計19兆1,761億円が計上されております。

このうち地方公共団体に関係した予算としましては，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に１兆5,000億円，ワクチン接種体制整備・接種の実施に5,736億円，デジタル基盤改革支援に1,788億円，防災・減災，国土強靱化の推進に１兆6,532億円などが盛り込まれております。

２点目の，今回交付される地方創生臨時交付金はどのくらいの規模になるのかについてであります。

当町におきましては，去る２月２日に，国から第３次交付分として１億3,600万円が示されたところです。この交付分については，２月10日の第３次実施計画の提出と併せて，その全額を令和３年度に繰り越す手続をしております。

令和３年度に実施する事業については，国から具体的なスケジュールが示され次第，当町に必要な感染症対応事業を取りまとめ，補正予算を編成してまいります。

３点目の，第１次及び第２次補正予算では，どのような成果が上がったのかについてであります。

当町では，国の第１次及び第２次補正予算において措置された地方創生臨時交付金を活用し，これまで66の事業を実施しております。総事業費は４億8,375万5,000円となり，このうち４億2,623万2,000円が交付対象経費となっております。全66事業のうち63事業が年度内に完了する見込みであります。

改めて，その幾つかを御説明いたしますと，感染症対策としては，公共施設等における飛沫感染防止用のアクリルパネルや消毒液等の感染症防止用品等を整備し，公共空間の感染リスク

を下げる取組を行いました。また，新型コロナウイルス感染症の初期症状と似たインフルエンザについて，小児及び高齢者の予防接種費用を全額公費負担とし，感染予防対策を強化いたしました。例年を上回る多くの方に予防接種を受けていただくことができました。

町内の消費喚起と商業振興を図る取組としては，プレミアム付商品券事業について，プレミアム率を30％に拡大して実施いたしました。大変好評であったため，初回での購入ができなかった町民の皆様に対し追加販売を行いました。

このほかにも，災害時の避難所の感染症拡大防止を図るための備蓄品の購入や，新成人特別応援給付金の支給など，その一つ一つがコロナ危機を乗り越えるために必要な取組であると認識しております。

４点目の，阿見町の新型コロナ感染症予防体制は万全か。特にＰＣＲ検査やワクチン接種の最前線である健康づくり課の体制は整っているかについてであります。

昨年からの新型コロナウイルス感染症の対策のために，健康づくり課では，これまでの業務に加えて多くの時間を感染症対策に費やしております。加えて，１月からは，感染した場合に重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある方の不安軽減のためＰＣＲ検査も実施しております。この事業には，健康づくり課だけではなく他課の協力の下，運営しているところです。

国からワクチン接種体制の確保を進める上で全庁的な対応が求められたことから，対策本部会議で全庁的な協力について認識を共有し，２月12日付で健康づくり課内に新型コロナワクチン対策室が設置され，保健福祉部から事務職員４名，健康づくり課から保健師１名が専任での配属となり，室長の課長補佐と，係長の保健師は，現職と兼任での配属となりました。今後の事業進行に合わせ，さらに人員を配置していく予定です。

ワクチン接種は国を挙げた一大プロジェクトであり，力を結集して臨まなければなりません。しかし，町民の皆様のサービス低下につながることがないように，現行の事業も継続していかねばならず，職員の負担がかなり大きくなっているのが現状であります。

５点目の，子どもの見守り強化アクションプランの進捗はどのようになっているのかについてであります。

子供の見守りについては，コロナ禍の状況に関係なく，子供が在籍している保育園や学校で，身体的な異常や日常の様子について目を配るとともに，健康づくり課で実施している新生児訪問や乳幼児健康診査で，家庭環境や身体所見の有無を確認し，虐待が疑われる案件の早期発見に努めております。

現在，子どもの見守り強化アクションプランに基づく事業は実施しておりませんが，このプランにおいては，行政機関だけではなく，様々な支援活動を実施している民間団体等にも幅広く協力を求め，地域の様々なネットワークを総動員することで子供を見守る体制を強化するこ

とができると考えられますので，今後，他市町村の事例などを参考にしながら，実施に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　御丁寧な御答弁ありがとうございます。

それでは，項目に従いましてですね，再質問のほうをさせていただきます。

全体的にはですね，19兆円という形で，かなり大きな補正予算なりましたけれども，今回ですね，地方公共団体に対しても，御答弁の中にあったようにですね，予算としては大きく組まれているということでございます。

この中でですね，地方公共団体関係予算のうち，デジタル基盤改革支援を活用して，どのように庁内を整備していかれるのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

国より，デジタル改革，グリーン社会の実現に向けた取組が示され，各省庁で様々な事業の予算化がされております。地方公共団体の予算としましては，総務省ではデジタル基盤改革推進のため，自治体の情報システムにクラウドを活用した標準化・共通化に向けた取組の支援や，マイナンバーカードの普及・利活用の促進のため，市町村による普及促進や交付体制のさらなる充実などの支援がされております。

また，文部科学省におきましては，ＧＩＧＡスクール構想の中で，教育ＩＣＴ環境を実現するため，１人１台端末と，学校における高速通信ネットワークの整備の支援がされております。

そして，厚生労働省では，保育士の業務負担軽減を図るため，保育分野におけるＩＣＴを活用した業務システム導入を支援する，保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業が計上されております。

なお，本町におきましては今年度，臨時交付金を活用したデジタル化の取組としまして，職員用テレワーク端末の整備，中学校への電子黒板を整備，さらに予科練平和記念館へのWi-Fi環境の整備に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それではですね，同じくその地方公共団体関連のうちですね，防災・減災，国土強靭化の推進ということで活用はされるわけですけども，これはどのように整備をされていくんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長朝日良一君。

○町民生活部長（朝日良一君）　はい，お答えいたします。

国の第３次補正予算を受けまして，市町村が，令和３年度に，防災・減災，国土強靱化に活用できる予算及び重点化支援事業が提示されました。阿見町としましては，現段階で具体的な事業実施は確定しておりませんが，既に国土強靱化地域計画を策定済みであるため，交付金，補助金等を一層有効活用できるようにですね，関係部署と調整を図りながら，町の強靱化を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それではですね，４つの項目以外ですね，その他として，ポストコロナに向けてですね，経済構造の転換，好循環の実現という形で予算も組まれておりますので，これの部分でですね，地方公共団体に関係する予算というのは含まれているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

先ほど申し上げましたデジタル基盤改革に関する経費のほか，厚生労働省では，子供を産み育てやすい環境づくり策として，待機児童解消に向けた保育の受け皿整備を進めるため，保育所等整備交付金，保育所等改修費等支援事業，子どもの見守り支援の強化として，支援対象事業等見守り強化事業などが計上されております。

また環境省では，2050年，カーボンニュートラルの実現に向けたローカルＳＤＧｓとなる地域循環共生圏の構築を目指す取組の支援がされております。

なお，町長答弁にもありましたが，新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金にも地方公共団体に関する予算も含まれております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

今，室長が言われましたようにですね，全体の部分としては，今言った部分なんですけども，２点目の中でですね，臨時交付金のほうにつきましてもですね，今回１億3,600万が，町として自由度の高いですね，交付金が交付されております。

今回の交付対象事業としてはですね，どのような事業があるんでしょうか。すいません，それと，交付金の使用制限というのは，あるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

交付金の使途につきましては，新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり，地域の実情に合わせて必要な事業であれば柔軟に活用することができます。

しかしながら，実施する事業の実施状況とその効果については，町に説明責任が求められております。

また，使途の制限につきましては，第１次及び第２次補正を通して，用地の取得費や貸付金，保証金には，この交付金を活用することはできないことになっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

自由度が高いということでございますので，対象事業の中でですね，進めていただきたいと思います。

それではですね，今回は第１次補正が昨年の４月に下りまして，第２次が９月，今回第３次ということで，３回のですね補正が組まれたわけですけれども，この第１回，第２回，第３回でですね，何か違いはあるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

交付対象事業の考え方につきましては，第１次及び第２次補正予算から基本的に変更はございません。第３次補正では，新たに総合経済対策に掲げられました事業が交付対象として追加となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。第３次については総合経済のほうがプラスになっているよということでございました。

その中でですね，例えば内閣府であったり財務省においてはですね，より浸透させたいということがありまして，ユーチューブまたはホームページでですね，この臨時交付金の制度についての要綱や活用事例を紹介しています。

参考にしたい事例や実施したい事例がこの中にあればお伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

臨時交付金のポータルサイトであります地方創生図鑑というポータルサイトがあるんですが，そこでは全国自治体の様々な取組事例が紹介されております。全庁的に参考になる事例を共有

しながら，第３次補正分の事業を取りまとめていきたいというふうに考えております。

また，当町で取り組みました，プレミアム付商品券事業，これにつきましては，全国でも多くの自治体で取り組まれた事例でございます。

そのほかにも様々な活用事例がこのサイトに紹介されておりますので，今後，第３次補正の取組に向けまして，こうした情報を積極的に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それではですね，３点目の，１次，２次補正での成果についてですね，再質問のほうをさせていただきます。

全66事業のうち63事業が年内完了だよということでございました。また成果としてですね，私も受診しましたけども，インフルエンザ，65歳ということで，公費負担ということで打たせていただきました。風邪も引いておらずですね，本当にありがたいというふうに思っております。

また，プレミアム付商品券もですね，３割ということで，大胆な政策でですね，ここにも，町長のほうにもありましたけれども，大変好評だったということで，私もですね，議員として，最初に買ってはいけないだろうということでですね，手控えておりましたら買えなかったということでございましたけれども，その後も追加ございましたので，消費のほうをさせていただくような形で進めさせていただきました。

質問なんですけれども，66のうち63が完了，済みましたよということなんですけど，完了しないですね，３事業については，どのような事業なんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

完了していない３事業につきましては，年度内に完了しないということですので，これについては繰越しの手続を取っております。

その３つの事業ですが，１つは都市計画基本図整備事業でございます。事業費は4,978万6,000円となっております。都市計画基本図，都市計画情報データを作成し，都市計画情報をオープンデータとして公開することで，新型コロナウイルス感染症対策の充実と都市計画行政の効率化による住民サービスの向上を図っていこうとするものでございます。

２つ目ですね，２つ目は，町ムービー制作事業でございます。事業費としては737万円となっております。新型コロナウイルス感染症の収束を見据えまして，特に町の重要な歴史遺産であります予科練にスポットを当てまして，町への関係人口等の増加を図るため，プロモーション映像を作製し，デジタルサイネージや町公式ユーチューブを活用して，町の魅力を発信を行

っていきたいというふうに考えております。

また，３つ目につきましては，公共交通推進事業でございます。事業費としましては233万円となっております。新型コロナウイルス感染症の収束を見据えまして，デマンドタクシーを，感染症拡大防止策を講じた環境に優れたハイブリット車両に入れ替える予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

そうすると，３つの部分については繰り越して，これでいくと6,000万弱ですかね，が繰り越して事業の完了を進めるということでございました。

そうすると，第１次，第２次でですね，交付金の残というのは，あるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

町長答弁にもありましたように，現時点では，交付限度額の４億2,623万2,000円を上回る４億8,375万5,000円の事業費を予算化しており，交付金については限度額いっぱいを充当しているところでございます。したがいまして，残は今のところ発生しておりません。全て充当しております。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それでは，３点目の最後なんですけれども，当然，国は，交付金を出したら，その説明を求めるよということになっておりまして，地方創生臨時交付金の実施状況のですね，公表及び効果の検証について，自治体がアンケート調査，その他の適切な方法により，効果を測定するとともに，ホームページへの掲載により，その内容を一般に閲覧できるようにするなど，広く透明性を持った手法で行うよう求めているという形で言われております。

これに対してですね，どのようなスケジュールで効果の検証と公表をするのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君）　はい，お答えいたします。

交付金を活用した事業につきましては，事業終了後に，事業目的，事業内容に応じた実施状況，またその効果について検証を行ってまいります。

公表に当たりましては，広く透明性を持った手法で行うことが求められておりますので，町ホームページにおきまして，事業の実施状況，効果の検証結果などが町民の皆様に閲覧できるよう，取りまとめができ次第，公表をしてまいります。まだ全て事業が終わっておりませんので，事業が終わり次第，検証のほうを行って公表してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それでは，４点目の質問の再質問のほうに移りたいと思います。

４点目，感染予防体制は万全ですかということで，健康づくり課さんのところ，特化した質問をいたしました。

１月の18日からですね，ＰＣＲ検査について始まりました，10週にかけてですね。これも自己負担もありましたけれども，これもＰＣＲ検査が待たれていた中でですね，しっかりとした施策で実施されておりますけれども，改めましてですね，１月18日から実施したＰＣＲ検査の概要をですね，再確認のため，教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

対象者は，新型コロナウイルスの感染により重症化するリスクの高い65歳以上の高齢者や，基礎疾患を持っている方，肥満の方で，無症状の方が対象となっております。目的としては，対象者の感染への不安軽減のため，本人の希望により検査を実施いたします。検査方法は，唾液によるＰＣＲ検査で，ドライブスルー方式にて行います。自己負担額は3,650円となります。

検査実施日は１月18日から３月29日までの月曜日，10回で，検査結果にいたしましては，検査を実施した週の週末までに本人に郵送する形になります。結果，陽性な反応が出た場合については，通知の前に電話連絡し，保健所からの指導があるため自宅待機をしていただくようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

そうすると，１月の18日から３月の29日までということでございましたので，私もですね，予約をして，受けたいなというふうに考えております。

今回ですね，ＰＣＲ検査の実施状況はどのようになってるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

３月１日時点で，６回実施いたしまして，実施者数は111名となります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

３月１日ということで，111名ということであればですね，当初，これ500名だと思いますので，かなり広がっていないというようなことだと思うんですけれども，この検査件数がですね，伸びない理由って何かあるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

最初のうちについては，検査の申込者は比較的多かったんですが，２月15日以降の申込者については，数名にとどまっているのが状況でございます。

検査数が少ない要因としましては，町内の感染者数が減少傾向にあるとともにですね，ワクチン接種のほうが始まりましたことによって，町民の関心がそちらのほうに移ったのかと想定してるところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

ほかの市町村はどんな状況なんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

県内の他市町村についても，同様に減少してるようでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

そうしますと，残り今月までということですので，今後ですね，検査人数を増やすためにですね，どのような対応も取られるのか，教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

町民の皆様の中に情報が届かないために，本事業を知らないために検査を受けていない方がいないようにですね，なお一層ホームページやあみメールなどで引き続き周知を行うとともにですね，高齢者の支援に携わっている社会福祉協議会や民生委員にも情報提供を行い，希望者が検査を受けられるよう周知に力を入れてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それではですね，政府もですね，国会議員の皆さんもですね，先月ぐらいからですね，ワク

チンが始まってきたので，ＰＣＲについてはですね，後退するということなのかなと思っていたんですけども，閣僚の皆さんもですね，守りのＰＣＲからですね，攻めのＰＣＲへ行くんだということを言われております。ニュースも出ましたけれども，今後のですね，ＰＣＲ検査の方向性，そして展開をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

攻めのＰＣＲ検査と言われるものは，無症状の方に広く検査を行い，陽性者を早期に発見し，クラスターの発生を防ぐというものです。こちらについては，茨城県が，独自の検査として，県内全ての高齢者，障害者の入所施設に対して実施しております。クラスター発生の可能性が高い施設入所者や従事者に集中して検査を実施することは，非常に意義のある取組であると思っております。

今後も感染が拡大しないよう，重症化リスクが高い高齢者と，その方のケアに関わる従事者のＰＣＲ検査は必要だと思いますが，ＰＣＲ検査も100％ではないので，基本的な感染予防対策でありますマスクの着用，小まめな手洗い，密を避けることは，今後も徹底して続けていく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

守りのＰＣＲから攻めのＰＣＲということをですね，ＮＨＫがですね，先月２月の17日にですね，攻めの検査はどうあるべきか，自治体のＰＣＲ検査戦略ということで，東大の先生，慶應の先生とかですね，が特集を組んでやられていたということで，決してですね，ＰＣＲについては，ワクチンの脇役ではないという形を力説されておりました。

では，４点目の最後なんですけども，保健所ですね，東京だとか，県内もそうですけれども，保健所の業務がかなり逼迫してですね，御苦労されているというのが，去年ではかなり出ておりました。保健師さんも足りないと，常に電話鳴りっ放しだということでございました。

阿見町のですね，保健師さんの人数は足りているんでしょうか。また，業務をする上でですね，資機材等の環境は，実際に最前線として働いていただいてる中で，整っているのか，その辺をお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

保健師の数につきましては，新型コロナワクチン対策室に専任で保健師１名，係長保健師，室長保健師は現職で，兼任と業務に当たっており，これまでの健康づくり課業務については減

員となった状況であります。これにより，大変負担は大きくなっているものと思っております。

必要資機材につきましては，現在必要な物品を購入し，そろえているところですが，来年度は集団接種も始まることでありますので，引き続き必要な物品等をそろえていく状況があります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それではですね，５点目，最後の質問のところに再質問のほうを移らせていただきます。

まずですね，子どもの見守り強化アクションプラン事業ということなんですけれども，これは昨年度くらいからもですね，強化しましょうという形があったんですけども，予算がなかなか目立つっていうか，分かりやすくなかったということで，御答弁にもありましたように，ふだんから，子供たちの見守りについては，コロナ禍の状況に関係なく，していますよということでございました。

子どもの見守り強化アクションプランの事業のですね，概要について教えていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えいたします。

学校の休校や外出自粛が継続する中で，子供の見守りが減少し，児童虐待のリスクが高まることから，要保護児童対策地域協議会が中核となり，支援対象児童の状況を，電話や訪問等により定期的に確認し，必要な支援につなげます。その際，民間団体等にも幅広く協力を求め，様々な地域ネットワークを総動員し，地域の見守り体制を強化することが子どもの見守り強化アクションプランになります。

以上になります。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

結局，国はですね，厚労省につきましては，通常こういった形でやっていただいてるんですけども，コロナが１年間続いてしまったので，その中で，やっぱり状況が，もう悪化してはいけないという中で，今，部長が言われたようにですね，職員さんだとか，要対協さんだとか，いろんな形でだけはなくて，民間活用もしてもいいよと。その分の財源は確保するよと。だから，支援対象者の子供たちであったり，妊婦さんだったりとかいう対象者に対して，強化してケアしてねっていうことですよね。

そうするとですね，阿見町におけるコロナ禍でのですね，支援対象者の状況に変化はあった

んでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

コロナ禍によって，虐待等の対応件数の増加などの変化はありませんでした。対応方法においては，家庭訪問を行う際には玄関のみの対応等の配慮を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　支援対象者の皆さんがですね，変化がなかったと，いい面でですね，いい面で変化がなかったということは，安堵いたしました。

それではですね，子供の見守りの強化のために，先ほど御案内しましたけども，国の支援策がありますけれども，この補助基準額は，どのぐらい支援していただけるのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

支援スタッフの人件費，訪問経費などの事業実施に係る経費としまして，831万3,000円で，補助率は10分の10となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

831万3,000円ですか。10分の10。これはすごくうれしいですよね。これは結局，今までの３次補正の，先ほど室長が言われてましたけども，厚労省の関連の中の費用の中に含まれていますので，こういうふうに明確になればですね，これをもってですね，民間のほうに委託ができるという形になります。ぜひ有効に使っていただきたいというふうに思います。

そしてですね，具体的な中身にちょっと入りますけれども，この見守り強化のためのですね，対象児童は，要保護児童対策地域協議会，要対協に登録をされている支援対象児童に限られるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

要保護児童対策地域協議会に登録している支援対象児童以外にも，関わっている児童も対象になってくる，関わってきます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それ以外の子供たちもオーケーだということでございますので，ぜひ，

見守りのほうをお願いしたいと思います。

実際に，じゃあ，見守るほうですね，民間団体のところですけれども，事業を委託しようとする民間団体の部分でですね，要対協の構成員である必要があるのかどうか，基準や制約があるのかどうか，それについてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答いたします。

要保護児童対策地域協議会の構成員である必要はありません。例えば，子育て支援を行う民間団体等においても委託できるところでございます。

また，詳しい基準や制約については，詳細については把握できてない部分がございますので，今後，県や既に事業を実施している市町村の事例を参考にしながら，内容を把握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　じゃ，最後の質問になります。

今，国の事業が10分の10でありますよという形で御案内いただきました。これもですね，昨日，おとついが，令和３年度の予算が衆議院通過しましたので，実際に第３次補正しか分からないんですけれども，第３次補正でも831万円つくということで，それ以後，ついていただきたいとは思いますが，例えばですね，現在，茨城県やですね，阿見町における，子ども地域安全見守り隊の活動事業に対する補助金の制度というのはあるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

現在，町にはですね，この見守り隊の活動に対する補助金は，現在のところありません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

ぜひですね，国の政策の継続もお願いしながらですね，その中で，茨城県阿見町が，独自のですね，補助金制度があって，子供たち，支援対象の皆さんも救えるようになればいいなというふうに思っております。

今回のですね，第３次補正予算はですね，15か月予算と言われています。実際に２年度ですけれども，町長からも御案内があったとおり，令和３年度まで，いっぱい有効に活用ができるということでございますので，支援をですね，最も必要とする町民の皆様，また，全町民の皆さんにもですね，コロナに打ちかつため，公平にですね，利用できるようにですね，第１次補

正，第２次補正では十分ではなかった部分も含めてですね，15か月かけて丁寧に実施していただきたいと思います。

それをお願いし，私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，７番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（久保谷充君）　次に日程第２，休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により，３月５日から３月18日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後　３時１０分散会

第　　4　　号

〔　3 月 19 日　〕

令和３年第１回阿見町議会定例会会議録（第４号）

令和３年３月１９日（第４日）

○出席議員

１番　久保谷　充　君
２番　落　合　剛　君
３番　栗　田　敏　昌　君
４番　石　引　大　介　君
５番　高　野　好　央　君
６番　樋　口　達　哉　君
７番　栗　原　宜　行　君
８番　飯　野　良　治　君
９番　野　口　雅　弘　君
１０番　永　井　義　一　君
１１番　海　野　隆　君
１２番　平　岡　博　君
１３番　川　畑　秀　慈　君
１４番　難　波　千香子　君
１５番　紙　井　和　美　君
１６番　柴　原　成　一　君
１７番　久保谷　実　君
１８番　吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　長　千　葉　繁　君
副　町　長　坪　田　匡　弘　君
教　育　長　湯　原　正　人　君
町長公室長　小　口　勝　美　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩　孝君
人事課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
防災危機管理課長	白石幸也君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井　厚君
都市計画課長	林田克己君
道路課長	浅野修治君
上下水道課長	井上　稔君
学校教育課長	小林俊英君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川　栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第１回阿見町議会定例会

議事日程第４号

令和３年３月１９日　午前１０時開議

日程第１	議案第４号	阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
日程第２	議案第５号	阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
	議案第６号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第７号	阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について
	議案第８号	阿見町立公民館条例の一部改正について
	議案第９号	阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について
	議案第１０号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第１１号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第１２号	阿見町青少年問題協議会条例の廃止について
日程第３	議案第１３号	令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号）
	議案第１４号	令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
	議案第１５号	令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第４号）
	議案第１６号	令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
	議案第１７号	令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）
	議案第１８号	令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第４号）
日程第４	議案第１９号	令和３年度阿見町一般会計予算
	議案第２０号	令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第２１号	令和３年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第２２号	令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第２３号	令和３年度阿見町水道事業会計予算
	議案第２４号	令和３年度阿見町下水道事業会計予算
日程第５	議案第２５号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

日程第６　議案第２６号　　土地の処分について

　　議案第２７号　　土地の処分について

日程第７　議案第２８号　　町道路線の廃止について

　　議案第２９号　　町道路線の認定について

日程第８　議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第４号　　阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長（久保谷充君）　初めに，日程第１，議案第４号，阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については，去る３月２日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君）　おはようございます。命により，総務常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和３年３月５日午前９時58分に開会し，午前10時22分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ20名，議会事務局から２名の出席をいただきました。なお，傍聴者は２名でした。

議案第４号，阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について，質疑を許しましたところ，公費負担について，自動車の個人契約は対象になるのかという質疑に対し，候補者と生計を一にする親族以外との有償契約であれば対象になります。ただし，当該親族がレンタカー業等を営む場合は対象になりますとの答弁がありました。

次に，看板や音響システムなどは公費負担の対象になるのかという質疑に対し，車両本体のみが公費負担になり，付帯料金は対象外であるとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終了し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第４号，阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については，全

委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第４号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第４号は，原案どおり可決することに決しました。

議案第５号	阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
議案第６号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第７号	阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について
議案第８号	阿見町立公民館条例の一部改正について
議案第９号	阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について
議案第１０号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第１１号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第１２号	阿見町青少年問題協議会条例の廃止について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第２，議案第５号，阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について，議案第６号，阿見町介護保険条例の一部改正について，議案第７号，阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について，議案第８号，阿見町立公民館条例の一部改正について，議案第９号，阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について，議案第10号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，議案第11号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第12号，阿見町青少年問題協議会条例の廃止について，以上８件を一括議題と

いたします。

本案については，去る３月２日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長樋口達哉君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第５号，阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，機能別消防団員として編成した役場消防部は，庁舎内の経験者等で編成し，その他の町民の方の参加はないのかとの質疑に対し，今回の役場消防部の編成は，役場の職員で消防団の現役，ＯＢ，関係者等に限定しています。次の段階で，町民の方々で既に辞められた方々などの編成を考えておりますとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第５号，阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第10号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，うち総務常任委員会所管事項について，質疑を許しましたところ，質疑なく，質疑を終了し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第10号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第11号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，うち総務常任委員会所管事項について質疑を許しましたところ，質疑なく，質疑を終了し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第11号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　皆さん，おはようございます。

それでは，命により，民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和３年３月５日午後１時58分に開会し，午後３時40分まで慎重審議を行いました。出席委員は全委員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ20名，議会

事務局から３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は３名でした。

まず初めに，議案第６号，阿見町介護保険条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，今回の保険料減額賦課によって保険料収入はどれくらい減少するのかとの質疑があり，執行部からは，保険料は人数によって決まるものなので，そのような現象はないと思われますとの答弁がありました。

また，今後３年間保険料を据え置くが，据置きをしても影響はないのかとの質疑があり，執行部からは，減額分の保険料については国から補助金が入ってきます。また，今後３年間は町の積立金を取り崩し，第７期計画と同額を設定する予定となっておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第６号，阿見町介護保険条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第８号，阿見町立公民館条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，今回条例案の提出に至った経緯を再度確認したいとの質疑があり，執行部からは，昨年９月の決算委員会で，陶芸窯の質問をいただいた際，陶芸窯使用料の根拠となる条例について，職員から規定がされていないのではないかとの指摘が判明し，今回一部改正を上程するに至った次第ですと答弁がありました。

また，根拠はなく使用料を徴収したことに対し，町はどのような措置を取るつもりなのかとの質疑があり，執行部からは，実費負担の考え方によりお支払いをいただいていたことから，今回の経緯を丁寧に説明し，御理解をいただき，使用料についても対応していきたいと考えていますとの答弁がありました。

また，条例が改定される４月１日までの期間について，どのような措置を取るのかとの質疑があり，執行部からは，３月も陶芸窯の使用が２回予定をされていますが，基本的には陶芸窯を使う時点，もしくは事後に実費見合いということで料金を頂きたいと考えていますとの答弁がありました。

また，費用対効果についての質疑があり，中央公民館の窯は，導入経費が190万円，その他に熱線の補修費や電気料がかかります。令和元年度の電気料金は12万1,472円で陶芸窯の使用が８万5,000円でしたので，おおむね７割程度の電気料金を頂いている形になっていますとの答弁がありました。

次に，条例を制定する前に徴収した分を電気使用料だとか，そういったことに換算して，特に問題はないのかとの質疑があり，電気料金や陶芸窯使用料で約７割ということで御説明しましたが，妥当な金額であったと考えていますとの答弁がありました。

次に，中央公民館の陶芸室２枠で1,000円の設定でやれるのかとの質疑があり，執行部から，陶芸室は午前の４時間，午後の４時間，それぞれを1,000円の料金で規定しています。また，社会教育認定団体等は減免制度がありますので，実質的には半額の負担となりますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第８号，阿見町立公民館条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第９号，阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，公民館とコミュニティセンターの運営要綱が違うと思うが，陶芸窯の使用料金に違いはあるのかとの質疑があり，執行部からは陶芸窯の使用料金については，各施設，中央公民館，かすみ公民館，本郷ふれあいセンターとも同一料金ですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第９号，阿見町コミュニティセンター条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第10号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，うち民生教育常任委員会所管事項について，質疑を許しましたところ，今回青少年問題協議会と青少年相談員連絡協議会の委員の人数について質疑があり，執行部からは，青少年問題委員会は定員が10名，青少年相談員連絡協議会は30名以内となっておりますとの答弁がありました。

また，30名以内となっているとのことだが，現在阿見町には何名いるのかとの質疑があり，執行部からは，現在22名で活動していますとの答弁がありました。

また，両協議会とも事業見直しに伴う廃止ということだが，それぞれの委員に話合いをして決まったことなのか，それとも集まらずに廃止ということなのかとの質疑があり，執行部から，青少年問題協議会ですが，昨年度から開催をしておらず休止中です。その関係で，新たな委嘱状の交付も行っていないことから，直接のお話はしていないのが実情です。それと，青少年相談員は，県の茨城県青少年の健全育成等に関する条例で，青少年育成者と規定されている方が青少年相談員の活動していますので，特に相談はしていないのが実情です。今回附属機関の条例上，廃止という表現になりますが，活動はなくなるわけではありませんとの答弁がありました。

また，条例を廃止しても青少年相談員連絡協議会のほうは残るのかとの質疑があり，執行部からは，現在青少年相談員については要綱で定めているが，協議会は要綱に規定がないので，規定にきちんと位置づけをしたいと考えていますとの答弁がありました。

また，他の市町村は要綱ではなく条例の制定により相談員連絡協議会を設置しているが，阿

見町は条例を廃止して新たに要綱に定めたから活動ができるとしているが，それで大丈夫かとの質疑があり，執行部からは，青少年相談員連絡協議会については，阿見町が属する県のブロックの中の10市町村で，青少年相談員連絡協議会を附属機関として条例化している市町村は阿見町以外にはございませんでしたとの答弁がありました。

また，条例になくても費用弁償は大丈夫なのかとの質疑があり，執行部からは，非常勤特別職であったときと同額を要綱で規定しており，現在は事業協力者として謝礼金をお支払いする形になっていますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第10号，阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について，うち民生教育常任委員会所管事項は，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第11号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，うち民生教育常任委員会所管事項の質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第11号，阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，うち民生教育常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第12号，阿見町青少年問題協議会条例の廃止について，質疑を許しましたところ，今回，令和３年度に新たに立ち上げる。青少年育成阿見町民会議の予定参加団体に，スポーツ少年団などは参加の予定になっているのかとの質疑があり，執行部からは，準備会を立ち上げる際に，４団体に声がけをしていきたいと思います。その際，最終的な各団体の御理解が得られれば，４団体に限らず参加をしていただくということで考えていますので，将来的に設立時にはスポーツ少年団にも御参加をいただく可能性があると考えていますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第12号，阿見町青少年問題協議会条例の廃止については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　おはようございます。

それでは，命により，産業建設常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和３年３月８日午前９時58分に開会し，午前11時24分まで慎重審議を行いま

した。出席委員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ10名，議会事務局から３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は３名でした。

まず初めに，議案第７号，阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，自動運行について質疑があり，自動運行補助施設とは，主に電磁誘導線や磁気マーカー等を使用して運行を補助するもので，道路下に電磁線を埋設したり磁気マーカーを埋設して，その上を自動車が自動運転するものですとの答弁がありました。

次に，道路の幅員について質疑があり，自動運行は専用レーンとなり，道路の幅員については，この条例改正とは別に３メートル以上と規定されていますとの答弁がありました。

もし工事が行われる場合は，内容について質疑があり，電磁線を細長く道路の下に埋設したり，数メートルおきに磁気マーカーを埋設するという簡単な工事ですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第７号，阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第５号から議案第12号までの８件についての委員長報告は，原案可決であります。

本案８件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第５号から議案第12号までの８件は原案どおり可決することに決しました。

議案第１３号　　令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号）

議案第１４号　　令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）

議案第１５号　　令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第４号）

議案第１６号　　令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）

議案第１７号　　令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）

議案第１８号　　令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第４号）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第３，議案第13号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号），議案第14号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号），議案第15号，令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第４号），議案第16号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号），議案第17号，令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号），議案第18号，令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第４号），以上６件を一括議題といたします。

本案については，去る３月２日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長樋口達哉君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第13号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号）うち総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，ふるさと納税の手数料が８万円増えたが，今年度はどの程度納税が増えたのかとの質疑があり，４月１日から翌年２月28日までの実績で，寄附件数は2,476件で，寄附金の総額は，3,560万6,000円ですとの答弁がありました。

次に，町税の過誤納還付金などが500万円あるが，内訳はとの質疑があり，過誤納還付金は，主に法人町民税が大きな割合を占めております。法人町民税は，事業成績により前年度の半額を中間納付しますが，決算時，中間納付を下回った分，還付する際，不足することがないように500万円の補正計上をしていますとの答弁がありました。

次に，予備費の500万円の増額補正について質疑があり，コロナウイルス予防接種関係の関連備品などの急な調達等，不測事態に備えて計上しましたとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第13号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号）うち総務常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第13号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号）うち民生教育常任委員会所管事項について

御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，教育費，地区公民館整備事業，繰越明許費の1,309万円について，昨年12月17日に，実穀小の実施設計を繰り越していますが，今後どのような形で動いていくのかとの質疑があり，執行部からは，この繰越明許費の地区公民館整備事業は，実穀小学校改修工事の設計費で，令和３年度防衛局の補助金の事前協議を秋口の10月前後に予定しています。それまでに設計をある程度完了させる見込みです。また，実穀地区公民館整備検討委員会とも意見調整を行い，設計に反映させていこうと考えていますとの答弁がありました。

また，４月から改めて動き出すということか，設計のほうは取りかかっているという認識でよいのかとの質疑があり，執行部からは，契約自体は済んでおり，今年度契約を締結した時点で現地の確認等の作業を行っていただいており，引き続き設計業務をしていただきます。設計の最終完了は令和４年の１月末までかかりますとの答弁がありました。

また，今までも何回か他の議員の質問や実穀地区の地元からの公民館は要らないんじゃないかという反対の声があり，寺子地区のほうから署名，アンケートが上がってきているが，それでも進めていくのかとの質疑があり，執行部からは，せんだってそのような要望が私どものほうにも届けられました。それを受けまして，内容を精査しておりますが，ちょっと理解ができないような部分もありますので，検討委員会や，御要望を提出された方に真意を一度確認させていただいたほうがいいだろうと思っておりますとの答弁がありました。

次に，歳入の国庫補助金，民生費，新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が1,178万5,000円減額に対し，県補助金では新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が増額の1,178万5,000円と，プラスマイナス同額になっていることについての質疑があり，執行部からは，補助金自体は国の予算から入ってくるために国庫補助金に予算計上した分ですが，一回県を経由して入ってくるという形になりますので，県の支出金に改め計上するものですとの答弁がありました。

また，障害者介護給付事業が700万円の減額，障害児童給付費が1,894万4,000円の増額になっている理由についての質疑があり，執行部からは，利用児童数の増加で，障害児の相談支援事業，児童発達支援事業，放課後等デイサービス事業でそれぞれ利用児童が増加しています。相談支援事業が４月には108名だったものが１月には124名，児童発達支援が４月に24名だったのが１月には34名，放課後等デイサービス事業が４月には83名だったものが１月には89名の増加分ですとの答弁がありました。

また，保育士等業務委託料，年初は５名分2,593万円だったのが，この減額についての質疑があり，執行部からは，当初５名を予定しておりましたが，１名しか派遣されなかったための減額ですとの答弁がありました。

また，保育士等処遇改善助成金270万円の減額についての質疑があり，執行部からは，保育士不足の問題にもつながるもので，当初予算額より実績が下回ったことによる差額ですとの答弁がありました。

また，病児保育施設整備事業費補助金，新規事業で2,312万2,000円がかなり減額になっているが，この減額理由と事業の実態について質疑があり，執行部からは，東京医大の病院内にある託児施設の改築で予算を取りましたが，鉄筋コンクリート建物の中の改修から木造建物の違う場所の改修工事になったため，工事費が安く上がる見込みで，その差額分ですとの答弁がありました。

また，事業自体は予定どおり進みそうかとの質疑があり，執行部からは，募集人員や開始時期の変更はなく，１日の定員が３名，４月１日開所予定で，順調に進んでいますとの答弁がありました。

また，特別支援学校生児童対策事業の会計年度任用職員の26万9,000円の内容について質疑があり，執行部からは，令和２年度は職員４名を予定していましたが，登録児童が４名となり，職員１名分，４月から12月分の９か月分を返金とし，その差額分となりますとの答弁がありました。

また，健康診査事業のがん健康診断委託料について，当初予算が4,721万9,000円，７月の臨時議会の補正で144万3,000円の増額，今回1,912万7,000円の減額となっている理由について質疑があり，執行部からは，健診の受診者数が見込みよりも大分少なかった関係で減額となっておりますとの答弁がありました。

また，学校施設整備事業の使用料及び賃借料のＬＥＤ照明器具借上料，当初予算で267万9,000円に対し，今回減額で246万5,000円の減額になっている。この減額理由について質疑があり，執行部からは，ＬＥＤの賃借料については，工事終了後，その月から賃借料が発生しますが，現在まだ工事が終わっていませんので，３月の１か月分だけとなります。当初は２月からの支払いを予定しておりましたが，その分を減額といたしましたとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第13号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号）うち民生教育常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第14号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第14号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第15号，令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第４号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第15号，令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第４号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第16号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第16号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第13号，令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号）うち産業建設常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，農業用ハウス強靭化緊急対策事業補助金が皆減されていますが，辞退してしまって支障はないかとの質疑があり，今年度は，コロナ禍で収入が減ったり，大きな台風もなかったといった事情や，県の基準では新設しても同じくらいの費用がかかってしまうということもあり辞退されました。今後も，いつ強力な台風が来るか分からないので，引き続き推進していきたいとの答弁がありました。

次に，新規就農者支援事業について質疑があり，当初，継続の７名と，夫婦１組と，新規採択の２名を予定していましたが，新規２名のうち１名が，同居する親族の所得合計が限度額を超えたことにより受給要件を満たさなかったため減額となりましたとの答弁がありました。

次に，プレミアム付商品券負担金の減額と原因について質疑があり，２回目の販売残数2,799万円の30％相当額を減額しました。２回目の商品券は，公平性という観点から，町外の方や１回目購入者は買えないという形で行い，地域に貢献できたと思っていますとの答弁がありました。

次に，事業計画緊急交付金について質疑があり，ホームページや広報紙，商工会のチラシ等に掲載していただいて，広く周知しましたが，結果としては，205件を予定していたところ30件の申請となりました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第13号，令和２

年度阿見町一般会計補正予算（第９号）うち産業建設常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第17号，令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）について，質疑を許しましたところ，配管付け替え工事の内容について質疑があり，場所は計算センターから福田方面に向かう路線の延長約290メートルで，雨水工事のところと重複してしまうことから支障となる水道管をもう１回布設替えをする切廻し工事ですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第17号，令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）は，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第18号，令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第４号）について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第18号，令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第４号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号から議案第18号までの６件についての委員長報告は，原案可決であります。

本案６件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第13号から議案第18号までの６件は，原案どおり可決することに決しました。

議案第１９号　　令和３年度阿見町一般会計予算

議案第２０号　　令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算

議案第２１号　　令和３年度阿見町介護保険特別会計予算

議案第２２号　　令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

議案第２３号　　令和３年度阿見町水道事業会計予算

議案第２４号　　令和３年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（久保谷充君）　次に，日程第４，議案第19号，令和３年度阿見町一般会計予算，議案第20号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算，議案第21号，令和３年度阿見町介護保険特別会計予算，議案第22号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算，議案第23号，令和３年度阿見町水道事業会計予算，議案第24号，令和３年度阿見町下水道事業会計予算，以上６件を一括議題といたします。

ここで，執行部から発言を求められておりますので，これを許します。都市計画課長林田克己君。

○都市計画課長（林田克己君）　３月12日の予算特別委員会において，吉田議員より質問をお受けいたしました新聞記事の内容の件について発言をさせていただきます。

令和３年度の主要事業の概要について記者発表を行った後，新聞記者からの問合せに町が対応していたことを確認いたしました。よって，吉田議員から御指摘を受けました新聞社への抗議等は控えさせていただきますことを御報告申し上げます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　本案については，去る３月２日の本会議において，予算特別委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員会委員長海野隆君，登壇願います。

〔予算特別委員会委員長海野隆君登壇〕

○予算特別委員会委員長（海野隆君）　それでは，命によりまして，予算特別委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，３月９日，10日，12日の３日間にわたり，議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ関係職員の出席をいただき慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては，初めに，議案第19号，令和３年度阿見町一般会計予算については，反対討論が１件ありましたが，賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第20号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算については，反対討論が１件ありましたが，賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第21号，令和３年度阿見町介護保険特別会計予算につきましては，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第22号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については，反対討論が１件ありましたが，賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第23号，令和３年度阿見町水道事業会計予算については，反対討論が１件

ありましたが，賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第24号，令和３年度阿見町下水道事業会計予算については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

なお，審議の詳細につきましては，全議員が当委員会の委員でありますので，割愛させていただきます。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず，原案に反対者の発言を許します。

10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　討論に入る前にですね，今回，予算説明書という，こういった立派なものが出されまして，大変いいことだと思います。予算審議に入る上で，ベースになる資料があるということは大変有意義なことですし，これによってね，質疑もスムーズにいったかと思います。議会改革特別委員会の方とか，執行部の方に感謝をいたします。

また，１つ付け加えさせていただきますと，この新規事業や予算の大幅な増額だとか，大幅な減額，そういったものがある場合には，この説明書きに記載していただければ，もうちょっと質疑がスムーズにいくんじゃないかと思いましたので，よろしくお願いいたします。

それでは，討論に移ります。

私は，議案第19号，令和３年度阿見町一般会計予算，議案第20号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算，議案第22号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算，議案第23号，令和３年度阿見町水道事業会計に予算に反対をいたします。

まず，一般会計ですけれども，放課後児童クラブの問題があります。コロナ禍でかなり頑張ってやっているわけですけれども，３期４期と同じ業者が行うということは，いろいろなところで弊害が出てきますし，行政の目も届かなくなってくるんじゃないかと思います。平成29年から30年にかけての１期目から２期目に移行するときの契約金額が1,900万円の増になっています。また，今回３期目になるときには，昨年の補正での増額を入れたとしても，2,090万円の増になっているということです。

もともとこの事業者に委託が始まった平成26年，この年は6,070万円で契約したということですけれども，それが今回，令和３年の今回の予算では１億1,616万という形で倍近くになっています。一者随契と聞いていますけれども，その弊害が出ているのではないかと私は思います。

次に，ＧＩＧＡスクールについてなんですけれども，コロナ禍の中でオンライン事業の必要性は十分分かりますが，子供たちがタブレットを使用することにより，ネット依存症ですとか，目などの健康被害，こういったことが出てくるんじゃないかと予測されます。また，低学年にとっては，タブレット端末ではなく，教師から児童生徒への対面指導，児童生徒同士の関わり合いなどが豊かな学びや育ちを育むものではないかと思います。

それと，毎回お話をしているマイナンバーカードの問題もあります。

よって，この一般会計予算には反対をいたします。

次に，国民健康保険特別会計です。今回の予算では，税率は据え置かれることになりますが，やはり均等割の部分で負担増になっています。令和４年度には，県は２方式を考えており，子育て世帯の負担軽減を言っていますが，どこまでできるか分かりません。

今，２億8,000万円の準備基金を使って，均等割の軽減を求め，この国民健康保険特別会計にも反対をいたします。

次に，後期高齢者医療特別会計です。今国会で，後期高齢者医療に窓口２割負担，これが導入する法案が提出されています。１割負担だった人にとっても負担が倍になる，こういった形です。日本共産党としましても，もともと75歳からの別枠での保険を設置する，この後期高齢者医療保険制度には反対をしてきました。

よって，この後期高齢者医療特別会計にも反対をいたします。

最後に，水道会計です。来年度の水道会計を見ますと，給水戸数の増の割には年間総給水量が7.7％と大きくアップしています。予算特別委員会のやり取りの中で，計算方法の話も出されましたが，収益的収入及び支出を見ると，県からの治水費が300万の増となっており，収入のアップ率2.49％に比べ支出のアップ率が6.7％と多くなっています。また，配水及び給水費も昨年より大幅にアップしており，支出増につながっていると思います。そもそも年間総給水量の予定量が多過ぎるのではないかと私は思います。

水道は生活になくてはならないものです。今，家庭ではね，節水の努力をしています。水道料金の引下げを求め，この水道事業会計にも反対をいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，原案に賛成者の発言を許します。

９番野口雅弘君。

○９番（野口雅弘君）　初めてやってみます。今回の一般会計予算には，執行部や課員が，もう本当に町のことを考えて一生懸命つくった予算だと私は判断しました。それなので，私は賛成させていただきます。

○議長（久保谷充君）　次に，原案に反対者の発言を許します。

８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　私は，議案第19号，令和３年度阿見町一般会計予算に対し，反対の立場で討論をいたします。

３日間にわたり，採決に向けた予算特別委員会の質疑が行われました。質疑は議題にされた事件の問題点をただすための発言である。私の未熟さから，賛否の態度を決するには不十分な質疑内容で，疑問点が十分に解明されなかったことは残念です。

一般予算審議の際の留意点，18項目に照らしてみて，令和３年度の予算編成の重点が，何かが明確でなく，総花主義で，住民要求との乖離が際立つ予算だと思います。その中でも，総務費，0202特別職給与関係経費（２人）であります。町長，副町長の内訳について質問をいたしました。副町長の位置づけと日常的な仕事についてお聞きしました。これは，人件費の抑制策は取られているかを明確にすることが私の質問の趣旨でした。このところ続いた事務方のミスの対処の責任者が副町長であることから，十分な指導がなされていないのではないかとの思いがあります。

よって，私は本案について反対するものです。

○議長（久保谷充君）　次に，原案に賛成者の発言を許します。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　それでは，私は反対討論のあった議案第19号，令和３年度阿見町一般会計予算，議案第20号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算，議案第22号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算，議案第23号，令和３年度阿見町水道事業会計予算に，賛成の立場から討論をいたします。

まず一般会計ですが，言うまでもなく，一般会計予算は令和３年度に実施される阿見町行政の全ての事務事業を執行する予算が網羅されております。予算の議決権は議会のみが有する権限であり，この議決なくしては確定せず，執行することはできません。

予算は歳入歳出一体のもので，昨年の９月から始まり，今日まで，財政的な制約から次年度以降に繰り越さざるを得ない政策もあったと思われますが，本予算取りまとめには事業課職員と財政担当課職員との真摯な議論が積み重ねられ，さらには町長及び教育長の政策判断によって本予算は編成されております。

令和３年度予算は，新型コロナウイルス感染症の影響による町民の健康や不安に対する対策，地域経済の活性化，阿見町のさらなる飛躍につながる政策を盛り込む極めて重要な予算となっております。特に新型コロナウイルス感染症対策については，16歳以上の全町民を対象とするワクチン接種という一大事業が予定されております。予算成立後，直ちに取り組み，成功に導かなければなりません。

また，令和３年度予算には，私も再三，一般質問で整備を要望してきた，阿見町に若い世代を呼び込み，子育て支援のさらなる充実に向けて懸案となっていた病児保育施設の整備事業が盛り込まれました。

危機管理では，消防団の機能強化を図るため，役場職員による消防部を編成し，消防署のサポート及び地域消防団の防災力強化を支援するという政策も盛り込まれています。

千葉繁町長就任以来，積極的に取り組まれている，ふるさと納税返礼品にも活用できる梅酒やそば焼酎など，地域資源を活かした特産品の開発などに取り組むための予算も計上されております。

さらに，議会の提言に執行部が応えた圏央道牛久阿見インターチェンジ周辺の土地利活用についても，牛久阿見インターチェンジ周辺開発事業として基本調査費用が盛り込まれました。

先ほど，反対者が述べた，放課後児童クラブの契約問題ですが，この契約金額の増加というのは，様々な要因あるいはその事業の拡大によって引き出されているものであり，またコロナ対応についても，その増額要因となっております。入札制度や契約方法については，さらなる改善は必要だと思いますが，本予算は町民生活に密接に関わり，阿見町の将来の展望を開く極めて重要なものでございます。

予算の議決権は，先ほども述べましたが，議会のみが有する権限であり，この議決なくしては確定せず，執行することはできません。執行部には，無駄のない効率的な予算の執行を要望して本予算に賛成いたします。

続いて，議案第20号，令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算について，賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は，病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう，加入者が医療費の負担を支え合う助け合いの制度で成り立っております。全ての人が何らかの医療保険に加入することになっている我が国の国民皆保険制度の中核として，地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しております。

しかし，加入者は自営者や農業，漁業に従事している方々，パート・アルバイト，退職して職場の健康保険をやめた方々，３か月を超える在留資格が決定された，住所を有する外国籍の方々などでございます。したがって，保険基盤は弱く，医療費が増加するにつれ市町村国民健康保険制度運営が困難に直面いたしました。平成30年度からは，都道府県が国民健康保険財政の運営主体となる国保広域化が実施されましたが，基本的な状況は変化しておりません。

阿見町でも，令和３年度予算では，一般会計から約３億8,000万円内外の繰入れを行っています。また，世帯収入状況により，保険税の免除及び軽減を行っています。私自身も国民健康保険に加入しており，確かに国保税が高いと感じることもあります。町民からのアンケートで

も国保税が高いという意見が寄せられています。しかし，加入者が医療費の負担を支え合う助け合いの制度だと理解しております。

医療費の増加傾向の中で，町は限られた財源の中で国保制度を維持するのにぎりぎりの支援を続けていることから，今後，東京医大や県立医療大学，町内の医療機関等とともに健康づくり課などが主導して，予防医学など，適正な受診を行うために全力を尽くされることを望みたいと思います。

また，抜本的な改善のためには，反対者が申しておりましたように，国保制度維持のための国の一層の支援を求めるべきだとは思います。様々な課題はあるにしても，国保に加入する町民が，病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう，直ちに本予算を議決して成立させることが必要だと思います。賛成をいたします。

続いて，議案第22号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算に，賛成の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度は，原則的に75歳以上の方が加入する独立した医療制度です。高齢者の医療費が増大傾向にある中で，1983年に制定された従来の老人保健制度を見直し，2008年に後期高齢者医療制度が施行されることになりました。いろいろと当時議論はあったものの，財源の一部を75歳以上の高齢者が負担するということになりました。従来の老人保健制度の財源は，公費が50％，国民健康保険と社会保険からの支援金が50％で成り立っていましたが，後期高齢者医療制度では，国保と社保からの支援金の負担割合を40％に減らし，削減した10％を75歳以上の高齢者の保険料で割り当てることにいたしました。

導入当時，収入状況によっては３割を負担することから，高齢者いじめなどという批判がありました。しかし，他の健康保険制度全体とバランスを取りながら，国民皆保険制度を守るために，後期高齢者医療制度の保険税は，都道府県ごとに設置された広域連合によって決められております。都道府県によってかなり差がありますが，茨城県は全国平均よりは少し安いという水準になっております。阿見町も負担分として，一般会計から５億6,000万を繰り入れております。

後期高齢者医療制度は，国で制度改善の議論が続いており，令和４年度，2022年度以降，団塊の世代が後期高齢者となり始めることで，後期高齢者支援金の増大が，急増が見込まれる中で，若い世代は貯蓄も少なく，住居費，教育費等の他の支出の負担も大きいという事情を勘案すると，負担能力のある方が可能な範囲で負担することにより，後期高齢者支援金の負担を軽減し，若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことも重要な課題であると思います。

増大する高齢者の医療費は，日本の大きな社会問題の１つです。様々な課題はあるにしても，

今日まで国の発展，阿見町の発展に貢献してくれた地域の高齢者たちが，病気やけがを完治し，健康で元気な生活を取り戻すことができるよう，本予算を議決して成立させるべきだと思います。

最後に，議案第23号，令和３年度阿見町水道事業会計予算に，賛成の立場から討論をいたします。

阿見町の水道は，昭和32年に茨城県，土浦市，阿見町の３者共同事業として，一部事務組合である霞ヶ浦水道組合を設立して発足をいたしました。その後，昭和39年に霞ヶ浦水道組合を解散すると同時に，３者の事業分担により，阿見町は茨城県から上水の供給を受ける形で，独立経営に切り替えて今日に至っております。その後，事業拡張を続け，平成21年３月に制定した阿見町水道ビジョンに基づいて，水道施設の基盤整備を行い，給水の安全と安定供給を図る事業運営が続けられております。

阿見町水道事業は，令和元年，2019年度で，普及率86.9％となっており，茨城県平均の94.7％，全国平均の98.0％と比較しても，その普及率は低位となっており，この普及率を上げるのが町民の要望だと思います。

阿見町は，深井戸による自己水源が全給水量の約22％を占めているものの，大半は茨城県から契約受水しており，水道料金の低減は容易ではありません。阿見町の水道事業は，業務見直しが数次にわたって行われており，収納業務なども広域化，民間委託を行って，収支の改善に努めております。また，町民の要望を取り入れる形で，料金体系も見直し，使用状況に応じた料金体系を導入するなど，改善も実施されております。

水道事業は，町内全域への拡張，深井戸による自己水源の浄化の改善や更生，老朽管の更新など，多くの課題を抱えております。水道は最も必要とされる社会インフラの１つであり，安心して飲める水道，いつでも安定した水道，経営基盤の強い水道，環境に配慮した水道などの基本方針の下に進めることができるよう，本予算を議決して成立されるべきだと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論はありませんか。

14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　私は，議案第19号，令和３年度阿見町一般会計予算に対し，賛成の立場から討論いたします。

新型コロナウイルスの影響により，限られた期間の中ではありましたが，委員長の下，効果的な予算審議ができたのではないかと思います。今回の予算では，町公式ホームページ改修業務，新たにシティプロモーションページを構築し，さらなる町の情報発信の強化，また，特産品振興事業で，ふるさと納税への寄附，高齢者運転免許自主返納支援事業として，町デマンド

タクシー券の配布，防犯対策として，自動車盗難防止装置購入助成事業など，新規事業に町内外の多くの皆様に町民の魅力を発信できるもの，また，町民の皆様の安心安全を補完するものと評価するものでございます。

また，子育て支援の観点では，待機児童の解消に民間保育施設整備事業，子育てと仕事の両立の支援に病児保育事業が上げられます。これまで以上に子育て環境が充実することを期待するものです。

また，ＧＩＧＡスクール構想に向けて，小中学校児童生徒１人１台の端末のリースによる整備とＩＣＴ支援員等の配置の実施と，小中学校ＩＣＴ環境整備事業については，誰一人取り残さない学びの環境づくりを期待して評価いたします。

限られた財源の中ではありますが，町のきめ細かな予算配分がされているものと高く評価をし，令和３年度一般会計予算に賛成いたします。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論はございませんか。

４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　私も，議案第19号，令和３年度阿見町一般会計予算に賛成の立場から討論させていただきます。

諸先輩方から多岐にわたり，賛成討論が行われましたので，私からは２点に注目して討論させていただきます。

まず，地域コミュニティーの形成，強化を目的に，地域予算制度が盛り込まれております。希薄化されていく地域コミュニティーを，自分たちの住み暮らす地域を，自分たちでよくしていこうという住民意識の改善につながる，注目すべき施策であると考えております。

また，同時に，町民討議会事業など，町民のニーズを幅広く町政に取り入れていこうという，町民へ寄り添った予算編成の表れであると考えています。

よって，議案第19号，令和３年度阿見町一般会計予算に賛成いたします。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第19号から議案第24号までの６件についての，委員長報告は原案可決であります。

本案６件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，順次採決いたします。

初めに，議案第19号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第19号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　異議がありますので，起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立多数であります。よって，議案第19号は原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第20号を採決いたします。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第20号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立多数であります。よって，議案第20号は原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第21号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第21号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第21号は原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第22号を採決いたします。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第22号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立多数であります。よって，議案第22号は原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第23号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第23号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立多数であります。よって，議案第23号は原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第24号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第24号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　異議なしと認めます。よって，議案第24号は原案どおり可決することに決しました。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時30分といたします。

午前１１時１８分休憩

午前１１時３０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第２５号　財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第５，議案第25号，財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）についてを議題といたします。

本案については，去る３月２日の本会議において，所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第25

号，財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，ランドセルを申し込んだ家庭に，昨年12月24日，引渡通知書を送っているが，通知書を送った人数は何人かとの質疑があり，執行部からは，令和３年度の予定は444名でしたが，11名の辞退がありましたので433名となります。総個数は，20個の予備を含め453個となりますとの答弁がありました。

また，11名の辞退の理由についての質疑があり，執行部からは，子供が希望した色がなくほかで購入した。また，引っ越し予定である。また，祖母からプレゼントされる。あと，本人が色を好まなかった。あと，鍵をかけられるものが欲しかったという本人の希望もありましたとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第25号，財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第25号についての委員長報告は，原案可決であります。

本案は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第25号は原案どおり可決することに決しました。

議案第２６号　　土地の処分について

議案第２７号　　土地の処分について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第６，議案第26号，土地の処分について，議案第27号，土地の処分について，以上２件を一括議題といたします。

本案については，去る３月２日の本会議において，所管常任委員会に付託いたしましたが，

委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第26号，土地の処分について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，町有地以外の民有地はどのような状況かとの質疑があり，公募型プロポーザル方式の企画提案書において，町有地以外の民有地について８割を超える方々から同意を得ているとの御説明をいただいたことから実現性がある事業だと認識していますとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第26号，土地の処分については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第27号，土地の処分について，質疑を許しましたところ，地権者の同意率と面積の同意率について質疑があり，地権者の同意率は85.7％，面積の同意率は83.7％ですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第27号，土地の処分については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第26号から議案第27号までの２件についての委員長報告は，原案可決であります。

本案２件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第26号から議案第27号までの２件は，原案どおり可決することに決しました。

議案第２８号　　町道路線の廃止について

議案第２９号　　町道路線の認定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第７，議案第28号，町道路線の廃止について，議案第29号，町道路線の認定について，以上２件を一括議題といたします。

本案については，去る３月２日の本会議において，所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第28号，町道路線の廃止について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，廃止と認定の理由について質疑があり，廃止については，町道の払下げによるものと，町道認定の起点・終点の誤りを修正するためのものです。認定については，誤った認定を廃止し，改めて正しい位置に再認定するものですとの答弁がありました。

次に，払下げの理由について質疑があり，当該道路に接した地権者から，宅地及び雑種地として使用したいということで払下げの申請があり，現地調査をしたところ，全く道路として機能しておらず，廃止としても差し支えないということで払下げを決定しましたとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第28号，町道路線の廃止については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第29号，町道路線の認定についての質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第29号，町道路線の認定については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第28号から議案第29号までの２件についての委員長報告は，原案可決であります。

本案２件は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第28号から議案第29号までの２件は，原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（久保谷充君）　日程第８，議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から，閉会中における所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

閉会の宣告

○議長（久保谷充君）　これで，本定例会に予定されていました日程は全て終了いたしました。

議員各位には終始熱心に審議を尽くされ，ここに全てを議了し，滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに，この上とも御自愛，御健勝をお祈りいたします。

これをもちまして，令和３年第１回阿見町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前１１時４３分閉会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　久保谷　　充

署　名　員　　野　口　雅　弘

署　名　員　　永　井　義　一

参　考　資　料

令和３年第１回定例会　議案付託表

総務常任委員会	議案第４号	阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
	議案第５号	阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について
	議案第10号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第11号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第13号	令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号） 内　総務常任委員会所管事項
民生教育常任委員会	議案第６号	阿見町介護保険条例の一部改正について
	議案第８号	阿見町立公民館条例の一部改正について
	議案第９号	阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について
	議案第10号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第11号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第12号	阿見町青少年問題協議会条例の廃止について
	議案第13号	令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号） 内　民生教育常任委員会所管事項
	議案第14号	令和２年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第５号）
	議案第15号	令和２年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第４号）
	議案第16号	令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
	議案第25号	財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

産　業　建　設 常 任 委 員 会	議案第７号	阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部改正について
	議案第13号	令和２年度阿見町一般会計補正予算（第９号） 　内　産業建設常任委員会所管事項
	議案第17号	令和２年度阿見町水道事業会計補正予算（第３号）
	議案第18号	令和２年度阿見町下水道事業会計補正予算（第４号）
	議案第26号	土地の処分について
	議案第27号	土地の処分について
	議案第28号	町道路線の廃止について
	議案第29号	町道路線の認定について
予算特別委員会	議案第19号	令和３年度阿見町一般会計予算
	議案第20号	令和３年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第21号	令和３年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第22号	令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第23号	令和３年度阿見町水道事業会計予算
	議案第24号	令和３年度阿見町下水道事業会計予算

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和２年12月～令和３年２月

１．委員会（協議会）の活動

委員会名	月　　日	場　　所	事　　件
議会運営委員会	２月１日	全員協議会室	・第１回臨時会会期日程等について ・その他
	２月22日	全員協議会室	・第１回定例会会期日程等について ・その他
議会改革等調査研究特別委員会	12月４日	全員協議会室	・会議での質疑について ・会議での資料について ・予算特別委員会について ・決算特別委員会について ・請願者の意見陳述について ・議会日程の現状と課題について ・その他
	12月15日	全員協議会室	・全国町村議会議長会議長・副議長研修会講演視聴 ・会議での質疑について ・会議での資料について ・予算特別委員会について ・決算特別委員会について ・請願者の意見陳述について ・議会日程の現状と課題について ・その他
	１月27日	全員協議会室	・前回までの協議結果について ・執行部との意見交換会について

議会改革等調査研究特別委員会	１月27日	全員協議会室	・請願者の意見陳述について ・その他
	２月19日	全員協議会室	・議会改革アドバイザーの委嘱について ・執行部への要望書について ・予算審議に必要な情報の聴取について ・その他
	２月25日	全員協議会室	・執行部への要望書の提出について ・予算審議に必要な情報の聴取について ・タブレット端末の運用について ・その他
阿見町立阿見第二小学校の統合に関する調査検証特別委員会	12月４日	全員協議会室	・緊急中間提言の提出についての報告 ・阿見第二小学校検討委員会代表者協議についての報告 ・今後の進め方について ・その他
	12月15日	全員協議会室	・今後の進め方について ・その他
	１月26日	全員協議会室	・参考人意見聴取 ・その他
	２月１日	全員協議会室	・提言書の提出について ・その他
	２月４日	全員協議会室	・提言書の提出について ・その他

議会だより編集委員会	１月６日	全員協議会室	・議会だより第167号の発行について ・その他
	１月19日	全員協議会室	・令和２年度町村議会広報研修会の動画視聴について ・議会だより167号の発行について ・その他
全員協議会	12月15日	全員協議会室	・「償却資産申告書」の誤送付について ・その他
	２月１日	全員協議会室	・新型コロナウイルスワクチン接種について ・町立中学校電子黒板設置について ・阿見町新成人特別応援給付金について ・その他
	２月８日	議会議場	・令和３年度阿見町予算内示について ・道の駅整備事業検証委員会における答申について ・救急車駐留に係る運用状況について ・その他
	２月19日	議会議場	・阿見町政治倫理審査会委員の委嘱について ・阿見町議会議員及び阿見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について ・個別施設計画の策定状況について ・地域予算制度の実施状況について

全 員 協 議 会	２月19日	議会議場	・阿見町消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について ・救急車駐留に係る運用状況について ・原発事故に係る放射能対策に要した費用の一部受領について ・阿見町長寿福祉計画・第８期介護保険事業計画の策定について ・阿見町荒川本郷地区（Ｂ－１・Ｋ・Ｃブロック）町有地の売却について ・圏央道４車線化整備の事業概要について ・新入生入学祝い品事業について ・阿見町青少年問題協議会条例の廃止について ・阿見町公民館条例，阿見町コミュニティセンター条例の一部改正について ・地区公民館の整備状況について ・その他

２．一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月　　日	事　　件	議決結果等	出 席 者
龍ケ崎地方衛生組合	２月２日	全員協議会 協議事項 （１）令和３年第１回龍ケ崎地方衛生組合議会定例会提出予定案件 ・龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ・龍ケ崎地方衛生組合員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について ・令和２年度龍ケ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第２号） ・令和３年度龍ケ崎地方衛生組合一般会計予算		川畑秀慈 海野隆
	２月15日	定例会 ・龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ・龍ケ崎地方衛生組合員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について ・令和２年度龍ケ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第２号） ・令和３年度龍ケ崎地方衛生組合一般会計予算	原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	川畑秀慈 海野隆

牛久市・阿見町斎場組合	２月２日	全員協議会 ・令和３年第１回斎場組合議会定例会議案の説明について ・運営状況の報告		飯野良治 樋口達哉 石引大介
		定例会 ・令和２年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第２号） ・令和３年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算	原案可決 原案可決	飯野良治 樋口達哉 石引大介
茨城県後期高齢者医療広域連合会	２月２日	全員協議会 ・令和３年第１回定例会提出議案等について ・令和３年第１回定例会までの日程評価について ・その他		久保谷充
	２月22日	定例会 ・茨城県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて ・茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 ・令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療	原案同意 原案可決 原案可決 原案可決	久保谷充

茨城県後期高齢者医療広域連合会	２月22日	特別会計予算 ・令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号） ・令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）	 原案可決 原案可決 原案承認	久保谷充
稲敷地方広域市町村圏事務組合	２月１日	全員協議会 ・定例会提出議案及び新年度予算案の概要について		久保谷実 紙井和美 永井義一
	２月17日	定例会 ・組合公平委員会委員の選出について ・組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について ・組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について ・組合火災予防条例の一部を改正する条例について ・令和２年度組合一般会計補正予算（第５号） ・令和２年度組合水防事業特別会計補正予算（第１号） ・令和３年度組合一般会計予算 ・令和３年度組合水防事業特別	 飯塚正夫氏 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決	久保谷実 紙井和美 永井義一

稲敷地方広域市町村圏事務組合	２月17日	会計予算 ・専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）	原案承認	久保谷実 紙井和美 永井義一